

阿見町議会会議録

令和5年第4回定例会

(令和5年12月5日～12月19日)

阿見町議会

令和5年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(12月5日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・諸般の報告	9
・常任委員会所管事務調査報告	10
・議員派遣報告	12
・議案第76号から議案第79号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	13
・議案第80号から議案第85号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・議案第86号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	18
・請願第2号(上程, 委員会付託)	19
・請願第3号(上程, 委員会付託)	19
○散 会	20
◎第2号(12月6日)	21
○出席, 欠席議員	21
○出席説明員及び会議書記	21
○議事日程第2号	23
○一般質問通告事項一覧	24
○開 議	25
・一般質問	25
吉田 憲市	25
海野 隆	35
飯野 良治	44
石引 大介	55

○散 会	7 5
◎第 3 号（1 2 月 7 日）	7 7
○出席，欠席議員	7 7
○出席説明員及び会議書記	7 7
○議事日程第 3 号	7 9
○一般質問通告事項一覧	8 0
○開 議	8 1
・一般質問	8 1
栗田 敏昌	8 1
栗原 宜行	8 9
川畑 秀慈	1 0 6
難波千香子	1 2 0
・休会の件	1 3 8
○散 会	1 3 8
◎第 4 号（1 2 月 1 9 日）	1 3 9
○出席，欠席議員	1 3 9
○出席説明員及び会議書記	1 3 9
○議事日程第 4 号	1 4 1
○開 議	1 4 3
・諸般の報告	1 4 3
・議案第 7 6 号から議案第 7 9 号（委員長報告，討論，採決）	1 4 3
・議案第 8 0 号から議案第 8 5 号（委員長報告，討論，採決）	1 4 5
・議案第 8 6 号（委員長報告，討論，採決）	1 5 1
・議案第 8 7 号から議案第 9 1 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 5 2
・議案第 9 2 号から議案第 9 7 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 5 5
・請願第 2 号（委員長報告，討論，採決）	1 5 9
・意見書案第 3 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 6 0
・請願第 3 号（委員長報告，討論，採決）	1 6 2
・意見書案第 4 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	1 6 7
・阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告	1 7 0

・議員提出議案第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	175
・議員提出議案第6号（上程，説明，質疑，討論，採決）	181
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	182
○閉 会	183

第 4 回 定例会

阿見町告示第229号

令和5年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和5年12月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和5年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月6日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日	12月7日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第4日	12月8日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	12月9日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	12月10日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	12月11日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第8日	12月12日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	12月13日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	12月14日	(木)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月15日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月16日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月17日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月18日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月19日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[12 月 5 日]

令和5年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
子ども家庭課長	遠藤	朋子	君
国保年金課長	戸井	厚	君
上下水道課長	堀越	多美男	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和5年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和5年12月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第76号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第77号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第78号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第79号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第80号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第81号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第85号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第86号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第9 請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 日程第10 請願第3号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

11番 海野 隆 君

12番 久保谷 充 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る11月27日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和5年第4回定例会につきまして、去る11月27日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月19日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月6日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、12月7日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、12月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、12月11日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月19日は最終日となり、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決。議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月19日までの15日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第76号から議案第86号のほか、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願、以上13件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い、阿見町議会の発展に関する陳情書の5件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和5年8月分から令和5年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和5年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月1日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

産業建設常任委員会では、令和5年10月24日に福島県桑折町、岩手県一関市を、10月25日に岩手県盛岡市を訪問し、視察研修を行ってまいりました。委員4名と、執行部からは産業建設部長が出席し、議会事務局から職員1名が随行しました。なお、産業建設部長は公務のため2日目は欠席し、ほか委員1名が体調不良により両日とも欠席をいたしました。

まず、桑折町では、特産品振興事業について、一般財団法人桑折町振興公社の石幡理事長にお話を伺いました。

桑折町は、30年連続して皇室に桃を献上している「献上桃の郷」として知られており、その特産品である桃を活用した6次化商品の開発や、食と農の交流拠点施設の運営などを通じて、地域産業の振興や桑折町の認知度向上、町製品のブランド力向上に取り組んでおります。

特産品といたしましては、桃を使ったソルベ、グミ、ゼリー、キャンディーを振興公社が独自に開発しており、今後も新商品を開発する予定とのことでした。これらの中には大手メーカーからのオファーによる共同開発を行ったものがあったり、「至福の桃」を商標登録してロイヤリティの獲得につながったりと、ブランド力向上が着実に進んでいる様子が見受けられました。

当初はノウハウがなく、販路拡大が難しかったり、今でも生産個数が多いことで在庫管理が大変だったり、いろいろと御苦労もあると聞きましたが、特産品開発と並行して、閉園した幼稚園施設を活用した食と農の交流拠点施設「レガーレこおり」を設置し、ピザレストランの

運営や、「伊達崎マルシェ」というイベント開催をするなど、様々な取組を意欲的に進めていました。私たちもこのピザを食してまいりました。大変おいしかったです。

次に、一関市では、新規就農者支援事業について、農政推進課の方々にお話をお伺いしました。

一関市は、米・野菜・果樹・畜産全てが成り立つ豊かな農業環境を特徴としており、農業産出額で岩手県1位、東北地方では第2位、全国でも第16位とのことです。このような豊かな状況にありながら、同市では、隣接する平泉町や農協、県とともに一関地方農林業振興協議会を組織し、新規就農トータルサポートシステムという仕組みを構築して、新規就農者に対して手厚い支援を行っております。

この仕組みの下、一関市では、最初の相談の段階からワンストップ相談窓口を設けるとともに、就農前1年から2年ほどの研修を、農大や農協などの関係組織や、生産者、農業法人等で受けるようにしています。就農後も、経営確立まで巡回面談等のサポートを行い、行く行くは認定農業者へ移行するよう誘導しているとのことです。また、研修から経営確立に至るまでの期間は、国・県によるもののほか、市独自のものも加えたメニューで各種の補助・融資を行っております。

これらの結果として、平成25年度から令和4年度までの10年間で32名が研修を受け、うち29名が実際に就農するなど高い定着率となっており、着実に効果を上げている様子が見受けられました。

次に、盛岡市では、MORIO Payに関する取組について、経済企画課の方々にお話を伺いました。

MORIO Payとは、キャッシュレス決済を通じた地域通貨となるもので、スマートフォンに登載したアプリで決済を行います。盛岡市では、もともとMORIO-Jカードという市内の一部店舗で通用するポイントカードがあり、これをアプリに発展させたものがMORIO Payとなっております。

ポイントカードの課題の1つが、全市的な普及につながっていないことで、この解消のため、MORIO Payアプリでは、店舗からのお知らせを随時配信できるなど、普及促進に向けた独自の仕組みを導入しております。また、アプリ上で商品券を発行できる機能があり、市としてもリフォーム経費の一部を補助したり、プレミアム付商品券を発行したりと、様々な取組の下、普及促進を図っているとのことです。これらの取組の結果、ユーザー数3万1,320人、加盟店1,010店舗と、普及を大きく進めています。

一方、月額決済額8,400万円の目標に対しては、実績が589万円にとどまるなど、課題もあるとのことです。特に、アプリにチャージする方法が現金に限られ、場所も無人チャージ機6台

と協力店舗76店にとどまるなど、地域通貨として活用する上でチャージ方法の少なさが課題と
のことでした。今後はこれらの課題解消に向けて取組を進めていくとのことでした。

桑折町、一関市、盛岡市ともに、このほか多くの説明や質問に対する回答をいただきました。
今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思います。

最後に、今回の研修を快く受け入れていただきました桑折町、一関市、盛岡市の関係者の
方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとう
ございました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議会の議決で決定した
議員派遣報告を行います。

副議長川畑秀慈君、登壇願います。

〔副議長川畑秀慈君登壇〕

○副議長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月24日、美浦村中央公民館大ホールにおいて令和5年度県南町村議会議員大会が開催
されました。これは県南地区の町村議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするもの
であります。阿見町からは、議長をはじめ15名、議会事務局から3名の出席がありました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

一つ、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備を期する。

一つ、大震災及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を期する。

一つ、地方創生とデジタル社会の実現に向けた施策の推進を期する。

一つ、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する。

一つ、町村財政の強化を期する。

一つ、脱炭素社会の実現に向けた環境保全対策の推進を期する。

一つ、農林水産業振興対策の強化を期する。

一つ、地域商工業等振興対策の強化を期する。

一つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。

一つ、少子化対策及びこども・子育て施策の推進を期する。

一つ、社会福祉施策の強化を期する。

一つ、教育・文化の振興を期する。

一つ、交通体系及び生活環境施設の整備促進を期する。

一つ、消防体制の強化を期する。

一つ、監査機能の強化を期する。

以上、15項目の決議が採択されました。

続きまして、2部構成の講演会があり、1部では「新しいお金と未来。そして資産形成」をテーマに、関東財務局水戸財務事務所長梅村知巳様の講演がありました。

講演は大きく4項目に分かれ、最初の「はじめに」では財務事務所の概要等について、2番目の「円の誕生から新しいお金」では円の歴史や2024年7月から発行予定の新たなお札について、3番目の「現金の流通状況からお金の未来」では硬貨・紙幣の流通や中央銀行が発行するデジタル通貨——CBDCについて、4番目の「資産形成」では2024年1月からの新しいNISAを中心とした資産運用について、様々なエピソードを交えながらお話をいただきました。

講演会の2部では「支援者の心を開く個性心理学 ヒトの取扱いを知って共感を得る方法」をテーマに、俳優・歌手・個性心理学認定講師の白石まるみ様の講演がありました。

御自身のお子さんが美浦村の地域おこし協力隊であることから始まり、芸能界での御自身の経験を踏まえた個性心理学についてのお話をいただきました。個性心理学とは、イメージ心理学の手法を用いて、人間の個性を12の動物キャラクターに当てはめたコミュニケーションツールとしての心理学で、現在は14か国に広がっているとのことでした。

参加者に話を振りながらの講演は、会場全体が大いに盛り上がり、大盛況のうちに閉会いたしました。

以上、議員派遣報告を終了いたします。

○議長（平岡博君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第76号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第77号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第78号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第79号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第76号から議案第79号までの4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、議案第76号から議案第79号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第76号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、町が設置する附属機関に阿見町自殺防止対策連携会議を設置するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第77号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、附属機関に阿見町自殺防止対策連携会議を設置するに伴い、その委員の報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものであります。

議案第78号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により読替規定等の整理がされたことに伴い、本条例についても同様に改正を行うものであります。

議案第79号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後の国民健康保険税を減免するものであります。減免期間は出産の予定日が属する月の前月から出産の予定日が属する月の翌々月までの4か月とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 議案第76号、第77号同じかな。自殺予防に関してなんですけれども、本町では、2022年3月に自殺予防計画、これができたわけですね。それに基づいて進めているわけなんですけれども、令和4年度では、この連絡会議ができなかったわけですね。で、まあ、令和5年度に連絡会議を設置して、具体的に関係者の情報共有とか連絡体制をつくらうということになっているようなんですけども、毎年6名から15名ぐらい阿見町では自殺者がいると。

どうも統計によると、自殺念慮者というか、自殺したいなと思っている人っていうのは、全国で50万人ぐらいいると。人口比からすると、阿見町でも200人ぐらいいるんじゃないかと、こういうふうに思うんですけども、この今回の連携会議のメンバーを決めて、そこで会議をするということなんだろうけども、もうちょっと具体的に、この会議の中でどんなことが行われるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 社会福祉課長湯原将克君。

○社会福祉課長（湯原将克君） お答えさせていただきます。

まず最初になんですけれども、こちらの連携会議のほうの委員なんですけれども、大体20名以内という形で設置をしております。関係機関といたしましては、医療関係機関、産業関係機関、地域の関係機関、それと行政の関係機関と、大きくこちらの4つの関係機関で構成をさせていただいております。

こちらの連携会議のほうで諮らせていただく内容なんですけれども、こちらの計画のほう、令和4年度から令和8年度までの計画になっている中で、町のほうの取組としまして、各課の取組のほうをうたわさせていただきます。

そちらの内容のほう、毎年報告をいただきまして、その内容をこちらの連携会議のほうに諮らせていただくと。で、そちらでいろいろな御意見をいただきまして、もし改善できる部分につきましては、計画自体の変更というのも行えるというような形で設置をさせていただいております。

以上となります。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第80号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第81号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第85号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第80号から議案第85号までの6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第80号から議案第85号までの、令和5年度一般会計ほか5件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第80号、一般会計補正予算は、既定の予算額に1億7,451万8,000円を追加し、197億9,979万2,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新規計上。

第17款県支出金で、マル福に係る医療費補助金を増額、農地集積に係る機構集積協力金を新規計上。

第20款繰入金で、中央公民館臨時駐車場用地購入のため、借地等取得基金繰入金を新規計上。

第21款繰越金で、財源調整のため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の戸籍住民基本台帳費で、システム改修に係る電算システム委託料を増額。

第3款民生費の社会福祉総務費で、介護給付費の増により介護保険特別会計繰出金を増額、医療福祉費で、実績の増により医療費助成費を増額。

第4款衛生費の予防費で、令和4年度事業費精算による国庫支出金等返還金を新規計上。

第5款農林水産業費の農業振興費で、石川地区の農地集積に係る地域集積協力金を新規計上。

第7款土木費の都市計画総務費で、牛久阿見インターチェンジ周辺地区の都市計画決定を行うため、都市計画検討業務委託料を新規計上するものであります。

議案第81号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に2,273万1,000円を追加し、49億3,217万7,000円とするものであります。

その主な内容は、国民健康保険事業費納付金で、各納付金を令和5年度納付金額確定により増額するものであります。

議案第82号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に1億6,432万4,000円を追加し、38億639万3,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、サービス利用の増加により居宅介護サービス給付費等を増額するものであります。

議案第83号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に78万9,000円を追加し、11億3,601万7,000円とするものであります。

その主な内容は、後期高齢者広域連合納付金で、保険基盤安定納付金を増額するものであります。

議案第84号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、158万7,000円を増額するものであります。

その主な内容は、企業債利息を増額するものであります。

議案第85号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ29万9,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について、それぞれ3万1,000円を増額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を増額し、それに伴い他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第85号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第86号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第86号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第86号の損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

令和5年8月29日、午前10時40分頃、町道第1034号線を公用車で走行中、荒川本郷2313番地4地先を左折した際、相手方敷地内のブロック塀に接触したことにより、その一部を損傷させ損害を与えました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、請願第2号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

請願第3号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、請願第3号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託します。これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時42分散会

第 2 号

[12 月 6 日]

令和5年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月6日（第2日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	白石	幸也君
保	健	福	祉	部	長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
秘書広聴課長	小倉	貴一	君
農業振興課長	小松	澤智	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋	大輔	君
生涯学習課長	木村	勝	君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和5年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和5年12月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和5年第4回定例会

一般質問1日目（令和5年12月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 吉田 憲市	1. 第74回国民体育大会霞ヶ浦セーリング特設会場跡地（スロープ及び付属設備である浮棧橋等）の現状と今後の跡地利活用について	町 長
2. 海野 隆	1. JR荒川沖駅を「阿見駅」あるいは「阿見荒川沖駅」に駅名を改称することに取り組む考えはないか	町 長
3. 飯野 良治	1. 阿見町におけるさつま芋栽培の現状と課題について	町 長
4. 石引 大介	1. 行政情報発信の充実化について 2. 児童生徒の体育施設使用料の免除について	町長・教育長 教 育 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、18番吉田憲市君の一般質問を行います。

18番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問は、第74回国民体育大会霞ヶ浦セーリング特設会場跡地——スロープ及び附属設備である浮き栈橋等の現状と今後の跡地利活用についてでございます。

阿見町では、2019年に天皇陛下御即位記念第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体が開催され、阿見町霞ヶ浦セーリング特設会場にてヨットレース及びウインドサーフィン競技が行われ、日本各地から選手はもとより関係者及び観客の方々が大量来場され、盛況に行われました。

その中で、施設として、スロープも大きく申し分ないとの評価があったと聞いております。

そこで次の点についてお伺いいたします。

(1) 国体から現在まで約4年間、跡地の有力で魅力的な施設再利用計画等の企画立案をされたことがありますか。

(2) かつて、たしかセーリング競技会場跡地利活用は、近隣のヨット愛好家、高等学校等のヨット部の方々に利用できるようにしたい、とのお話もあったかと思いますが、現在、その件については、どのような活動をしておりますか。

(3) 大室下スロープ及び浮き栈橋の活用としては、水辺のスポーツ全般に窓口を拡大して、例えばヨット、ボート、レガッタ、カヌー、カヤック、ウインドサーフィン、SUP、水上バイク、さらには霞ヶ浦遊覧船の発着等ができれば、町おこし活性化につながるとは思います、いかがでしょうか。

かすみがうら市では、霞ヶ浦を周遊するサイクリングロードの人出増加に着目し、2016年に設立した株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー——出資割合は、株式会社ステッチ50%、かすみがうら市が25%、筑波銀行が25%、が2020年に歩崎栈橋——浮き栈橋を設置し事業開始、現在は土浦港からホワイトアイリス号——遊覧船が発着しております。

主にサイクリング客が土浦港から乗船し、歩崎栈橋で下船し土浦までサイクリングで帰る。また、その逆のお客もあるそうであります。

また、美浦村では、霞ヶ浦大山スロープとして東と南に2か所のスロープを整備管理し、現在では、水上バイク、水上飛行機、バスボート、プレジャーボート、非動力船等が利用しており、水辺のイベントといたしましては全国釣り大会を令和5年10月28日に開催し、7,000人の来客があり盛況に行ったということでもあります。

(4) 阿見町でも、今後、陸上自衛隊武器学校エリアのつくば霞ヶ浦りんりんロード湖畔架橋工事が完成し、また大室下湖岸の浮き栈橋が整備されれば、将来的には、霞ヶ浦を周遊するサイクリングロードが船を利用した新たなルートを生み出すなど、日本第2位の広さを誇る霞ヶ浦という観光資源を、あらゆる面で大いに利活用することができれば、阿見町の県内市町村における魅力度の向上につながるとは思います。

阿見町は、現在市制施行に向けて大いに飛躍を試みている町であります。何はともあれ、近隣住民の方々も、跡地の再利用については大いに気にかけており心配をしております。魅力的な跡地再利用計画の企画立案の提示が今必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上質問です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

吉田議員の、第74回国民体育大会霞ヶ浦セーリング特設会場跡地の現状と今後の跡地利活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、跡地利用の計画についてであります。

国体セーリング会場の跡地利用の検討につきましては、国体が開催された翌年の令和2年度に、庁内でワーキンググループ及び検討委員会を開催し、現状と課題の整理を行いました。しかしその後、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、多くの観光イベントが中止され、感染症対応が最優先課題となり、検討を中断せざるを得ない状況でありました。

こうした事態が回復に向け動き出した令和4年度に国体跡地利活用調査を実施し、その調査結果を基に、今年度、跡地利活用検討委員会において利活用に関する個別方針の策定を進めております。

2点目の、ヨット愛好家、高等学校等のヨット部の方々の利用についてであります。

過去に霞ヶ浦高校ヨット部による利用を検討していただいた経緯はありますが、艇庫を設置する必要があるなどの課題があり、利用には至っておりません。そのほか、ヨット愛好家等も含め、現在までスロープのヨット利用についての具体的な話はございません。

3点目の、大室下スロープ及び浮き棧橋の活用についてであります。

スロープ、浮き棧橋の利活用については、議員より御提案いただいたような様々なアクティビティや遊覧船の発着などが考えられます。今後、具体的な活用策を精査する中で、民間事業者の意欲、事業の収益性を見極め、町の観光振興につながる取組となるよう検討してまいります。

4点目の、魅力的な跡地再利用計画の企画立案についてであります。

第7次総合計画基本構想では、霞ヶ浦湖岸一帯を「霞ヶ浦湖岸親水ゾーン」とし、つくば霞ヶ浦りんりんロード、予科練平和記念館、国体跡地等の観光資源を結びつけ、さらなる誘客を図り、にぎわいを創出するエリアと位置づけております。より魅力的で費用対効果の高い事業を実施するためにも、民間企業等の意見を取り入れながら、具体的な活用方策を検討してまいります。

以上であります。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） ただいま前向きな大変すばらしい答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大のため検討を中断せざるを得なかったということは、これは大いに理解できるところでございます。

そこで、コロナ前の令和2年度に庁内でワーキンググループ及び検討委員会を開催し現状と課題の整理を行いましたという答弁がありました。その内容と結果について、お伺いをいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

答弁にもありますとおり、令和2年度におきまして、庁内の検討委員会それからワーキンググループを開催させていただきました。その中で、その国体の跡地につきまして、どのような具体的な利活用の方策があるかということで、検討するに当たりまして、まず基礎調査が必要ではないかというようなことを、結論として導き出したということでございます。

その後、いろいろ利活用の方法それから観光施策につなげるための、まず基礎的な調査ですね、これを令和4年度になりましたけれども、実施したというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 次の質問で、公室長が今おっしゃられた「令和4年度の国体利用活動調査を実施し、調査関係を基に今年度跡地利用検討委員会において、利活用に関する個別方針の策定を進めております」と出ているんですが、この進捗どの辺まで進めているのか、お願いをいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

令和4年度に国体利活用の基礎調査を実施したということでございます。その中で、その施設、国体跡地を中心に、その周辺施設を含みます利活用の方策の検討に向けた調査ということで実施させていただきました。その調査を基に、個別の跡地利用の方針を検討しているところでございます。

国体終了に伴いまして、町の財産となった阿見町セーリング特設会場、それからその周辺にございます施設等の有効的な活用を図るために、国体跡地の法適用の状況、それから立地の特性、活用案、将来像等の整理、それから今後の作業スケジュールをまとめているということで、今申し上げたところが阿見町の国体跡地利活用の個別方針ということで整理をしているというところでございます。今年度中に策定をまとめるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 前向きに検討して、個別的に検討して、今年度中にまとめて、それで進むということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、現在の国体跡地の浮き栈橋は、かつての暴風雨で流されてしまい、総合運動公園の一角に移動したと聞いておりますが、その管理は誰がして、その現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、浮き栈橋につきましては、令和2年4月に破損が確認されまして、令和2年の5月に撤去をして、その後保管をしているというような状況でございます。

所管につきましては、教育委員会のほうで管理をしているというようなことでございます。以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） この保管の状況が、公室長、見に行ったことありますか。この保管の状況を。

これ、私写真を……。私じゃないんですけど、頂きました。これは、11月の28日に撮影した写真でございます。これが、その流された栈橋の木材のほうですね。それからこれが浮き栈橋となっております。

当初はブルーシートがきちんとかかかっておって、それで管理していたのでしょけれども、現在このような状況になっているんですね。これ把握されていますかね、教育委員会でもね。それで、これで管理していると……。雑草が生えちゃって、ブルーシートなんかちぎれてなくなっちゃっていますよね。

それでまた、この浮き栈橋はこんな状況になっていて、それでよく管理しているねというふうに私は思うんですが、この件についてどう思いますかね。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

私も状況については確認してございますので、おっしゃるとおり保管の状況としてはよくないというのも把握してございます。それを利用するのか利用しないのかということも含めまして、今後の管理は考えていかなければならないというふうに感じておりますけれども、現段階で、どういった利用状況というのが、まだ明確になってございませんが、管理の方法としては不十分と考えられますので、今後は改善していきたいと思っております。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 教育部長のほうから答弁ありましたけど、この浮き栈橋について、使うか使わないかというのは、この状況を見ながら専門家に聞かないと、これは分からないと思うんですね。

この浮き棧橋が流された経緯は、誰の責任でもないとは思っているんですよ。要するに、暴風雨の、言わば自然の力がなした業というふうに思っていますので、その点については、何も追求したり責める気はないんです。ただ、管理をしているのであれば、これ大人の常識としてね、一般的な常識として、きちんともう少し、使う使わないは別として、きちんとした管理が必要なんだろうというふうに思っています。

教育部長が今、今後きちんから見直して考えていくというお話なので、ぜひとも、この辺は心を入れ替えて、ひとつ……。使っても使わなくてもいいんですけど、新しいものを買えばいいんですから。ですけど、管理をしているという責任があるのであれば、もう1つ自覚をしていただいて、それで管理をしていただきたい、このように思います。

いかがですか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、今後は改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） それでは、その件はよろしく願いをいたしまして、2点目の回答で、ヨット愛好家を含め、現在までスロープ利用の具体的な話はないとありましたが、棧橋もない状況では、利用者がいないのは当然だと思います。

まずは、浮き棧橋を再度設置し、湖底のしゅんせつ及びスロープの再整備をすることが先決じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

棧橋につきましては、跡地利活用の方針等が決定した際に棧橋を必要とする具体的な方策等が決まった段階で、再設置に向けて検討していくというようなことになると考えてございます。

棧橋の再設置に当たりましては、荒天にも耐えられる構造とする必要がございますので、再設置に当たってクリアしなければならない課題があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 公室長の答弁で考えていかなきゃならないということがございましたので、これは利用者が何でないかと、なぜ全然ないのだろうなということを考えていただいて、まず棧橋もないところに船が停泊できるわけがないんですから、まずは利用者の立場に立って大いに、早急に考えていただきたい。その浮き棧橋もこのように残骸になっておりますが、

あるんですから。これも含めて、ひとつ考えていていただきたいなというふうに思います。

次に、りんりんロードについても若干触れておりますので、2点ほどお伺いいたします。

令和5年5月29日の全員協議会で、サイクリングコースつくば霞ヶ浦りんりんロード整備について、陸上自衛隊武器学校にかかる区間の説明がありました。サイクリングコースの現状と問題点ということで、大半を湖岸沿いの道路を通るサイクリングコースは、自衛隊武器学校にかかる区間は、湖岸を離れ国道125号に迂回することとなっている。道路幅が狭く、交通量も多いため、特に危険なコースとなっているとあります。

課題として、早急な町の花室川への橋梁予備設計を含む新たなサイクリングコースの整備計画が必要であるとのこと。現在の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今お話のありましたとおり7月の臨時議会で補正予算をいただいて、8月に業務委託として発注をしております。

今の進捗状況です。今、設計を進めるに当たりまして必要となります地質、また、あと河川護岸工事、堤防工事などの工事ももうできていますので、そこら辺のデータを管理者である霞ヶ浦河川事務所等から収集をして、それに基づきまして検証をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 部長、どうもありがとうございます。

これは聞くところによりますと、花室川の橋を架ける、これは町の予算であると。それで堤防は、国交省の予算で行うんだというふうに聞いております。ところがその花室川の橋ですよ、架ける橋、約40メートル、これがなかなか難航するんじゃないかと。要するに、スロープを造ったり、構造的に難しいんじゃないかなと。いろいろ数年はかかるというような話も聞いておりますが、その辺の阿見町で請負う橋梁の設置工事については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

事業の状況ですが、今言われましたとおり現場の状況というのが、どうしても河川の占用関係によりまして、現道の高さとのすりつけ等が発生するということが考えられます。また、それに伴います護岸工事、あと武器学校の保全工事など、附属した工事というのが多く予想されるということが考えられております。

そういう中で、そういう不明確な要素が多いということで、今回予備設計をやっているところ

ろでございます。そちらにつきましても、自衛隊また河川との細かい調整事項というのが想定されますので、なかなか今の時点で工事期間とか概算工事費というものはつかめない状況であります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 予備設計については、もう既に発注したんだという話を情報で聞いておるんですが、その辺は予備設計を含めて、国交省のほうまで関係あるのかどうか分かりませんが、その辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 大変失礼しました。

今、国交省の河川事務所等とは、工事の内容、まだ橋梁のほうの形が全然見えない状況なんです。どこに橋を架けるとか、そういうのが見えてない状況なので、取りあえず予備設計というものが出来次第、早急に国・県と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 予備設計を発注した相手先、それから、その相手先の会社の實力っていいですか、その辺は調査して発注しているんだと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。ちょっとよく分からないんですね、どこに発注したのかね。よろしくお願いします。

それから金額は幾らで発注したのか。それも請負金額だしね、お願いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

今回発注しました請負業者は、株式会社長大で、橋梁の設計は、結構実績のある会社ということで聞いております。

契約金額が1,408万円でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） その予備設計を行うコンサル会社が、實力のある会社だということ今聞きまして、ひとつ安堵しているところなんでございますが、これからも予備設計及び調査が、多分令和6年度ですか、終わるのがね。そういうふうに聞いているんですけども、任せきりじゃなくて、やはり現場確認に行ったり、よく打合せの上完成して、正確なデータが出るようお願いをしたいと思います。

次に、予科練平和記念館がサイクルサポートステーションとして、工具及び自転車の貸出し

をしておりますが、その実績をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会の広域レンタル部会ということで実施しているものです。

令和元年度からでよろしいでしょうか。令和元年度が全体で3,026台に対しまして、予科練平和記念館が51台になります。令和2年度が、全体2,955台に対しまして、予科練平和記念館の貸出しが32台。令和3年度、全体が2,979台に対しまして、予科練平和記念館が6台。こちらにつきましては、コロナ感染症の関係で予科練平和記念館が休館であったということで台数が減っております。令和4年度が全体で3,630台、予科練平和記念館で80台になります。令和5年度が全体で2,451台、予科練平和記念館52台になります。こちらにつきましては、10月末までのデータとなっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 唯一、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクルサポートステーションとして予科練平和記念館、これが利用していただけるということは、素晴らしいことだと思っております。実績は、今部長のほうがお話があったように、令和3年度、これコロナ禍ですので開館してなかったということで、極端に……。データを見ると予科練平和記念館6台、それでも6台借りているんですね。そういうこともあります。

全体的に見ていくと、これは増えていると、若干ですけど増えていると。しかし、大幅な増えではないということですよ。借りるお客さんも、ここまで来て自転車を借りるというお客さんが、どういう層なのか、ちょっと分かりませんよね。要するに、土浦を出発点として行くのであれば、当然にそこで自転車を持ってきているわけですから、その辺はちょっと分かりませんが、それも今後の新たなサイクリングコースですよ。

今現在は、このつくば霞ヶ浦りんりんロードの状況というのは、やはりその危険箇所がどうにも防波堤になっていて、向こう側ですよ、出島のほうと歩崎のほうへサイクリングの愛好者が流れていると。阿見のほうへは少ないんじゃないかというような話も聞いております。やはり何が何でも橋を架けて、新しいサイクリングロード、これを造ることによって、予科練平和記念館の利用も増えてにぎわいが増すことというふうに思います。

今後、ひとつ増えるような形で、その工事を見守っていただきたいなというふうに思っております。

次に、国体当時、ヨット、ウインドサーフィンの艇置場スペースとして利用しておりました

阿見町大室1190番1，現在は学校法人霞ヶ浦高等学校が所有しております。地目は学校用地，面積1万8,187平米の土地を利用させていただければ，かすみがうら市の歩崎公園に勝るとも劣らない夢のある施設計画ができるのではないかと思います，いかがでしょうか。

それで，質問を付け加えます。課題としては，地権者の理解，協力が一番必要であるというふうに思います。なおかつ，法的にも用途計画変更も必要であり，その他，施工工事の事業費の問題も発生することは承知しております。それを含めて，いかが考えるか，お願いいたします。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

議員御提案の霞ヶ浦高校の占用している用地，使用している用地についての利活用方法ということでございますけれども，国体跡地につきましては，基本的に市街化調整区域に位置するというところでございますので，開発行為の制限等がございます。土地につきましては，国交省から占用を受けているというようなことでございますので，構造等の設置に対する制限もあるということでございます。

具体的な利活用につきましては，実現の可否について，個別具体的な検討が必要になるというふうなことで考えてございます。

御提案の内容を受けまして，霞ヶ浦高校とも調整を進めることも1つの方策だと思っておりますので，検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 霞ヶ浦高校のほうの交渉が，これ一番のポイントとなると思います。地権者ですから，当然にね。それでまた，地目が学校用地ということになっておりますので，これ用途変更するのも大変だというふうに，素人ながら思うんですけれども，これは場所で行きますとここですよ。これが今サッカー場ね，その向こうにヨットで使った場所があるんですよ。これが約1万8,187平米ありますので，これを，今現在，霞ヶ浦高校でも何か使っていないような現状なんですよ。

ですから，霞ヶ浦高校の協力を得やすいんじゃないかなというふうに，素人ながら思いますので，ぜひとも交渉して実現に向けていっていただきたいなというふうに思っております。いろいろな条件をクリアしなきゃならないということは重々承知でございます。いずれにしても，事業費をまず捻出しなきゃならないということもあります。それから，当然，霞ヶ浦高校との協議が必要であります。なおかつ，そのほかの法律的な問題，法務的な問題も解決していかなくちゃいけないと。

ですから、明日あさってにできる話ではございません。これから一步一步やっていかなくちやいけないということでございます。しかし、10年先、15年先の阿見町の将来像を鑑みて、努力していくことが、私は必要じゃないかというふうに思います。

前向きな、検討していくという答弁ございましたので、ぜひとも、進んでそれに取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

最後に、今の現在では、夢を語っているような話なんでね。「夢は見るもんじゃなくてかなえるものだ」と、よく教育者がおっしゃいますので、まさしくそのとおりだと思います。夢を大きく持ってかなえていくということ、これができれば、全国魅力度ランキング第1位のまちを目指して、やればできるの精神で努力していっていただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡博君） これで18番吉田憲市君の質問を終わります。

次に、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） おはようございます。海野隆でございます。

それでは、引き続き、一般質問をさせていただきます。

先ほどは、すぐには実現しないけれども取り組むことが大事だと。こういうことで、最後、吉田議員が締めていただきましたけれども、今回私は、これもなかなかすぐには実現できないだろうと思うような質問をいたします。

質問事項は、J R 荒川沖駅を阿見駅、あるいは阿見荒川沖駅に駅名を改称することに取り組む考えはないかというものでございます。

阿見町はJ R 駅のみならず民営鉄道の駅も所在しない自治体でございます。J R 荒川沖駅は1896年——明治29年に開業をしております。開業当時は、旧朝日村に所在した駅で、1948年——昭和23年に朝日村の一部が土浦市に編入した、合併した際に、J R 荒川沖駅が所在していた部分が土浦市に所属したことで現在に至っております。

J R 荒川沖駅は、茨城大学阿見キャンパス、県立医療大学、県立並木中等教育学校、常総学院、茗溪学園などの学校や、産業技術総合研究所など筑波研究学園都市の研究所、さらにあみプレミアム・アウトレット、イオンモールつくば等へのバスによるアクセス駅であり、通勤通学利用者も多いと思います。

かつては土浦駅から阿見町まで常南電気鉄道があり、旧日本軍の物資輸送のために、荒川沖駅から引込線も通っておりました。

阿見町にJ R 駅が所在しないことは、首都圏や全国における知名度や交通利便性の面で不利

となっていること、不利となっていると思われることは否めない事実だと思います。

茨城県内では、2020年——令和2年3月、JR佐貫駅が龍ヶ崎市駅に改称した例がございます。駅名改称により、龍ヶ崎市の存在や位置を全国に知らせることができ、また、市の玄関口として、龍ヶ崎市の魅力や特色をアピールすることができるという理由で改称をされました。これによって、市外からの観光客や移住者、企業などの関心や訪問が増えると試算されておりました。

私は、市制施行が間もなくだと思います。10月30日に、阿見町が昭和30年に合併して初めて5万人を超えて、歴史的な1日になったわけでございます。

私も十数年前に阿見町に移ってきました。阿見町が市制施行になるということは、当時は予想しませんでした。全国的には人口が減少すると、こういう時代でございましたので、阿見町もとうとう4万8,000人で大体打ち止めになってしまうのかなと思いましたがけれども、意外と、これは関係者の様々な努力によって5万人を超えたということで、この市制施行に合わせて…

…。

実際には2026年になるということでございますけれども。これも分からないんですけど、本当に確定しているわけではないんですけども、この際、このJR荒川沖駅を阿見駅、あるいは阿見荒川沖駅に、駅名を改称する取組を行うべきだと考えておりますけれども、執行部の考えを伺いたいと思います。

以下、4つほど質問をさせていただきます。

1番、JR駅が所在することで得られるメリット、逆に所在しないことで不利になると思われるデメリットはどのようなものが考えられますか。

2番、JR駅の名称を変更する際の手続や費用負担にはどのようなものがありますか。

3番、駅名改称による経済効果及び費用対効果はどの程度だと思われませんか。

4番、最後ですけれども、市制施行をにらんでJR駅名の改称に取り組む考えはないか。

以上でございます。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、駅名を改称することに取り組む考えはないかについての質問にお答えいたします。

1点目の、JR駅が所在することのメリット、所在しないことのデメリットについてであります。

駅が所在するメリットとしては、公共交通機関の結節点として、通勤・通学や車を持たない人などが、町内外へ容易にアクセスできる移動利便性の確保が挙げられ、またそれにより、周

辺地域への定住促進や交流人口の増加にもつながっていると考えられます。そして、最大のメリットは、当町のイメージアップだと思います。

阿見町の西部地区は、ＪＲ荒川沖駅に近接する高い移動利便性から、土地区画整理事業や町有地を活用した民間開発の誘導等により、市街地の形成が進み、現在の定住人口の増加につながっています。

駅が所在しないことのデメリットは、ただいま申し上げたメリットと表裏となり、もしＪＲ荒川沖駅が存在しなかったとすると、当該地区の都市計画的な位置づけも大きく異なり、現在のような市街地は形成されていなかったのではないかと考えられます。

２点目の、駅名改称にかかる手続きや費用負担についてであります。

令和２年３月に佐貫駅を龍ヶ崎市駅に駅名改称した龍ヶ崎市の事例では、龍ヶ崎市とＪＲとの間で、駅名改称事業にかかる覚書を交わし、駅名改称に向けて協議を進めながら、市民への周知・説明、市議会定例会での予算化を経て、市とＪＲとが協定書を締結し、駅名改称が実施されております。

費用負担につきましては、費用削減効果が大きいＪＲの大規模施設機器更新のタイミングに合わせて実施されたことにより、約２億４、０００万円が市の負担となっております。なお、こうしたＪＲの機器更新等の時期以外で実施した場合は、約６億６、０００万円もの負担が見込まれていたと聞いております。

３点目の、駅名改称による経済効果と費用対効果についてであります。

龍ヶ崎市では駅名改称を、市を知ってもらう認知度向上の第一歩と位置づけ、来訪者の増加、企業誘致、移住・定住の促進などに発展させ、市のにぎわいを創出するという狙いを持って事業が実施されました。

したがって、経済効果と費用対効果は、こうした中長期的な効果の発現によってもたらされるものの積み上げになると考えられます。

４点目の、市制施行をにらんだ駅名の改称に取り組む考えについてであります。

議員御提案のＪＲ荒川沖駅の改称は、まず大前提として当該駅が土浦市に所在する駅であり、土浦市、土浦市議会、そして土浦市民の理解なくして、その改称を阿見町として進められるものではないことから、町として駅名改称を市制施行に向けた取組とする考えはございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○１１番（海野隆君） 非常に夢のない答弁だなというふうに思っておりますけれども、これはまた後でやるとして、最初に、１点目のメリット・デメリットですけれども、答弁では、駅が所在しないことのデメリット・メリットについて、もしＪＲ荒川沖駅が存在しなかったとする

と、当該地区の都市計画的な位置づけも大きく異なり現在のような市街地を形成されていなかったのではないかというふうに具体的なことについて書かれておりますけれども、私はちょっと観点が少し異なっているんですよ。

私が質問した、このイメージというのは、もうちょっとイメージ的なものというのかな。例えば、高速道路のインターチェンジは所在が阿見でも牛久阿見になったり、その他、2つの近隣の自治体を並列してやっているインターチェンジが結構多いです。阿見東インターチェンジ、これはアウトレットが所在していますね。この名称をつけようというときに、これは当時副市長をやっていた龍ヶ崎市の油原議員がおっしゃっていたので正しい、正しいというかそのとおりだと思うんですけども、龍ヶ崎市としては、龍ヶ崎阿見とするか、阿見龍ヶ崎とするか、相当、東日本高速道路株式会社か、圏央道はそうかな、違ったかな。会社に働きかけたということ聞いております。

その名称というのは、非常に大きな影響を与えます。私も東京、あるいは全国にいろんな友達がおります。阿見町って一体どこなんですかと。どこが最寄り駅なんですかと、こういうふうに聞かれるわけです。最寄り駅は土浦なのか荒川沖駅なのか、ちょっとなかなかこれは答えづらいんですけども、ぴんどこないんですよ。荒川沖という駅名も、これ東京をちょっと想起させるような名称にもなっておりますので。この辺の人はね、荒川沖というと土浦市の荒川沖などと、こういうふうになるんでしょうけども。そういう意味からすると、荒川沖というだけではぴんどこないと私は思います。

もう一言言えば、私は、これは前にも一般質問しましたけども、阿見町内に進出した企業、工場名ね、これ阿見支店って、しっかり阿見工場って書いてあるのは雪印メグミルクだけですよ。やっぱり雪印メグミルクのチーズの裏を見ると、阿見工場製造と書いてあって、うれしいものがありますけれども。

しかし、アイリスオーヤマであれ、どこであれ、つくば支店というのはまだしも龍ヶ崎支店とまで。阿見吉原地区にあるのに龍ヶ崎支店というところまであるわけですよ、実際には。これは非常に、もうちょっと担当者としても、なるべく阿見支店、阿見営業所という形で言っただけなのが、申し入れするのがいいんじゃないかなと。申し入れしているんでしょうけども、いろんな企業の事情があってそうはいかないということなんですけども。

それで、そういうイメージとか阿見町の宣伝、そういうところから考えてほしいと思うんですけども、改めてメリット・デメリットについて、一言コメントいただけますか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、JRの駅名に阿見という名称が入る、その最大のメリットでございます。

すけれども、これは町長答弁にもございますとおり、当町のイメージアップにつながるということだと思います。それと、議員御指摘のとおり、駅名それからインターチェンジ、あるいは立地企業等の名称等に所在する阿見という名称が入っているということは、情報発信やPR効果という点で、市町村の認知度に関わる重要なことであるというふうに考えられます。

また、御指摘のありました高速道路のインターチェンジの名称でございますけれども、NEXTCO等のホームページによりますと、基本がインターチェンジの所在する市町村を使用することを基本としていると。また、同一市町村で複数にインターチェンジがある場合などにつきましては、当該市町村に、その方位とか、あるいは道路名をつけるなどして、インターチェンジを分かりやすくするような、そのようなことが示されてございまして、いずれにしましても、その地元の自治体などと十分に協議して決定していくというようなことで示されてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 分かりました。

では次に、移りたいと思います。

先ほどの答弁で、2点目かな、費用について、当初4億円、いやいや6億6,000万の負担が見込まれていたと聞いておりますというふうな答弁だったんですけども、私が資料を、龍ヶ崎市の資料も含めてですね、最初は4億円ぐらいだったんじゃないかなと思うんです。

それがタイミングですね、大規模施設機器更新のタイミングで1億数千万、7,000万円だったかな、という形になったというふうに聞いているんですけども。私の手元の資料でも、大体数千万から3億円ぐらいだというふうに聞いているんですね。

答弁では、さらに、その経済効果と費用対効果はこうした中長期的な効果の発現によってもたらされるものの積み上げになると考えられていますというふうに書いてありますけども、荒川沖駅って、もう誕生してから127年にもなるんですよ。ずっと荒川沖駅という名前が続いているわけですよ。

この荒川沖駅が、今後、30年とか50年でなくなることを考えられないですよ、当然ね。やっぱりこれ世紀をまたいで100年、200年、300年と使用され続けられるんじゃないかなと。300年先は分からないんですけど、使用され続ける可能性が高いと思うんですよ。

そうすると、例えば3億円かかったとして、2億円かかったとして、それを100で割るということになれば、やっぱり年間200万円から300万円ぐらいの費用負担で済むわけですよ。お金の問題だけ言っていますよ。手法とか、これからまたいきますから。そうすると、例えばアウトレットにある、あみコミュニケーションセンターか、あそこ職員を配置してやっていますね。あれ年間幾らかかっていると思いますか。年間約800万円かかっていますよね。10

年で8,000万円ですよ、約1億円。それ考えてみたら、はっきり言うとメンテナンス何も要らないんですよ。名称変更って、人員も配置しませんよ。ただ、名前が変わるというだけで、阿見という名前が鉄道の駅名につくと。これは非常に費用対効果のあるものだというふうに私は思います。

私先ほどね、吉田議員の国体跡地利活用、ヨットハーバー、そういう話を聞いていて、確かに、吉田議員も明日あさっての話じゃないんだと、すぐには実現できないことは分かるんだけども取り組むことが大事なんだと。こういう話で、なるほどなというふうに聞いてたんですけども、この駅名変更って本当にメンテナンス要らない、その後の維持管理費も要らない。最初の2億円とか3億円投資すれば、その後100年、200年と阿見を宣伝してくれると。こういう意味では、相当私は有力なものだというふうに思っているんですけども、そういう考え方でできないんですか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

最初、龍ヶ崎市の費用負担見込みでございますけれども、6億6,000万円ということで当初見込んでいたということでございますが、龍ヶ崎市のホームページ等で公開されております平成30年の第2回定例会の総務常任委員会で説明された内容ということでございます。

その中で龍ヶ崎市につきましては、JRからの4つのパターンが提示されたとしておりまして、1つ目は消費税改定時の実施、それから2つ目は大規模施設機器更新の際の実施、3つ目としましては、常磐線のダイヤ改正のときの実施、それから4つ目が単独実施ということでございまして、4つ目の単独実施が6億6,000万円、最大見込まれていたというようなことでございます。

それから阿見の名称を進めていくという取組につきましては、イメージアップ、シティプロモーションの観点から大変重要なものとなっていくと思われましても、これも町長答弁にもございますが、JR荒川沖駅というのは基本的に土浦市内の駅でございますので、ほかの自治体に所在する駅名の改称という取組でございますけれども、これにつきましては、土浦市それから土浦市民、あるいは企業等の活動にどのような影響を及ぼすか、どの程度の費用が必要なのか、それに対して先例がないということでございますので、ちょっと見当がつかないというようなことでございます。

町としましては、市制施行に合わせて費用対効果の高い効果的なPR戦略を実施していくということで、これ、町長の政策公約にございますけれども、来年度はシティプロモーション戦略の見直し等を進めながら検討して、町の知名度アップに対します取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 直接的な答えはなかったんですが、つまりアウトレットにあるコミュニケーションセンター、これ年間800万円、10年間で8,000万円、20年間で1億6,000万円。何年もう既にたっているか分からないけれども、相当な金額を費やしています。これはこれなりに宣伝効果はあると思いますよね。しかし、直接的な対比はできないけれども、その費用対効果も考えても、駅名改称が実現できるとすれば、それに匹敵する、それ以上の、私は効果があるんじゃないかなというふうに思っています。宣伝効果ね。

じゃあ、次の質問に行きますけども、私も十数年前に荒川沖駅、それまであまり荒川沖駅って乗降しませんでしたけれども、ここへ住むようになってから荒川沖駅を乗降するようになったんですよ。私は県北出身なので、県南の人たちがどういうふうに動いているかってあまりよく分からなかったんですよ。

取手の人が土浦にどう動いているかとか、土浦の人がどういうふうに動いているのか、あまりよく知らなかったんですけども、近いわけですよ、土浦から取手って。頻繁にやっぱり行き来しているということを知りまして、荒川沖駅をそういう思いで利用してきたんですけども、私が来てから、それ以前からでしょうけども、さんぱる・長崎屋が閉店して、その後ドンキ。ドンキの時代に私はよく知っているわけですよ。ドンキが閉店したと思ったら、後で何かホテルができるとか、マンションができるとか、いろんなうわさがあったんですけども、結局何もできないで、駅前、単なる駐車場だけになっちゃったわけですよ。

それで、私も東京から仕事の関係も含めて、荒川沖でちょっと待っててね、時間潰してねって、どこで潰せばいいんだみたいな話なわけですよ。喫茶店もないと。こんな話で、私は現在の荒川沖駅周辺のまちづくり、東口もう一旦開発してああいう状況になったけども、西口もひどい。これ本当にもう未完の都市計画みたいな感じで、これ本当に区画整理、この後やるのかと。土浦市の批判をするわけではないけれども、現状はそうなっていると私は思っています。

まさか、これ今ここでね、土浦市荒川沖周辺の都市開発について、阿見町としてどう考えているかと、こう聞くのはまずいので聞きませんが、そうは言っても、大分やっぱり土浦も手いっぱいなわけですよ、はっきり言うと。今、神立に橋上化をやって、その周辺を区画整理事業をやって、そこに市街地をつくって、そこに大変なお金を費やしているので、「荒川沖？もう終わったでしょ」こんな感じですよ。

でも、荒川沖駅というのは、阿見町の玄関口なんですよ。荒川沖駅に降りると、阿見町のイメージというのがあるわけですよ。だからこれはね、批判をするわけではないけれども、やっぱり関心を持って、阿見町の都市計画の職員も関心を持って見守っていく必要があるんじゃない

いかなと思います。

いよいよJR荒川沖駅の改称に入りますけれども、確かに、答弁でも、これ土浦にあるわけですから、所在の駅がJR東日本に名称変更を申し出なければ名称変更できないわけですよ。ですから、確かにおっしゃるとおり土浦市、土浦市議会、市民の理解なくして、その改称を阿見町として進められるものではないと。これは重々分かっております。

その上で、考えはございませんと、こういうふう書いてあるんですけども、最初に言いましたけれども、困難だからこそ取り組むんですよ、困難だからこそ。ここ3年とか5年とか10年とか、こんな話を言ってんじゃないんですよ。世紀をまたいで100年、200年という、そういうふうには、名称がつけば使われると。そういうことを考えれば、やっぱりこれ、取り組んでいくということも1つの選択肢なのかなと、私は思います。

なかなか本当に首都圏の方々には、阿見町、そりゃ地図で見ればここだって分かるけども、やっぱり彼らは移動するのに、車とかね、それから鉄道で移動しますので、やっぱりイメージ、どこにあるというイメージは、やっぱり鉄道駅って非常に重要だと思います。

私はね、さっきから答弁とかやり取りを聞いていて……。私も市制施行に合わせて取組が始まったらいいんじゃないかということを行いました。しかし、それは市制施行に合わせて、市が誕生すると思われる2026年に実現しろと言っているのではないですよ。ないんです。取組というものを、もう少し中長期的に考えていいんじゃないかなと思います。

そのタイミング、もちろん阿見町にとっては市が誕生するタイミングでという考えはあるかもしれないけども、例えばつくばエクスプレス、これ土浦に延伸してきます。でも、これも3年、5年ではできないわけですよ。しかし、それに合わせて、やっぱりこれはすり合わせとか、下交渉とか、様々なものが必要になってくると思うんですよ。

阿見町にとって、阿見という名前がつく駅が誕生するのはメリットがあるんですから。メリットのあることに取り組むのは当たり前なんです。今のところ、費用負担は、費用負担というか、すぐに費用負担があるわけじゃない。しかし、そこに至るまで、その時点で費用負担がどの程度になるか分からないけれども、つくばエクスプレスが土浦延伸をする、そのタイミングでやるとか、こういうことだって考えられるわけですよ。

つくばエクスプレス、これ構想されたのは1970年代なんですよ。今2023年ですから、もう既にやっぱり50年たっているわけですよ。実際に開業したのが2005年ですから、それ考えても30年までかからなかったけども、27年も構想してからかかっているわけですよ。そういう中長期的なスパン。そういうような視点、視野でもって物事を考えていかないと、こんなの3年ぐらいで、さあやりましたよと言ったってできやしないんですよ。それは、はっきり言うと町長を超えて、町長の、歴代、土浦に働きかける。そういうことをしっかりとやる必要が私は思

っていてですね。

いや、この駅名に阿見がついても何のメリットもないんだと。こういうふうに認識しているのであれば、これはこの話はないですよ。私はメリットがあると思うんだけど。メリットがあると思ったら、もうちょっと中長期的にしっかりと取り組んでいくと。すぐできないんだから、はっきり言って。こういうことを、やっぱり長いスパン、長い視点で考える必要があると思うんですけれども、そのことについてどう思いますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） 繰り返しになるんですけれども、大前提として荒川沖駅でございまして、土浦市にあるということでございまして、町として単独でそれを進めるということは、当然できないというようなことで思っております。

プロモーション的な意味でございまして、これも繰り返しになりますが、町のプロモーション戦略を策定する中で、費用対効果の高い、それから効果的なPR戦略を来年度策定する予定でございまして、その中でプロモーションの強化をしていきたいというようなことで考えてございます。

改称につきましては、土浦市にとってもメリットがあるというようなことで、もし判断ができるような状況が見いだせるというようなことであれば、それが最初の検討の始まりではないかというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） なかなか取り組みたいっておっしゃらないんですけれども。最近の荒川沖駅の乗降者数、かつては、20年ぐらい前は1万人を超えていたわけですよ。10年ぐらい前になると8,000人ぐらいで大体推移していると。2022年、これだというと6,500人ぐらいかな、6,500人ですね。これひたち野うしく駅よりもね、1,000人も多いんですよ。ひたち野うしく駅5,800人なんです。荒川沖駅6,500人。

ただコロナ以降5,000人に落ちて、5,500人、5,800人と続いて、やっとならぬと、経済が、コロナが少し影響を免れて6,500人とか、少し回復したわけですね。だけど、これがそんなにね、リモートの仕事も増えてしまっているんで、これが大きく、また戻るのかどうか分からないんですけども、この6,500人って、5,500人ぐらいかな、5,000人台から1,000人ぐらい回復したんですよ、1,000人ぐらい。それがコロナだけの影響なのか、それとも阿見町が住宅団地が張りついて、その人たちが東京方面に、あるいは水戸方面含めて通勤客として、阿見町が供給している可能性はあると思うんですよ。

なぜかという、荒川沖周辺で活発に宅地開発やっているのは阿見だけなんです。阿見

だけ。牛久も目いっぱいね。牛久は開発すれば、ひたち野うしく駅に行く、土浦の部分もほとんど開発されていないということからすると、やっぱり荒川沖の動向、これについては、阿見町としては、非常に興味を持って、私は見ていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それで、実は私もね、この質問をしようと思って龍ヶ崎市の担当者に聞いたりとか、JRに聞いたり、ここは藤代駅から、以北が水戸ですね。取手駅は首都圏になって違うわけですね、管轄が。水戸鉄道管理局ですね。こちらのほうに聞いたりとか、いろいろ聞きましたけども。その他いろいろ調べていたら、ユーチューブに荒川沖駅を阿見駅に改称しようという、こういうPR動画というのかな、が載っております、私もこれ初めて見たんですけども、2年ぐらいいたっているのかな、1年ちょっとたったのかな、ちょっとはつきりしないんですけども、3,000回ぐらい見られているということ。

実は、私もこの質問を考えたのは、これは町内の方とお話していて、市制施行の話とか、それから駅の話とか、いろんな話をしている中で、駅名変更ということも1つの阿見町のPRになるんじゃないかということもあって、調べ出したらなかなか面白いものですから、今回一般質問をして、言ってみると。その後メンテナンス必要なし、全く必要なし。あと再投資する必要もなし。それでもずっと名前だけは生き続けるので、経済効果PR効果がずっとあると。

こういうことなので、メリットばかりということだったものですから、今回一般質問を取り上げましたけれども、もし機会があればこのユーチューブの荒川沖駅を阿見駅に改称しよう。これもなかなか、見ていると阿見町の非常に特徴を捉えてPRしている動画ですので、これを見ていただきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平岡博君） これで11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時25分とします。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い、千葉町長に質問をいたします。

今回の質問は、久しぶりに私のホームグラウンドに帰り、農業問題の中でもサツマイモの現状と、これからの課題について質問をいたします。

まちおこしの手法には、大まかに2つの手法があると思います。開発のように外部からの力を借りるもの、もう1つは、霞ヶ浦や竹林、稲敷台地に広がる農地などの自然環境を活用した里山資本主義のやり方です。

阿見町は、茨城県南に位置する農村地帯で、豊かな自然に囲まれた地域です。関東ローム層の土質は赤土でサツマイモの生育に適し、歴史的にも麦の間作として作られてきました。最近では、掘り取り機などの普及により急激な規模拡大が進み、設備投資や販路などの新たな課題が出てきました。

一方で、耕作放棄地が増加するとともに、開発により緑や貴重な生物などの減少が見られるなど、環境問題にも直面しています。

それでは、以下6点について質問をいたします。

1つ、阿見町のサツマイモをアピールするためのアイデア、戦略をお持ちでしょうか。

2つ、行政・生産者組織・農協の関係は、複雑多岐にわたります。どのような連携が行われているのか、伺います。

3つ、行政が支援する主な事業について伺います。

4つ、サツマイモは幅広い加工品に利用されています。実用化されている主なものはどのくらいありますか。

5つ、年間を通して出荷するための、キュアリング倉庫や低温倉庫などのインフラ整備が必要と考えますが、課題は何でしょうか。

6つ、行方市など先進地との比較で足りないと思われるものは何でしょうか。

以上6点について質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 飯野議員の、阿見町におけるサツマイモ栽培の現状と課題についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町のサツマイモをアピールするためのアイデア、戦略をお持ちですか、についてであります。

当町においては、県が増産への支援を開始した令和元年度よりサツマイモの作付推進を図った結果、担い手による新規作付や、規模の拡大、町外や農業以外からの参入などにより、令和5年現在、町内でのサツマイモの作付面積がおおむね38ヘクタールになるなど、町の主要な作

物に成長しているところです。

耕作放棄地対策が課題となっていた中で、大規模営農や機械化が可能で収入が期待できるサツマイモを推奨品目として位置づけ産地化に取り組んでまいりました。町内産のサツマイモは、主にJA系統やサツマイモ専門の会社へほぼ全量コンテナ出荷が行われ、茨城県産のサツマイモとして市場に流通しております。

現段階においては、スケールメリットを活かした農地の集約や有効活用を推進し、生産拡大を図っているところであります。今後、さらなる生産拡大や農地の有効活用を推進するとともに、関係機関と連携し、阿見町産のサツマイモの付加価値の創出やPR戦略について検討してまいります。

2点目の、行政・生産者組織・農協との連携についてであります。

町とJA、生産者とは出荷資材の手配や安定的な販売計画策定のため、栽培面積や出荷見込数量、他産地や市場の情勢等について情報共有や連携を図っております。

出荷を控えた9月には、当年産サツマイモの目ぞろえ会が開かれ、生産者や町職員、JA職員らが出席し、選別基準、規格などの出荷上の注意点についての確認や、市場の情勢等についての説明が行われ、生産者はサツマイモの選別出荷に臨んでいるところです。

3点目の、行政が支援する主な事業についてであります。

県では、国内外で需要が拡大しているサツマイモの県内での生産拡大を図るため、令和元年度より「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を創設し、農地中間管理機構を介して農地を貸した地主さんへの協力金支給や、荒廃農地等をサツマイモ畑に再生する費用等の助成を行っております。

また、「儲かる産地支援事業」においては、サツマイモの規模拡大や、品質・生産性向上を図るために必要なICTや高性能機械の導入など低コストで高品質な農産物が生産できる先進的な仕組の導入に対する支援を行っており、令和3年度には、当町でサツマイモ生産に取り組む生産組合において機械の導入を行っております。

町の支援策といたしましては、認定農業者や集落営農、認定新規就農者が畑においてサツマイモを生産するに当たり、前年度作と比較して取組が拡大した面積に応じた苗代の費用の補助を行っております。

4点目の、サツマイモの加工品で実用化されている主なものについてであります。

サツマイモの加工品で実用化されている代表的なものとして「干し芋」や「焼き芋」が挙げられます。町内においても以前から担い手農家において「干し芋」の生産に取り組まれており、ふるさと納税においては、茨城県産「紅はるか」を使用した「干し芋」や、「紅せれぶ」を使用した「冷凍焼き芋」がお礼の品としてラインナップされており、どちらも大変人気商品とな

っております。

5点目の、年間を通して出荷するためのキュアリング倉庫や低温倉庫などインフラ整備の課題についてであります。

キュアリング処理されたサツマイモは腐敗しにくくなるため、年間を通して安定した出荷が可能となり、さらに、良い状態で長期保存され、うまみを増したさつま芋は有利販売を目指すことができます。

現在、当町で作られたサツマイモは、収穫後キュアリング処理せずに順次コンテナ出荷を行っておりますが、産地として成熟した際には、品質の向上や安定した供給体制を確保するため、生産者組織やJAと連携を図り、キュアリング施設の導入を含むインフラ整備への支援について調査研究してまいります。

6点目の、行方市など先進地との比較で足りないと思われるものは何か、についてであります。

行方市のサツマイモは、日本有数の産地で、市場関係者からも高く評価されるなど、生産量、品質、体制、社会的評価も含めたあらゆる面において当町より優れた産地であります。そのようなことから、当町では、令和2年度に、JAなめがたしおさい甘藷部会連絡会との、栽培管理研修会や意見交換会を実施しております。今後も関係機関と連携を図り、先進地の情報を参考にするなどして、生産拡大や品質向上を図るとともに、産地化に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

最初の1点目、アピールするためのアイデア、戦略を持っているかどうかということでお聞きしましたが、最初のところで、令和元年度より作付推進を図って、令和5年度現在、約38ヘクタールまで栽培面積が拡大したのは、大きな成果だと思います。

ただ、この38ヘクタールというのは、例えば今年拡大した面積なのか、今までトータルしたものの面積なのか、どちらなのか、ちょっと教えてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

こちらは、令和5年度作付した面積でございます。今現在、作付している面積という数値でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、阿見町で今まで作付された栽培面積というのは、どのぐらいになりますか。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

細かいところまでは分からないんですけども、ちなみに令和2年度現在は、拡大した方が8名で2.7ヘクタールのところからスタートしておりまして、順繰りに進んだ感じで、令和3年度は15ヘクタール、現在は38ヘクタールということになります。

累計のほうは、まだちょっと出してはいないんですけども、これが総数かどうかというところもちょっと怪しいところは……。ちょっと何ていうんでしょうね、把握し切れないで、拡大している方もかなりいらっしゃるんで、そこら辺はあれなんですけども、こちらで把握している数字としては、現在38ヘクタールということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 308ヘクタールということで、最近……。トータル308ヘクタールって言いましたよね、トータル。今までの、増えてきて、今阿見町で作られている栽培面積。

○農業振興課長（小松澤智君） それが38ヘクタールです。

○8番（飯野良治君） 今年だけじゃなくて、トータルが38ヘクタールということの理解でいいんですか。もっと多いんじゃないですか。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） 令和5年度現在が38ヘクタールなものですから、令和2年度から積み上げた数字というのはまだ出してはいないんですけども。そのようなことで御理解いただければと思うんですが。今現在、この今年期作付された面積は38ヘクタールということでございます。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 多分ね、これもうちょっとトータルをちゃんと積み上げていけば、何百ヘクタールの、3桁の面積になるんじゃないかというふうに思うんですけども。掘り取り機の普及が、急激に普及してきたので、栽培面積もそれに合わせて増えてきているというのが現状だというふうに思います。

それで、今から耕作放棄地も含めて新しく生産者が参入していく上で、農地の集積なども含めて、栽培可能な耕作放棄地の面積というのは、どのくらいあると考えていますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

耕作放棄地の面積自体は、町内結構多くて574ヘクタールありますので、その中でかんしょがどれぐらい作れるかというのは、ちょっとまだ、いろんな荒廃の状態等もありますので。そこら辺のポテンシャルはまだあるのかなとは思いますが、それでどれだけ作付できるかについては、ちょっと把握できておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 農家は作ることにについては、もちろん専門家で得意なんですけども、この最後のほうで出ている売ること、付加価値をつけて売ることの戦略というのはあまり得意ではないというふうに考えてはいるんですけども、その辺のところでのPR戦略は幾つかお持ちではないですか。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

答弁の中でもお答えしたんですけども、令和2年度から拡大を推進した中で、まずは町としては、農地をいかに活用していただくかと。耕作放棄地がこれから増えていく一方なものですから、まとまった優良な農地をなるべく残して、生産のほうで使っていただきたいという思いから、耕作面積の拡大のほうを重点的にやってまいりましたので、生産者のほうも意識を持って、毎月付加価値をつけて出荷をしたいという意向の方もいらっしゃる。やっている方もいらっしゃいますけども、基本的には収穫即出荷という形で、土も洗いもせずにコンテナのまま出荷していると。

今のところ、阿見町産のサツマイモというよりは茨城県産のサツマイモとして市場に出荷している状況がございますので、まだ、何というんでしょうね、付加価値をつけて出荷をするというレベルにまで至ってないというか。まだ生産量の拡大と農地の拡大のほうを、今目指している段階でございますので、今後、そのような生産者の意識の向上も図りながら、キュアリング倉庫とか、そういう話が出るかとは思いますが、そういうことで芋の長期保管とか、有利販売ができるということも重々承知はしているところでございますけども、そういうほうに意識とか、その余裕ができたときに向けて、関係機関と連携をしながら準備を進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私ちょっと調べてみたんですけども、全国に阿見のサツマイモが、これだけ生産量があつて品質もいいというのを、どうやったら知らせることができるのかなと思えば、あんまり私も得意じゃないんですけど、オンラインの販売——地理的な制限を取り除

いて、多くの人々にアクセスできるようにするということが可能になりますよね。それからSNSのキャンペーンということで、阿見町のレシピコンテストなどを開催するということが、アピールすると。

3つ目は、フードトラックの活用。全国各地を巡回し、阿見町のサツマイモを販売することができると。4つ目は阿見町の動画。PR動画を作成して、阿見町のサツマイモの魅力を伝えることができると。5つ目が、ふるさと納税に今使われていますけども、もっともっとサツマイモの比重を多くしていただくということが可能になってくると思います。

この中で、行政が主導権を握ってやれるものについて、ちょっと御意見があれば、お聞かせ願います。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

答弁でもございましたように、既にふるさと納税のほうには、干し芋、冷凍焼き芋、あと芋自体出品されておまして、かなり人気があるというふうに伺っております。

そのほかSNSを通じたという形では、阿見町認定農業者連絡協議会のホームページに「あみの土から」というページを設置してございます。そちらの中において、昨年11月に昔から作っていらっしゃる中島農園さんを題材にいたしまして、「みんなに優しいサツマイモ」という記事と写真等がアップされてございます。

内容は、サツマイモ生産の苦労から、おいしいサツマイモの見分け方、加工品について、焼き芋・干し芋の作り方やサツマイモのおいしいレシピ——大学芋・スイートポテト等が御紹介されておまして、そちらを優しい文体というか、あと味わいのある写真等を含めて、御紹介がされてございます。まだ動画等は上げておりませんが、そちらで阿見町の製品の1つとしてサツマイモがあるんだということはPRさせていただいてございます。

そのほかにも、そのページにおいては別の作物になりますけども、大葉でありますとか、南高梅、イチゴ、大学のインターンシップ、ソバ、サツマイモ、米、ジャガイモ、トウモロコシ、レンコン、スイカ等が、同じような生産者の声と顔等を載せた形でPRの記事として上げてございます。動画といたしましては、日本酒の桜翔でありますとか上条城蕎麦ということで動画がありますので、そちらも併せてアップされてございますので、一度そちらのほうを御覧いただいて、そちらを通じて、町のほうとしてはPRに努めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。できる限り、これからはオンラインとかSNSとか、そういったものをどんどん活用していただいて、認知してもらおうということが、これ

からの拡大につながるのかなというふうに思っています。

それと一番この中で、答弁の中で、あまり強調されてはいなかったんですけども、県のほうからの働きかけで、最初、規模拡大が行われてきたわけですけども、この県との連携について、大井川知事が直接海外に県産のサツマイモを売り込んでいるという話がありましたけども、県との連携がどうなっているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

令和元年度より、県がサツマイモの増産に力を入れたというのは皆さん御承知の事実だと思うんですけども、そこに相乗りしたような形で、阿見町は耕作放棄地対策というか、農地の有効利用の面でサツマイモの推進ができるのではないかと。昔の経緯をたどりますと、阿見町の大地のほうではかなりサツマイモが作られていたと。

それが結局は値段の関係もあるでしょうし、重量作物ということもあったんで、多分衰退していったところの経緯はあるんでしょうけども、そういうものが作られていた経緯から、こちらでも適地だろうという判断の下に、農地の集積、耕作放棄地の有効活用の面から、地域に乗り込んだ形で農地の活用の部分、掛馬とかかなり集約をして、町内の担い手でありますとか、町外からも担い手を誘致した経緯がございます。

こちらの件に関しては、全て県のほうからのいろいろ御紹介ということもありますし、あと県のほうも、そのような特化した補助事業等を用意して、当時は干し芋でありますとか焼き芋で需要が期待できるということで最初始めた事業ということで、いまだに力を入れているというような形があるかと思えます。

また最近、気温の上昇とかの関係で産地がかなり増えていると。また、このうまみというものを知ってか、やはり近県もそうですけども、今、北海道のほうでもサツマイモが作れるような時代になりつつあるというような情報も受けて、県のほうは近年海外輸出のほうにも、今度はシフトしていくような話も伺っております。

乗りかかった船という部分ありますので、うちのほうとしても今推進をしているというより、阿見町の状態を見て町内・町外からや、農外からもサツマイモを阿見町で作りたいんだという話は何件かまだ来ている、また、増やしたいんだという話も来ています。また、今作っている人の中では、やはりかなり生産量が増えちゃっていることによる、若干値崩れ的な話も聞こえてくる部分もございますので、そちらの情報等よく精査しながら、今後の推進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

県のほうも、茨城県全体を見て、やはりそういう作付の状況も把握してはいると思うんですけども、先進的な産地は、大分耕作地が少なくなったというよりも、連作障害とかそういうもので逆にデメリットが多くなってきている中で、阿見は耕作放棄地が、先ほどね、五百何ヘクタールあるということもあるわけだから、その辺を逆にアピールをして、そこに他町村の生産者もどんどん入れていくような仕組みをつくってほしいなというふうには思います。

それでは、続いて、機械の導入が、行政の支援の中で随分進みました。だけど、その機械で掘り取って生で売る手法、生産者の手取りには直接つながっていかないんですよね。だから、もっとやっぱり、答弁の中でも出ていたように、できる限り早く付加価値をつけて、農家の手取りが増えるようにするにはどうしたらいいのかなということを私も考えてはいるんですけども、作る上で苗のコストがかなりウェイトを占めるんですね。

この苗は、地元じゃなくて千葉県とか、そういう近隣のところから入ってくるのが多いわけですね。だから、どうしても地元において苗の生産をできるように、やっぱりそこは仕組みとしてつくっていかないと、せっかく収入があっても、またそれが外へ出ていってしまうということなんで、仕組みを育てる、苗を地元で育てる、そういう考えは持っているのかどうか。今年に入って、今年の苗代の補助は幾らぐらいあったのか、その2つについてお聞きします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

苗代がなかなか大変だというお言葉をいただいているところですけども、苗代については、答弁でもございましたけども、町のほうで拡大分について半額の補助という形でやらせていただいているところがございます。自前で苗をとという質問ですけども、まだそちらまではちょっと手が回ってないかなというところがございます。

また、ちょっと情報ですけども、町内で苗の生産に取り組もうかなというような話はちょこちょこ聞こえてきているところ——情報ですけども、はございます。

あと苗代の補助なんですけども、今年度分はまだ出ておりません。数字的には。昨年、令和4年度の実績値ですけども、拡大の面積としては4万9,950平米分ということで、苗代の補助を出してございます。ちなみに令和3年度は4万9,303平米、令和2年度は2万8,509平米分、苗代の補助は支払っている。こちら認定農業者と認定新規就農者と、集落営農のみが対象ですけども、実績としては、そのような数値となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

苗を作るのには、種芋がどうしてもやっぱり年を越さなくちゃいけないので、安定的に年を越すのには、保存の施設が必要になってくるんですね。その保存の施設がまだ、先ほどもありましたけど、キュアリング倉庫なんかはまだ整備されていない状況の中では、種芋を安定的に保存していくということがまだ十分じゃないもので、早くその整備を一つ一つやっていってほしいなというふうに思います。

苗というのは急にできるものではないので、種芋を伏せて、それからそれを切って植え付ける段取りがあるわけで、それは個人の農家だけではなかなか難しいということもあるんで、できれば農協との連携の中で、早くキュアリング倉庫などを造っていただいて、種芋の生産に乗り出してほしいと思うんですけども、その辺の見込みはありますか。

○議長（平岡博君） 小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

今現在、系統というか、出荷の系統としては農協系統か、あとは、かすみがうら市にあるサツマイモ取引業者というんですかね、が、系統になろうかと思えます。皆さん、そちらのほうから毎年の苗分を出荷見込みで頼んでいるというのが、多分現状だと思います。

農協のほうも、恐らく春先、その前に、来年の面積分の苗代の申込みを、注文取っているところでございますし、まだ今のところ話合いの中で苗を自前で何とか作ろうという話まで、ちょっと私のところにはまだ聞こえてないものですから、今日お話改めていただいたんで、ちょっと今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ぜひ苗の生産の実現に早く乗り出す。これが産地化を安定的にしていく大きな要になると思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、サツマイモの加工品の代表的な物なんですけども、これは私が調べて、3つ大きなもので、でんぷん、2番目に加工食品、3番、焼酎・アルコールというふうなものがあると思うんですけども、サツマイモはね、本当に多彩に加工品に利用されている産品なんで、こういった大量に、例えばB級品なんかを、市場出荷できないものを加工品にできるし、また加工品専用に生産することも可能になってくると思うんで、加工工場の誘致なんかも町のほうとして、視野に入れてやっていくというような考えはあるのか、お聞きします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

先ほど、答弁の中には干し芋とか焼き芋というような話をさせていただいたんですけども、今、焼酎という話も出ましたけども。鹿児島の方のサツマイモほとんど80%焼酎の原料にな

るというような話を伺っております。うちのほうは加工用とか、生食用とかになるんですけども、そのような形で流通はしているかと思えますけども。また、何か町内では、一部焼酎の原料として、あちらに送っているという方の話もちよっと聞いたことがございます。

そのような形で、いろんな形でサツマイモは可能性があるものということで、加工業者を呼ぶということは、まだまだちょっとそこまで至ってなかったものですから、考えたことはないんですけども、今後、生産面積とか量が拡大して安定したときには、研究課題にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 加工については、ペースト状にしたり、本当にね、いろんな加工の形態をできる商品なので、輸出も含めて、これはこれから伸びていく産業だというふうに思います。ぜひ、働きかけをしていただいて、町長がトップセールスじゃないけども、トップがやっぱり、そういう姿勢で取り組んでいますよということをアピールしていただいて、阿見にそういう加工の工場なんかが実現できたらいいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

その後、先ほども言いましたけども、インフラの整備はね、生産者個人が行うと多額の設備投資が必要になるわけですね。その中で、行政・農協の連携により……。農協が本来は設立をして、生産者はその倉庫をお借りして、年間を通して安定した販売を行うというのが重要だと考えますが、その点の位置づけは、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

農協というのは、農家の代表みたいなものでもありますので、個人でいろんな施設を設けるのはなかなか難しいものがあるかと思えます。かといって、農協が単独でやるかというところら辺もいろいろあると思えますので、将来的には農協も利益を求めるところもあるでしょうから、その利用料を取った形で、そういうことを整備するというのも考えていただきたいなという思いはございます。

それについては、この質問を受けるに当たって、若干、農協さんとは営農センターさんとお話はさせていただいたんですけども、今のところそのような考えはないと。今のところは全農にルートを確保したんで、そちらのほうで流していくという方針が、農協の今のところの方針ということで、今後機運の高まりとかいろんなこと……。社会的情勢を考慮しながら、いろんなことは考えていく必要はあるかなと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 飯野良治君。

○8番（飯野良治君） これが最後の質問になるんですけども、先ほど、最後の6点目の行方市の事例をお話いただきましたけども、先進地の視察に行くと、必ずそこには専門的な、こういう表現がいいのかどうか分からないですけど、「何々ばか」と呼ばれるくらいなような名物の職員、公務員なんかが存在しています。

この人に聞けば何でも分かるというような存在、そういうことなんですけども、阿見町のサツマイモについても、小松澤課長がかなり先進的で、情報を収集して頑張っているというのは私も分かりますけども、全国から研修に来るよう、そういう体制を早くつくってほしいなというをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（平岡博君） これで8番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時10分といたします。

午後 0時06分休憩

午後 1時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番石引大介君の一般質問を行います。

4番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔4番石引大介君登壇〕

○4番（石引大介君） 皆さん、こんにちは。一般質問を行わせていただきます石引大介です。よろしくお願いたします。

早速ではございますが、通告に従い、質問を行わせていただきます。

今回は、行政情報発信の充実化についてであります。

行政サービスとして、住民の方々へ様々な情報を発信する取組が多く自治体で行われています。阿見町では、防災情報やイベント情報など8つのコンテンツを用意して、あみメールを実施しております。しかし、自治体によっては、項目をより細分化し、より多くの情報を住民へ提供しております。阿見町も、より多くの町民の方々に役に立つような行政情報発信が必要ではないでしょうか。

また、阿見町が取り組んでいるすばらしい教育なども含め、今後の情報発信の充実化に向けた取組をお伺いたします。

1、あみメールの登録者の推移はどうなっているか。

2、登録者を増やす取組はどうしているか。また、登録者を増やしていくための課題をどう捉えているか。

3、情報発信コンテンツの拡充は検討しているか。

4、各小中学校の特色ある教育の情報発信はどのように行っているか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 石引議員の、行政情報発信の充実化についての質問にお答えいたします。

1点目の、あみメールの登録者の推移はどうかについてであります。

あみメールは平成27年3月から運用を開始し、令和元年度末までの5年間の登録者数は3,301件で、令和2年度末は7,440件、令和3年度末は10,707件、令和4年度末は11,363件で推移しております。令和5年度はこれまで310件の増で、登録者数は11月27日現在で11,673件となっております。

2点目の、登録者を増やす取組はどうしているか。また、登録者を増やしていくための課題をどう捉えているかについてであります。

登録者を増やす取組につきましては、令和2年度から新規登録の促進と中途解約の防止を図ることを目的に、毎月、登録者の中から抽選を行い新規登録者から10名、継続利用者から20名の合計30名の方に町特産品をプレゼントする「あみメール登録推進キャンペーン」を実施しております。

周知の方法としましては、広報あみへの掲載や、チラシの町内世帯配布、公民館等の公共施設での配布などを行っているほか、町長と語る会をはじめとした各種会議等での御案内に加え、町内に立地する企業や大学、町内の保育所や小中学校の保護者へ向け、個別案内を実施しております。また、さわやかフェアで登録方法を御案内するブースの出展や、町主催のスマホ教室で登録の支援などを行っております。

今後、登録者を増やしていくための課題につきましては、登録者の推移からも分かりますように、年々新規で登録する件数が減少傾向にあることから、これまでのキャンペーン等の取組に加え、発信する情報をさらに充実させるなど、登録者の利便性をより高めていく必要があると考えております。

3点目の、情報発信コンテンツの拡充は検討しているかについてであります。

先ほど課題として触れましたが、今後は登録者の利便性をより高めていく必要があることから、新たなコンテンツとして町公式LINEを導入することとしております。

町公式LINEでは、暮らし・手続き、妊娠・子育て、学校・教育など、あみメールよりもさらに細やかな分類を設けることで、町民一人ひとりのニーズに合った情報の発信が可能とな

ります。また、道路や公園遊具等の破損情報を町へ報告する通報機能や各種アンケート機能、イベント等の参加申込みを受け付ける予約機能、ごみの収集日などをお知らせするプッシュ通知機能などを備え、あみメールよりも利便性が高いコンテンツとして、来年1月からの運用開始に向け、現在、システムの構築を進めているところであります。

4点目については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、行政情報発信の充実化についての質問にお答えします。

4点目の、各小中学校の特色ある教育の情報発信はどのように行っているかについてであります。

学校においては、各学校のホームページやスクリーンを活用し、児童生徒の日々の学習や生活、行事の様子等の情報を発信しております。また、各学校の特色ある教育については、「阿見町の教育」として冊子にまとめ、ホームページ上でも公開しております。

地域への発信については、運用が予定されている町公式LINE等のコンテンツを活用したり、導入を進めているコミュニティスクールの学校運営協議会委員と連携を図ったりしながら、さらなる情報発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、あみメールの登録者の推移という部分なんですけれども、令和2年から令和3年ですか、非常に獲得のほう伸びていたかと思うんですが、令和4年度の登録者数が656件ということで、かなり急激な落ち込みとなっていると思うんですけれども、その敗因と要因については、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和2年度及び令和3年度で約7,400件の増となっております。この間2年間で、あみメールが広く町民の皆様に知れ渡って、多くの方に登録をいただけたのではないかと考えておりますけれども、あみメールの認知や登録が進んだというようなことで、未登録の町民が減少しているというようなことも一因かと思われそうですが、併せて広報あみやホームページなどの方法によりまして情報を入手しているというような状況もあるのではないかと考えてご

ざいます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

この、あみメールの登録するときなんですけれども、あみメールの利用者の性別ですとか年代、どういった方が登録をしてくれているかというような情報というのは、つかんでいらっしゃるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えさせていただきます。

あみメールの登録情報につきましては、現状メールアドレスのみの取得でございますので、性別とか年代を把握できている状況ではございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 答弁の中に、新しいコンテンツということで来年の1月から運用開始されるという町公式LINE、こちらは登録というか、利用される方の性別とか年代というのは把握できるような準備ってされていらっしゃるでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。秘書広聴課長小倉貴一君。

○秘書広聴課長（小倉貴一君） お答えいたします。

公式LINEにつきましても、性別、年代などについては、把握できないような構成になってございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうすると、今度、町公式LINEを運用した場合、各種アンケート機能とかも使えるようになるということで、答弁のほうをされていらっしゃるかと思うんですが、そのアンケートを活用して、利用される方の性別とか年代とかというのを集計されるという考えとか、そういったものって持たれていらっしゃるでしょうか。

○議長（平岡博君） 小倉貴一君。

○秘書広聴課長（小倉貴一君） お答えいたします。

アンケートの回答欄のところに、性別、年代、そういったものを入れることで、集計後にその辺の属性が分かるような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ぜひやっていただきたいなって思ったので質問させていただいたんで

すけれども、あみメールもしかり、今後展開していく町公式LINEもしかり、やはり新規の獲得に結びつけていくときに、どういった方に、どのような世代に多く利用されているのか。逆に、どの年代が登録が少ないのかというのが町のほうで把握できれば、例えばその獲得キャンペーンとか展開する上でも、そういった年代をしっかりと把握することによって、的を絞ったキャンペーンの展開ですとか、イベントに参加して、そういった登録者数を増やすという取組が非常にやりやすくなってくると思うので、ぜひそういったことを行っていただければと思うんですけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小倉貴一君。

○秘書広聴課長（小倉貴一君） お答えいたします。

確かに対象者をピンポイントにして情報発信するというのは非常に重要なことだというふうに思いますので、そういった面で検討してまいりたいというふうに……、はい。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 情報発信もそうなんですけれども、登録者数を増やすために、利用されているのが少ない年代とかが把握できれば、そこにピンポイントでターゲットとして獲得数を増やしていけるんじゃないかなということで今、申し上げたんですけれども。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小倉貴一君。

○秘書広聴課長（小倉貴一君） お答えいたします。

御指摘のとおり重要なことだと思いますので、そういった形でできるように検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

ぜひ、そういった情報をしっかり集めて、多くの方に登録していただけるように取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

では次です。登録者を増やす取組ということで、今、あみメール登録推進キャンペーンを行われていらっしゃるということなんですけれども、こちらを展開してきた、その費用対効果に関しまして、どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

キャンペーン実施以前でございますが、約3,300件の登録者数でございましたけれども、キャンペーンを実施した後でございますが、8,000件を超える登録をいただいているというようなことでございます。新規登録者の獲得、それから解約の防止に効果を発揮しているのではな

いかというふうに認識してございます。

それから、商品代等の費用も発生しているところではございますけれども、あみメールの登録推進のほかに、阿見町産の農産物などの特産品のPRをするというようなことで、当選しなかった方にもチラシ等での周知などもございますし、そういった意味ではPR効果が得られているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

ストレートにお伺いしたいんですけども、今取り組まれておりまして、新規登録者は具体的に獲得目標というのは、きちんと持たれて取り組まれていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

各世帯に情報を届けなければならないということで、それを基本として考えてございます。登録者数が各世帯で1名以上いらっしゃれば望ましいというようなことで、町サイドでは考えているんですけども、11月1日現在でございますが2万1,798世帯という世帯数がございしますので、そういったところを目標にしていきたいということで現在取り組んでいるところでございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、今現在あみメールの登録いただいている方が1万1,673件でしたっけ、ですね、となっているんですけども、今後あみメールと、今度始める町公式LINE、こちらの申込み数、これ合わせて2万件を目標に取り組まれていかれるというような考えでいらっしゃるんですか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、LINEの供用開始、来年1月を予定しております。やはり大事なことは、その情報を各世帯に届けるということが大事なことでございますので、各世帯にそのLINEなり、あみメールなりということで、どちらかの手法、どちらでもいいんですけども、その両方を選ばれる方もいらっしゃると思うんですが、そういったことで各世帯に情報を届けるという意味で、2本立てで推進していくというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ぜひ、頑張っていただけだと思います。

それでは、答弁の中で伺いました、今回さわやかフェアで登録方法の案内やブース出展をされたというふうにお話があったかと思うんですけれども、こちらのやってみた効果というのはどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

ブースを出展させていただきまして、来場者の方にお声がけをしたところでございますけれども、既に登録しているというような声を大変多くいただいております。そのような中、その場で登録方法を案内しまして、約10名の方に新規で登録をいただいたところでございます。

それから、その場ではなくて「後で登録します」と言ってくださった方もいらっしゃいますので、その当日、さわやかフェア当日の登録者数は13名という数が登録していただいたということでございます。10月の新規登録者数の1日平均が3件であったというところからしますと、ブースを出展したことによりまして新規登録の増につながったと考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 今回、さわやかフェアでブースのほうを設けられたというようなお話だったんですけれども、例えば阿見町ではふれあい地区館まつりが、各地域で行われていたりですとか、あとは各種団体とかが定期的な活動や集まりって行っていると思うんです。

なので、この登録をされるに当たって、やはり何ていうんでしょう、ネックになってくるのって、結局お年寄りとか携帯電話とかに慣れてない方って、どうしても登録方法が分からないから登録はしたいんだけど、ちょっとそのままにしちゃっているんだよなという方も非常に多くいらっしゃると思うんです。

なので、今後を踏まえて、例えば、ふれあい地区館まつりのときに、こちらから出向いてブースを開いてですとか、あとはそういった各種団体の集まりのところにこちらから出向いて、PRと各種登録方法の案内とかをお手伝いするというようなことも行えば、もっともっと登録していただける方って増えてくるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そのようなことというのは検討されることとができますでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

町内で実施されております様々なイベントで、あみメールのPRを行っていきたいと考えておりましたけれども、特にふれあい地区館まつりでございますが、令和2年度・令和3年度と中止になっていたというような状況がございまして、令和4年度につきましても、2館という

ことで開催していたというような状況でございます。

議員からの御提案もございましたので、そういった検討、今まで、ふれあい地区館まつりに関してはしてこなかったんですけども、そういったことも検討していきたいというふうに考えてございます。また、各種団体の集まり、それから役場で実施される会議などにおきまして、チラシ等を配布して登録の勧奨をしているというようなところでございます。また、答弁にもありますとおり、町長と語る会等で、町長自らメールの登録の促進を図っているというような状況でございます。

今後、やはり人員等の課題もございますけれども、積極的に登録を勧奨していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

ぜひ、こちらの答弁の中にも、今後の課題という部分で、発信する情報をさらに充実させるなど、登録者の利便性をより高めていくというふうにお話をいただいたんですけども、情報を充実させることも非常に重要かとは思いますが、やはり受け取っていただく方を増やさなければ、どんなに頑張っても充実をさせたとしても、もったいないかなというふうに思いますので、最初は非常に大変かもしれませんが、やはりマンパワーを使って、しっかりとその情報を受け取れる体制の構築に取り組んでいただければと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

次に、情報発信コンテンツの拡充についてなんですけれども、こちらの答弁の中で道路や公園遊具等の破損情報を町へ報告する通知機能なども追加されるということでお話をいただいたんですけども、こちらは私の先輩議員でございます紙井議員が一般質問された——令和2年の第2回定例会ですかね、で一般質問をされた成果が形になったのではないかなということ、改めて敬意を表したいと思います。

その中で、今回町公式LINEを導入して発信情報の細分化を進めるというふうにございます。現状8つのコンテンツとなっているかと思うんですけども、どのくらいまで細分化を検討されているのか、お教えてください。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在8つの分野で、あみメール等で情報発信しているところでございますけれども、今後、公式LINEで15個に細分化するというような予定でございます。防災情報、それから町議会からのお知らせ、暮らし・手続、あるいは健康・福祉、妊娠・子育て、

学校・教育，それから防犯・交通安全，あるいは道路の情報だとか，そういったものですね。これは収集する側のことでございますけれども，15項目ということでございます。

今，主だったものを申し上げましたが，15項目ということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

そちらのコンテンツを増やした場合，いろいろ負担等も増えてくるかと思うんですけれども，こちらの情報発信については，今回御答弁の中心となられていらっしゃいます秘書広聴課さんが担当されるのか，それとも情報を管轄する部署のほうで行うのか，どちらになりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

あみメールと一緒に，同様ということでございます。それぞれの業務を所管する，管轄する部署で情報発信していくというような予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 各部署のほうで情報発信していくとなると，何でしょう，そうなってほしくないとはもちろん思っているんですけれども，やはり部署によってちょっと情報の偏りとかも出てきてしまう場合もあるかと思imasるので，その辺りは徹底して管理のほうをしていただければと思いますので，よろしく願いをいたします。

今回，来年の1月から運用開始ということでお話をいただいているんですけれども，こちらあみメールの利用者，今あみメール使っているけれども，今度公式LINEのほうを使いたいよというような方も多くいらっしゃると思うんですが，こちら切替えの，移行の周知ですとか，その移行方法などの案内というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

あみメールの利用者につきましては，メールをもって町公式LINEを御案内するというようなことでございます。そのほかに，ホームページにバナーを作成して周知を図っていくというようなことで考えてございます。それから広報等も利用させていただきたいと思imas。

それから登録の方法，各種機能の紹介を記載した周知チラシを各世帯配布，それから公共施設等での配布などを予定してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

今回、あみメールから、今度よりよい情報を発信ができるように町公式LINEのほうの運用も始まるということなので、ぜひ、いろいろなたくさんの情報を阿見町全体に広めていただけるような取組を構築していただければと思いますので、今後ともよろしく願いできればと思います。

次に、御答弁いただいた教育委員会のほうの再質問のほうに進ませていただきたいと思いますんですが、今回、御答弁の中で、今現在そういった情報を伝えるのにスクリレというものを活用されていらっしゃるというお話をいただいたんですけれども、スクリレというのは、どういったものなのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

スクリレにつきましては2年前に試験的に導入いたしまして、昨年度から本格的に使用しているアプリなんですけれども、簡単に言いますと、学校と保護者をつなぐ連絡のデジタルツールとなっております。

これまで多く文書で配布していたものをデジタルで保護者に直接配信し、また個別に連絡もできますので、保護者が欠席の連絡を学校に入れたり、学校からいろいろなアンケートを発信したり、そういった機能もついております。教職員の働き方改革ですとか、保護者の負担軽減にも大きくつながっているアプリとなっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうすると、そのスクリレというのは、今まで文書で送っていたものをデジタル化して送られたりとか、また出欠の連絡を双方でやり取りしたりというようなことなんですけど、例えばなんですけど、もっと具体的にどんな情報が送られているというのをちょっと再度お伺いしていいですか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

学校から保護者の方に配布する文書としまして、学校からのお便りですとか、給食の献立表とか、下校時間の変更——急にアナウンスするときは、一斉に教育委員会からも全保護者に送ることができますので、そういった緊急的な通知、あとはコロナ禍では毎日体温を子供が測って、今までは紙で検温したものをやり取りしていたんですが、保護者が体温を入れることで、それが一括のデータとして学校に送られるということで、そういった個別の連絡の機能等にも

かなり使用できるようになっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

そうすると、このスクリレというのは、学校に自分の子供とかがいないと登録ができないというようなシステムになっているんですかね。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） 今のところ保護者限定のツールとなっておりますので、地域の方ですとか、一般の方の登録というのはできないようになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） これは学校の情報を発信するというよりは、学校と保護者のほうのやり取りに活用されているというような認識で間違いないですかね。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） 今の御理解で大丈夫だと思います。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 次に、答弁に各学校の特色ある教育については、「阿見町の教育」という冊子にまとめてホームページで公開されていらっしゃるということをお伺いしたんですけども、この冊子というのは年に何回発行されるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

年に1回、5月頃に作成しているものでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 年に1回、阿見町の学校の特色ある教育を情報発信していますというようなお話かと思うんですけども、それで十分周知ってできているという認識でいらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

それで十分というわけではございません。「阿見町の教育」につきましては、特定の方にか配送してございませんので、こちらのほう、ホームページで周知しているというようなことでございます。

また、ホームページにつきましては、学校のホームページもございますので、そちらですとか、学校は個別にスクリレで学校だよりというようなものを配信しているというようなことで、そのほかにも通知のツールとして、周知の方法としては、ホームページそれから広報等々ということになると思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

私の地元なんですけれども、君原小学校。こちら阿見町で唯一の小規模特認校ということで御指定をいただきまして、学区に関係なく選んでいただければ通学することができる唯一の学校でございます。

やはり今、小規模だからこそできる特色ある教育の実施を、学校のほうで先生たちが一生懸命取り組んでいただいているんですけれども、そういった周知というのはどのように行われていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず君原小学校、小規模特認校として特色ある教育ということで、「アイラボキッズ」ですとか、いろいろな教育を実施しているというふうに認識してございます。

周知の方法としましては、御覧になったら分かると思うんですけれども、ホームページもほかの学校に比べますとかなり充実さを濃くしているというような状況で、かなり、行事について、いろんなことをやっていることについて、掲載されているというような状況だと思います。このほかに、広報あみで特集を組んだりですとか、ふれあいセンター、公民館等々にチラシをまいている、PRをしているというような状況でございます。

また、特定の目的ということで申し上げますと、君原小学校への募集時には、翌年入学される1年生の方には就学時健診のときにチラシを配布したりですとか、学校に就学している児童の保護者に対してはスクリレ等々で配信をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうですね、ホームページのほうを見させていただくと、本当にいろんな活動をされているというのが、皆さんに知っていただけるとは思うんです。ただ、そのホームページって、町とかもそうかもしれないんですけれども、やはり興味がなければ見に行かないんですよね。私も含めて誰でもそうだと思うんですけれども。なので、やはり興味をまず持っていただくための情報発信というのが、物すごく重要だなというふうに、私は思っている

ので。

どんなにホームページを充実させたとしても、こういった学校があるんだよということをまず知っていただかないと、そこには皆さん行っていただくことって決して……。決してじゃないと思うんですが、少ないんじゃないかなと思うので、こういった町公式LINEとかを活用されて、そういった学校、1校1校の取組をしっかりと町民の方に情報発信するということが非常に重要かと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） まさに私もそう思っております。やはりホームページっていいものは、興味のある方しか見に行かないというのは当たり前のことだと思うので、そのところをどういうふうに見に行っていくかという努力はしなければ、そこにたどり着かないということありますので、おっしゃるとおり、その前段としての努力は必要だというふうに考えております。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。

ぜひ、今、部長がおっしゃっていただいたことを検討していただいて、ホームページに行く興味を湧かせるような取組のほうを行っていただければと思いますので、お願いをしたいと思います。

では次に、中学校のほうのお話をちょっとお聞きしたいんですけども、中学校におきましては、部活動で新人戦ですとか総体など多くの大会で非常に活躍をされている、優秀な成績を収めていらっしゃるというようなお話をお伺いしているんですけども、どういった活躍があったのか、ちょっと幾つか御紹介していただきたいので、お願いします。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今年度、令和5年度の茨城県総合体育大会、いわゆる総体と呼ばれる大会におきましては、阿見中学校の弓道部、朝日中学校の陸上部、竹来中学校のバドミントン部・レスリング部のほうが、県大会等で上位に入賞して、関東、全国大会へ出場を果たしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） すばらしい活躍ですね。この活躍なんですけれども、こういった県大会でそれだけ成績を残されるって、本当に子供たちって物すごい努力をして、そういった成績を残していると思うんですよ。なので、そういった活躍というのは、町民の方にどうやって周知とか、紹介をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

子供たちの活躍の様子につきましては、学校から出される学校だよりやホームページ、また全国大会等に進みますと、町長の表敬訪問等を行わせていただいておりますので、そういった様子を町の広報紙で紹介していただいたり、役場に設置する懸垂幕等で町民の方への周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 学校のお便りですとか、ホームページで紹介されているということなんですけれども、こちらを目にできるのって、例えばその学校に関わっている方に限定されてしまったりですとか、さっき部長ともお話したんですけれども、興味を持ってホームページを見に行った方ぐらいしかないと思うんですね。

なので、子供たちがこれだけ活躍されているのに、阿見町にそういった活躍しましたよという情報を全町民へお知らせしたりとか紹介しても、僕はもう物すごいいいんじゃないかなと思うんです。それが子供たちのさらなる力にもつながると思うんで、ぜひ実施していただきたいなというふうを感じるんですけれども、今の学校だよりとかホームページだけの掲載でいいんじゃないのかなというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

議員から御指摘いただいたとおり子供たちの励みにもなりますので、そういったところを多くの町民の方にも周知していくということは必要だと考えております。しかしながら、学校のほうで今個人情報というものがかなり大きく問題になっておりまして、一般の方に子供が特定できる、名前と顔が一致する情報を発信するというのは非常にデリケートな部分もございます。

例えば、学校に在籍していることを実は隠してほしい、そういった児童生徒もおります。様々な事情を抱えている児童生徒がおりますので、そういった個人情報に配慮しながら、さらなる情報発信に努めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） いろんな課題もあるかとは思いますが、やはりそういった課題を1つ1つクリアして、その子供たちの活躍を町全体に広めて、町の雰囲気をもっと盛り上げていくということは、僕は非常に重要なことだと思うんで、ぜひ来年1月から運用される町公式LINEを活用して、そういった子供たちの活躍をどンドンどンドン阿見町の中へ広めて

いつていただきたいというふうに思うんですけども、その辺りの取組をどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

先ほどありました公式LINE，そういったところに，例えば学校のホームページのリンクを貼るとか，そういうことで一度学校のホームページを見ていただくと，また次も見たいという町民の方も多くなると思いますので，そういった新しい町のコンテンツのほうも活用しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ほかにもいろいろお伺いしたいことは，まだまだあるんですけども，ちょっと時間も押してしまったので。阿見町の各学校では本当に素晴らしい教育が行われていると思っております。日々子供たちと向き合っ，本当に教育に情熱を注いでいただいている先生たちのそういった活動も，やはり住民の方に知っていただくということは，非常に重要なことだと思いますし，何よりも子供たちは勉学ですとか芸術，スポーツと多くの分野において活躍をしております。

その活動や成果を一部の情報とするのではなくて，阿見町全体で共有できるような環境づくりをお願いしまして，1点目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） それでは，2問目に移らせていただきます。

次に，児童生徒の体育施設使用料の免除についてであります。

阿見町では，多くの子供たちが様々なスポーツ活動に取り組んでいます。日々，技術向上のため練習に励み，それぞれの夢に向かって頑張っています。また，先ほどの質問の中でも御紹介していただいたように，各大会において，素晴らしい成績を収めています。

阿見町ができる，よりよい練習環境の支援などをどうお考えか，お伺いさせていただきます。

- 1，施設使用料の免除の現状はどうなっているか。
- 2，児童生徒が個人練習に施設を使用する場合は免除できないか。
- 3，利用者の半数以上が児童生徒であることなどの規定を設けて，免除するなどの検討はできないか。

4，町として今後の支援策をどう考えているか。

以上，よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） それでは、児童生徒の体育施設使用料の免除についての質問にお答えいたします。

1点目の、施設使用料の免除の現状はどうなっているかについてであります。

施設使用料の減免の対象については、町や教育委員会のほか、学校やスポーツ少年団、子ども会育成連合会、スポーツ協会、シルバークラブ連合会等、阿見町都市公園条例施行規則及び阿見町民体育館条例施行規則に定められた団体となります。

2点目の、児童生徒が個人練習に施設を使用する場合は免除できないかについてであります。

1点目でお答えしたとおり、減免対象は、規則で定められた団体での使用となるため、現状の制度では、個人練習による使用を減免することはできません。

3点目の、利用者の半数以上が児童生徒であることなどの規定を設けて免除するなどの検討はできないかについてと、4点目の、町として今後の支援策をどう考えているかについては、関連しておりますので、一括してお答えします。

近年、中学校の部活動を学校ではなく、地域クラブへと移行する取組が全国的に進められており、児童生徒がスポーツに取り組む環境は、従来と大きく変わってきています。そのような中、一定の基準を設けた上で地域クラブを減免対象として加える等の支援を今後行う必要はありと考えております。

議員御提案の利用者の半数以上が児童生徒である場合や、その他の基準見直しを含めて、地域クラブへと移行する取組と合わせ、児童生徒にとって望ましいスポーツ環境の支援ができるよう調査研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに移らせていただきます。

現在、使用料の免除をされていらっしゃる団体数というのは、どれくらいあるものなのでしょうか。

○議長（平岡博君） 生涯学習課長木村勝君。

○生涯学習課長（木村勝君） お答えいたします。

体育施設使用料の免除の団体数ということでございますが、免除の対象となる団体は、スポーツ協会18団体、スポーツ少年団19団体をはじめといたしまして、子ども会育成連合会、シルバークラブ連合会、総合型地域スポーツクラブなどが主な団体となりまして、合計で約100団体となります。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 100団体。すごい数ですね。ありがとうございます。

そうすると、直近で結構なんですけれども、これらの団体が利用されて免除した金額というのは、参考までにどれぐらいになるものなのでしょうか。

○議長（平岡博君） 木村勝君。

○生涯学習課長（木村勝君） お答えいたします。

直近での集計になりますけれども、11月の状況といたしまして、町民体育館で免除されている件数が33件、金額にして8万7,620円。減額とされている件数が6件、6,960円。町民体育館の合計は1か月で合計9万4,580円となっております。

総合運動公園につきましては、免除されている件数が120件、41万7,330円。減額の対象となっている件数が2件、1,660円。運動公園の合計といたしましては、1か月間で41万8,990円、これが11月の実績でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） そうすると、一月で今ぐらいの金額が免除対象ということになって、年間通すと結構な額になるというような、初めてちょっと認識を持たせていただいたんですけども、今回阿見町に関しましては、先ほど御答弁いただいたような、その規定の中で定められた団体に限って免除のほうを行われているというようなお話だったかと思うんですけども、これは例えばですけれども、近隣の自治体とかという部分を見たときに、阿見町と近隣の自治体というのは大体同じような規則というか規定ということで認識していてよろしいでしょうか。

○議長（平岡博君） 木村勝君。

○生涯学習課長（木村勝君） お答えいたします。

近隣自治体につきましても、県南地域9市町村を確認いたしましたが、そのほとんどは阿見町と同様の条件、減免対象となっております。

ただし、美浦村につきましては、18歳以下の村民が半数を超える場合においては使用料免除としているものがございました。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。ありがとうございます。

では次、2点目の個人練習の部分なんですけれども、答弁の中で、減免対象は規則で定められた団体での使用となるため、現状の制度では減免することができないというようなお話だっ

たかと思うんですけども、ストレートに、現状の制度を見直せば減免って検討していただけるんでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

制度を見直せば、それは減免の対象とすることができると思います。ただ、その制度を見直す場合っていいのですが、おおよそ上位の法律が変わったときとか、現状にそれが全くそぐわなくなったときというようなことだと思います。

それと、変更するときには、やはり町民に理解される理由ですとか、そういったことが条件になってくると思います。そういったことを鑑みながら変更するというようなことになってくると思いますので、その辺の理由が整理されないと、ちょっと変更が難しいというようなことだと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

そうしますと、私もちょっと調べてみて非常に残念な結果だったので、ちょっと確認なんですけれども、阿見町はそういった個人での使用というのは、減免の対象としていないじゃないですか。近隣の自治体で行っているところってないでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほど課長のほうからありましたとおり、9市町村を調べさせていただきましたが、美浦村だけが、一応そういう対象として、18歳以下で半数を超えるときには免除しているというようなことございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 今、阿見のこの現状で、例えばそういった日々の練習とかだけじゃなくて、例えば大会前に少しちょっと調整したいとか、そういった子どもたくさんいると思うんですけども、そういった子が使用料を免除されるような環境を整えてあげるっていう対応策というのは考えられないんでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、それが今の規則、要綱等々が現状に合わなくなってきたときというふうなお話をさせていただいたと思うんですが、現在御存じだとは

思いますけれども、部活の移行ということで、全国的に部活動を地域移行にしていくというような大きな流れがございます。そういった中で、現状と合わなくなるだろうという想定はされます。そういった中で、こういったことも無料化する、減免するというようなことは考えられるかというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） 分かりました。

ちょっと時間もなくなってきましたので、次の質問のほうに進ませていただきたいと思います。先ほどの話の中で、阿見町都市公園条例施行規則及び阿見町民体育館条例施行規則に定められた団体が、使用料の免除対象となっているよというようなことだったんですけれども、現在いろいろスポーツによって、サッカーとか非常に多いと思うんですが、クラブチームって非常に増えていると思うんですが、クラブチームが阿見町の施設を利用する場合というのは、その減免の対象になっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

今現時点ではなってございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） クラブチームの場合は減免の対象にはなってないということなんですよ。クラブチームって非常に増えていますし、これからも地域移行のほうとか進んでくれば、どんどんどんどんクラブチームって増えてくるんじゃないかなというふうに、想定も十分されると思うんですが、やはり所属団体って違っていたとしても、やはり子供たちが一生懸命練習に取り組むということに関しては一緒だと思うんです。

なので、こういった部分も早急に対応して、何でしょう、そういう町の規則とかがもしあるんであれば、そういったところの調整って早急に行うべきじゃないかなというふうに私は考えるんですけれども、その辺りいかがお考えでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほどと繰り返してしまいましたが、現状でどれくらいの問題が起こっているのか、そして、それが町民に理解される理由なのかというようなことも含めまして、そういったことが整理されるというようなことであれば、そういった対象になってくるのかなというふうには考えますが、今現時点で苦情のようなもの、そういったものが来ているわけではありませんし、

今、石引議員のほうからおっしゃられた、この一般質問でいただいたのが初めてのケースでございますので、そういったことも含めまして、今現時点ですぐにというのは難しいかなというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君に申し上げます。

質問時間が残り5分となっております。質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう再質問してください。よろしく申し上げます。

○4番（石引大介君） 議長、かしこまりました。

今、部長がお話しされたように、現状、特に問題とかなないということなんですが、単純に考えて問題が起きてからでは遅いと思うんですよ。これからどどん部活動のほうは地域移行が進んでくるんで、その辺も併せて、しっかりその先を読んで、町として取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は強く思いますので、その辺りどのように今後対応していくか、もしお考え等あれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

今この場で具体的にどういう話ということというのはちょっとお話にくいところでございますので、まず地域移行、今年少しずつ手をつけているところでございますので、それに合わせた形で考えていくというようなことになろうかと思えます。

今後については、そういった対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 石引大介君。

○4番（石引大介君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

今日は吉田議員の一般質問をはじめ、海野議員の一般質問と、本当に今後の先々のことをイメージして、夢あふれる一般質問が多かったんじゃないかなと思いつつ聞かせていただいております。

子供たちは、夢に向かって一生懸命練習に励んでおります。その努力で茨城県や全国、世界で活躍する選手になるかもしれない。その活躍は、阿見町を全国、言えば世界までその名を広めてくれるチャンスだと私は信じております。ぜひ、子供たちの未来のために、よりよい環境づくりに取り組んでいただけますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで、4番石引大介君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時08分散会

第 3 号

[12 月 7 日]

令和5年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月7日（第3日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
防災危機管理課長	安室	公一	君
高齢福祉課長	浅野	奉子	君
健康づくり課長	山崎	由紀子	君
都市整備課長	糸賀	隆之	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君
生涯学習課長	木村	勝	君
中央公民館長	飯塚	洋一	君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野	友浩	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和5年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和5年12月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和5年第4回定例会

一般質問2日目（令和5年12月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 栗田 敏昌	1. 「実穀ふれあいセンター」のグラウンド整備について	教育長・町長
2. 栗原 宜行	1. 阿見町のコロナ後の教育は万全か、教育環境は整っているか	教 育 長
3. 川畑 秀慈	1. 令和6年度の3か年実施計画について 2. 水道普及率の向上について	町 長 町 長
4. 難波千香子	1. がん患者へのウィッグや乳房補正具などの福祉用具購入費用補助制度の導入について 2. 災害に負けないまちづくりについて 3. 認知症の方との共生社会の推進について	町長・教育長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、3番栗田敏昌君の一般質問を行います。

3番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。

〔3番栗田敏昌君登壇〕

○3番（栗田敏昌君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、昨日の一般質問、皆さんすばらしい夢のある一般質問であったと思います。なので、それに負けないくらい、僕も印象に残る一般質問にしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

一つ、今日はちょっとこのバッジなんですけど、見えますかね。おでこじゃないですよ。バッジのほう、このバッジなんですけど、ちょっと見にくいですかね。これ、先月の11月26日に、阿見町SDGs日本モデル宣言記念講演会のときに参加をしまして、その際に、受付の際に頂

いたバッジなんです、このバッジ、ちょっと僕の中で目当てのものがあつたので、こちら今7番の、SDGsは17項目ありまして、その中の7項目めの、この、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにっていう、このバッジは、僕、お目当てでした。

この目当てが何でかといいますと、阿見町は令和4年6月21日にゼロカーボンシティにも宣言をしまして、とてもエネルギーに対しては、僕も注目していかないといけないなと思っております。

そんな中で、阿見町は、今ちょっと課題がありまして、ちょっとその講演会のときに発表していたんですが、こちらなんです。ちょっと見にくいと思うんですけど、阿見町は1日1人当たりのごみの排出量がよいと言って、とてもいいですね。で、近隣市町村と比較してごみ袋が安いっていうのも一つの声が上がっているんですが、その中で、町が取り組む、これから取り組むんですけど、調査したときに、紙と布類が約半数、44.4%を占めているのが分かりました。

そんなことで、資源ごみを次年度より、こちらなんです、これ、実物ではないんで類似品なんです、この、その他、紙を分別して出しましょうっていう、この紙を次年度に各世帯に配布しますので、取組は町はしていると思うんですが、これはあとは、僕たちも含め、町民の方、皆さんで協力してなし得ないといけないことだと思いますので、次年度、こちらありますので、もし、皆さん御承知おきいただいて、どんどんどんどん広めてもらって、このごみの排出量を少しでも減らせる努力をしていきたいなと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

すいません、ちょっとお知らせ先にしちゃったんですけど。

それでは、通告に従い一般質問を始めたいと思います。

実穀ふれあいセンターのグラウンドの整備についてであります。

地方創生拠点整備交付金を活用し、令和5年4月1日に実穀ふれあいセンターが開館しました。新型コロナウイルス感染症の位置づけも5月には5類となり、来館者数も増加し、旧実穀小学校地区ににぎわいが戻ってきました。

その根拠となる資料が、資料の1にございまして、こちらですね。こちら、台帳。あくまで数字なんです、数字を見る限り、実穀ふれあいセンターは4月から10月まで6,297人、例えば本郷ふれあいセンターは2万8,800人と、数字にするとお思ったより入っていないのではないかなと思うんですが、単純にちょっと地区割りで人口割りしてみたら、実穀ふれあいセンターのほうは利用率としましては208%、本郷ふれあいセンターのほうは187%。母数がやっぱり違うので、母数に対しての利用率、あくまで参考にはなってしまいますが、にぎわいは戻っているのかなと僕は感じております。

来館者の方との会話の中でも、特に評価が高かったのはエレベーター、空調設備、バリアフリーなどが挙げられております。

しかし、その一方で、グラウンドについては荒れているねと。そして、ふれあいセンターができたので、館がとてすばらしいものができたので、センターに負けないぐらいもっと整備してほしいねっていう指摘も受けております。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1、グラウンド、駐車場、排水設備などの整備を実施する予定はございますか。
- 2、さらなる拠点整備施設の位置づけとして、グラウンドを公園にするのは可能でしょうか。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。本日もよろしく願います。

それでは、栗田議員の、実穀ふれあいセンターのグラウンド整備についての質問にお答えします。

1点目の、グラウンド、駐車場、排水設備などの整備を実施する予定はございますかについてであります。

実穀ふれあいセンターのグラウンドや体育館は、現在、旧学校体育施設として生涯学習課で管理しており、町民のスポーツ・レクリエーション、その他社会教育の振興及び推進の場として関係団体が利用しております。

現在、グラウンドについては、草刈りや植栽管理、遊具点検を実施するなど施設管理を行っております。

来年度は、砂利駐車場から体育館入口まで、南側門から旧校舎付近までの2区間において砂利の敷設工事、また、砂利駐車場に外灯の設置工事を予定しております。

議員御指摘のグラウンド、駐車場、排水設備などの整備については、現在、実施する予定はございませんが、町民のスポーツ・レクリエーションの利用状況も踏まえながら、適切な利用が図れるよう管理してまいります。

2点目の、さらなる拠点整備施設の位置づけとして、グラウンドを公園にすることは可能でしょうかについては、町長から答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

栗田議員の、実穀ふれあいセンターのグラウンド整備についての質問にお答えいたします。

2点目の、さらなる拠点整備施設の位置づけとして、グラウンドを公園にすることは可能でしょうかについてであります。

実穀ふれあいセンターのグラウンドにつきましては、教育長の答弁にもありますように、現在は体育施設として町民の皆様に利用していただいているところです。

グラウンドを公園にすることについてですが、新たに公園を整備するには、近隣に存在する公園の状況やその規模等を総合的に勘案し計画する必要があります。

現在、旧実穀小学校の近くには、都市公園として実穀近隣公園がありますので、地域の皆様には実穀近隣公園を利活用していただければと考えております。

したがって、現時点において、グラウンドを公園として整備する計画はございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、早速再質問に入らせていただきます。

この資料の2なんですけど、資料の2を見ていただいて、こちらの資料の写真なんですけど、午前中に、本当に普通に1ミリ、2ミリ程度の雨が降り、午後にやんだときに実穀ふれあいセンターの1階のロビーから撮った写真です。

以前は閉校前に排水整備は行わないのかなと感じていましたが、現在は、町としてもここを地域の拠点として考えなくてはならないと考えております。したがって、ふだんの体育施設利用でもそうですが、緊急時、災害時なども鑑みて、排水設備工事は早急に取り組むべきではないか、伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

教育長の答弁にもありましたとおり、現在、排水整備をする工事の予定はございません。

ただ、現状を見てみますと、やはり雨水がたまるというような状況は確認しております。現状を調査するという事とともに、どのような対策が取れるのか、また、利用状況、その利用の形態等に見合う対策が取れるのかどうか、そういったことを勘案しながら、他の工事との優先順位等々も考えながら検討していくというような方向になると思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） やはり緊急時ですね、一番は。災害時、例えば、もうここを避難場所

に指定もされていますし、災害時に、例えば、本当に最悪でいうと炊き出し、自衛隊が炊き出しに来るときに、こういう状態だと来れないとか、やっぱり何かと不便であると思いますので、分かっていると思うことは、できるだけ取り組んでいただければ、できるだけの対応をお願いしたいと思います。

次に、駐車場の件ですが、平常時はさほど問題はございません。ですが、地区館祭りをはじめ、様々な団体が今、イベントを行ってくれています。その際に問題視されるのが駐車場です。

先ほどの雨のときも特にですが、あとは、体育の施設利用しているところもありまして、なかなかグラウンドは駐車場を止めにくいなのもありますし、雨の日は特に敷地内に駐車できないで、現時点では聾学校の駐車場をお借りして対応してございます。

ですが、そこで借りているのはいいんですが、その際に、このふれあいセンターに来るときに、交通量が多い県道を横断する危険性があるんですよね。ふれあいセンター地区館まつりなんかになりますと、3世代、高齢者の方も当然いらっしゃいます。その方たちがやっぱりあそこ、県道、今、非常に交通量多いです。何かあってからじゃあ、やっぱり、この間もちよつと大きなトラック単独事故があったんで、そういったこともありますので、敷地内に駐車スペースを増やすべきだと考えております。

先ほど、教育長答弁ありましたように、南側にあるスペースなんですけど、まさに今、通路で多分、碎石を敷いてくれるという話なんですけど、まさにそこに、今そこに空き地があるので、そこに碎石の駐車場にしてもらい、いずれは舗装に段階を踏んで取り組んでいただけないかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

南側のグラウンドは、現在、利用者の駐車場として利用しているということだと思えます。駐車場の整備につきましても、先ほどお答えさせていただいたとおり、グラウンドの状況それから使用形態等も含めた上で、同様の考え方に基づいて判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ありがとうございます。前向きな答えをよろしく願いいたします。

次に、答弁の中で、実穀近隣公園を利活用していただければとあります。実穀近隣公園は、地域予算制度を活用して作られたベンチをはじめ、実穀地区グラウンドゴルフ同好会、実穀近隣公園ほたる野会等、地域住民の方々の保全活動によって自然環境が保たれております。とても愛されているところだと思えます。

町としては、実穀近隣公園の利用促進のため、改めて整備など、今後取り組む予定などはございますか、伺います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

実穀近隣公園につきましては、平成15年度に、老朽化によります施設の撤去工事というのを行っております。その後に、広場の排水確保ということで、暗渠管の整備を行った経緯というものがございます。

今現時点におきまして、今後計画的に整備に取り組む予定というのはございませんが、引き続き、毎年実施しています公園の施設の点検、あと、植栽などの適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 今、ありませんと答弁されましたが、現在の実穀近隣公園は、グランドゴルフ、ほたる野会など、広々とした自然の中で利用され、散歩のついでに立ち寄る方もいたりして、利用形態が定着しています。ですので、私もここを大きく変える必要はないと感じております。

しかし、旧実穀小学校地区に子供を持つ保護者や、子供たちとの聞き取りの調査をしてみると、今の子供たちはこの地区に遊ぶ場所がない、旧実穀小学校地区に遊ぶ場所がない。ないから、本郷の近隣公園、本郷ふれあいセンターのそばにある近隣公園や、本郷親水公園、そこまで送迎して遊んでいるという声がとても多いんです。

保護者の方に伺うと、自分が子供の頃は、地区の公会堂の敷地の広場や、学校が放課後開放だったので学校で遊んでいました、そういった声があります。やっぱり学校で遊んでたんですよ、昔は。

子供たちの遊び方も昔に比べて変化していると思います。複合遊具などがとても人気です。そして防犯の観点から、人の目が行き届く開放的な周辺環境も大切だと思います。そのような意味では、実穀近隣公園は子供たちが遊ぶには若干不向きだと感じます。

ですが、実穀ふれあいセンターが公園のように整備されれば、駐車場も確保できるし、トイレもセンターにある。管理は違えど事務所の方もいらっしゃいますので、人の目も行き届くと、安心できる。そのいろんな観点から、実穀ふれあいセンターに子供たちが遊べるような施設があるのが望ましいと考えます。

私は、公園というカテゴリーにはこだわりません。実穀ふれあいセンターが、その敷地内で子供たちが充実して遊べる複合遊具を整備できる可能性はございますでしょうか。よろしくお

願います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現在、既存の遊具でございますけれども、ブランコ、滑り台、ジャングルジム等々、整備、整備と申しますか、旧小学校時代にあったものをそのまま維持管理しているというような状況でございます。これらの遊具については、年に1回点検を行いながら管理をしているというような状況でございます。老朽化が激しくなったものについては撤去させていただくというような方向で管理を今しているところでございます。

今、栗田議員のほうからありましたとおり、遊具がなくなってしまってどうなんだというようなことも懸念されるというようなことでございますので、今後、利用状況等々を踏まえながら、複合遊具を設置できるかというところはちょっとお約束はできませんけれども、適切な管理ができるような方向で考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ぜひ前向きに検討のほうをよろしく願いいたします。

実穀ふれあいセンターを整備したのは地方創生拠点整備交付金という国の補助を活用しましたが、通常の道路整備や公園整備の補助金や交付金とは性質が違っていると感じています。

実穀ふれあいセンターの敷地に駐車場や遊具などを追加に整備するには、国の補助金などは見込めますでしょうか、伺います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現在、遊具を配置するのに適用される補助金と申しますのは、調べたところによりますと、国では補助が見当たらないというような状況でございます。

ただ、公益財団法人で、子供の活動支援が対象となると思われず事業がございます。これに対して、この事業の中で遊具等々に活用できるのではないかと考えられますので、引き続き調査したいというふうに思います。

それと、現時点で国では見当たらないというような話をさせていただきましたが、引き続きリサーチさせていただいて、そういった補助金があれば利用したいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ありがとうございます。可能性のあるいい回答をいただきました。

実穀ふれあいセンターは、まさに実穀地区の拠点なんです。様々な活動の拠点、名前のとお

り触れ合いの場所です。

建物の整備はこれで一段落しましたが、時代の変化や住民側の求めるものに沿って変化は必要だと思います。農業体験などで、阿見町を訪れる方々もいらっしゃいます。体験活動の後、汗もかいて、以前から、シャワー施設があればいいなという声も伺います。なかなか厳しいと思いますが、駐車場や複合遊具も含め、このような声に常に耳を傾けていただきたいなと思います。

地方創生拠点整備交付金を活用したため、今回は実穀ふれあいセンターをピンポイントで上げてしまいましたが、跡地利活用で取り上げると、吉原の交流センターも同様に地域の拠点ですので、同じように考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

2地区が同じような時期に1年遅れで整備させていただいたというようなことです。ですので、同じような回答になると思うんですけども、吉原、実穀、分け隔てなく考えなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） ありがとうございます。

では、最後になります、最後、千葉町長、ぜひ御答弁お願いします。

町長は、実穀ふれあいセンターの開館のときのセレモニーからもはじめ、実際、実穀のイベントにも参加してくださいました。ありがとうございます。その際にも、町長も来賓のとか用意はしていなかったの、一般で駐車場のほうを利用させていただいて、実際、駐車場がなくて、ちょっと困ってたなというのを感じております。

で、今の状況も含めて、改めて答弁のほうをよろしく願いいたします。前向きな答弁、聞かせていただければなと思います。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 質問の趣旨がちょっと分かりかねますけども、先ほど来、ずっと聞いておりました実穀ふれあい地区館、交流館が盛大にいろんなことで使っていただいているということは大変うれしいことだと思います。

何回か私もお邪魔しておりますけれども、グラウンドがやっぱり荒れているなという印象はあります。これも私が思うには、やはり今、旧校舎がございます。この辺のこの利活用ということで、いろんな手段を考えているところでありまして、なかなかうまくいかないという状況でありまして、この旧校舎、それからプールを含めて、一体的にあの辺は考えなくち

やいけないのではないかなというふうに思っております。

グラウンドの整備、また、先ほど言われている複合遊具についても、これはそのときに一体的に考えていくということで、部分的なことだけでやっていくということではないのではないかとこのように思います。

しかしながら、先ほど、資料2を見させていただくと、大変水がたまるというようなことで、この辺のところは、何かあまりお金をかけないでできればいいなというふうに思いますし、担当課もそういった思いがあるのではないかとこのように思いますので、これから、駐車場も含めて一体的に考えていくということで回答したいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（平岡博君） 栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） すいません、まとまらない質問ですいませんでした。

でも、最初の答弁とはちょっと違って、前向きな回答をいただけたのかなと思いますので、とても満足いたしました。

これで僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで3番栗田敏昌君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時45分といたします。

午前10時30分休憩

午前10時47分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番久保谷実君が退席しました。したがって、出席議員は15名です。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。栗原宜行でございます。

今日は、中学生の皆さんが議会のほうに傍聴に来ていただいております。制服のほうも、私が50年前にいた制服と変わってないということで、昔の記憶がよみがえってまいりました。

今日は、皆さんにも身近な話題なんですけども、教育のことについて質問をしたいと思っております。難しい表現はなるべく避けて、皆さんに分かるような形で質問をしたいと思っております。皆さんが、阿見町のこと、教育のこと、そして議会のことに興味を持っていただければうれしいです。

では、一般質問を始めます。

阿見町のコロナ後の教育は万全か、教育環境は整っているかについて質問いたします。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、これまでの2類相当から5類感染症に引き下げられました。今までの国の一律基本的な感染症対策から、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。

2020年、コロナ発生後、学校では3月初頭から全国一斉休校が行われ、4月の緊急事態宣言を経て、5月中の適宜宣言解除と学校再開で、6月にはほとんどの学校が再開しました。早期の学校再開によって、少しでも授業と学習機会の確保を試み、デジタル化、オンライン化、DX化により、令和の日本型学校教育の構築を目指しました。

こうした中、文部科学省は、今年の7月31日、令和5年4月18日に実施した令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を発表しました。

この令和5年度の学習調査の中では、中学校の国語は全国平均でも約7割の正答率であったのに対し、数学と英語はトップでも6割に満たなかった。特に英語の正答率が低く、数学と英語はトップと下位の差が大きく開いた結果となったと発表しています。原因を調査し、早急な対応が急務となっています。

そこで、阿見町の教育の状況と今後について、以下のとおり質問をいたします。

1、阿見町の児童生徒の学力は、コロナ前とコロナ後とでは、どのような状況になっていますか。学力の向上と定着は図られていますか。

2、学習指導要領の改訂により、児童生徒の英語学習はどのように変わり、どのように進めていますか。また、課題は何ですか。

3、「学びを止めない」「新しい学びのスタイル」について、どのように取り組んでいますか。

4、ICTの活用、教育・学校のDX化は進んでいますか。

5、生成AIの利用について、どこまで進んでいますか。また、どのように進めていきますか。

6、全国学力・学習状況調査のCBT化の準備は完了しましたか。

7、教育機会確保法へはどのように取り組んでいますか。多様な児童生徒への対応はできていますか。

8、入学祝い品事業の期待される成果は得られましたか。課題は解決していますか。

9、放課後児童クラブの契約更新の準備はできていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 中学生の皆さん、皆さんは、代表で今日来てますよね。来てない人には、どんな雰囲気を感じたかという、そういう気持ちの面をよく伝えていただきたいと思います。ライブで見ている人もいると思うんですけどね、来てみないと分からない雰囲気があると思います。それを伝えてやっていただければと思います。

それでは、栗原議員の、阿見町のコロナ後の教育は万全か、教育環境は整っているかについての質問にお答えします。

1点目の、阿見町の児童生徒の学力は、コロナ前とコロナ後とはどのような状況となっているか。学力の向上と定着は図られているかについてであります。

コロナ前と後の学力について、文部科学省では大きな違いはないと捉えています。ただし、休校期間や集団での活動が制限された時期があり、家庭環境の違いによる学力差や他者とのコミュニケーション能力の育成に影響があったとの指摘もあり、当町でも同様の見解であります。

学力の向上と定着については、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、当町の児童生徒の学力は向上し、おおむね定着が図られているものと認識しております。

2点目の、学習指導要領の改訂により、児童生徒の英語学習はどのように変わり、どのように進めているか。また、課題は何かについてであります。

学習指導要領の改訂により、小学校3・4年生でも外国語活動に取り組むことになりました。5・6年生では、外国語を教科として週2時間実施し、音声に慣れ親しむことのほかに、読むこと、書くことが加わりました。中学校では、これまで以上に、英語で他者とコミュニケーションを行うことが重視されるようになっております。

課題については、学習内容の増加に伴い、小中学校の連携を円滑に行うことが重要であると認識しております。

3点目の、「学びを止めない」「新しい学びのスタイル」について、どのように取り組んでいるかについてであります。

「学びを止めない」については、コロナ禍における休校や学級閉鎖等でICTの活用が進みました。コロナ後は、このときの経験を基に、教室に入れない児童生徒や学校に登校できない児童生徒への授業配信を進めております。

「新しい学びのスタイル」については、当町では、阿見町の授業スタンダードを基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、資質能力の育成を図っております。

4点目の、ICTの活用、教育・学校のDX化は進んでいるかについてであります。

学校においては、ICTの活用、情報モラル教育を含む情報教育、校務での情報化を柱とし

たDX化を進めています。特に学習活動や校務でのDX化においては、ICT支援員の活用や校内研修を通して、学年や教科の特性に応じた効果的な活用を進めております。

5点目の、生成AIの利用について、どこまで進んでいるか。また、どのように進めていくのかについてであります。

生成AIの利用については、現在のところ、令和5年7月に文部科学省から出されたガイドラインを町立小中学校に通知しております。この中では、活用のメリット・デメリット及び個人情報やプライバシーに関する機密情報の入力禁止、著作権への配慮等が示されております。

今後も、文部科学省等から出されるガイドライン等を基に活用を進めていきたいと考えています。

6点目の、全国学力・学習状況調査のCBT化の準備は完了したかについてであります。

調査については、各小学校の5・6年生、中学校の全学年において、児童生徒のタブレット端末から参加できるように準備しております。

7点目の、教育機会確保法へはどのように取り組んでいるか。多様な児童生徒への対応はできているかについてであります。

不登校の児童生徒については、教育相談センターやすらぎの園や中学校の校内フリースクールにて支援を行っており、次年度は小学校への拡充を予定しております。また、民間のフリースクールについては、学校との連携が取れば出席扱いとできるようにするなどの対応をしております。

8点目の、入学祝い品事業の期待される成果は得られたか。課題は解決しているかについてであります。

入学祝い品事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童生徒の健全な育成を図ることを目的として、小学校に入学する児童にはランドセルを、中学校に入学する生徒には制服等を購入する際の補助券2万円分を支給しております。ランドセルの申込み件数や補助券の利用率、保護者アンケートの結果などから、期待した成果は得られていると考えております。

また、ランドセルを使用することが困難な児童に対しては、当初から個別に状況を伺った上で、ランドセルと同等額のリュックサックや体操着等をお祝い品として支給し、対応しております。そしてまた、阿見町立中学校以外に進学する方で、補助券取扱業者以外から制服等を購入する場合は、補助券と同額の2万円を限度に購入費用を助成しております。

9点目の、放課後児童クラブの契約更新準備はできているかについてであります。

現在実施している放課後児童クラブの契約は、令和3年4月1日から令和6年3月末までの長期継続契約となっております。令和6年度からの契約については、これまでの一者特命の随意契約とは異なる契約方法の準備を進めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

コロナが終わって、終わったというか、感染症もまだまだ続いているわけですけども、その中で、コロナ前とコロナ後で町内の学力について大きな違いはないという形で御答弁ありました。また、町内の児童生徒の学力も向上しているというふうに、おおむね定着が図られているということでございましたので、まずは安心をいたしました。

そこで、順次、再質問のほうをさせていただきます。

まず、1番目についてですけれども、文部科学省は、令和5年度の全国学力・学習状況調査結果で、全国的に数学と英語がよくなかったという形で発表しているということでございました。全国的にはそうなんでしょう。

では、茨城の状況については、どのような状況になっているか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

茨城県の全国学力・学習状況調査の結果についても、全国の結果とほぼ同様となっております。

阿見町の今年度の全国学力・学習状況調査の結果ですけれども、これは4月に全国一斉に、小学校は小学6年生が国語と算数、中学校は国語、数学で、今年度は英語、3教科で実施をしましたけれども、阿見町の小学校については、国語、算数ともほぼ全国と同じ正答率となっております。中学校につきましては、国語、数学、英語ともに、全国・県の正答率を上回っている状況となっております。特に英語につきましては、前回よりかなりの伸びを見せているという状況となっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、室長のほうから、茨城県に比べても、阿見町の子供たちの、児童生徒の平均が上回っている状況を伺って、特に英語については大幅ないい結果になっているということで、大変よかったなというふうに思っています。

では、文部科学省が2021年に経年変化分析調査というのを実施しています。翌2022年の3月に調査結果を公表しているんですけども、新型コロナウイルスによる長期休校の影響は顕著には見られなかったと言っています。一方で、家庭の経済状況による学力格差が広がった懸念があるとも分析をしているわけです。

では、阿見町の学力格差については、どのように認識し、どのような対策を講じていらした

のか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

学力格差につきましては、教科の特性上、数学や英語で顕著になっているという傾向があります。数学などは積み重ねですので、そういった傾向になっております。

学力格差につきましては、同じ授業で複数の教員が学力差に応じて授業を行う、いわゆる習熟度別の学習等を取り入れている学校もありますが、教職員数も限られていますので、学力差に応じた課題、基礎的な課題や発展的な課題、そういったプリントを準備したり、学習形態の工夫、早く解き終わった児童生徒が他の児童生徒に解き方を説明したりする、そういった学習形態の工夫を取り入れながら、個人差に応じた授業づくりに取り組んでおります。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 文科省の経年変化分析と違って、阿見町については、学力格差は確かにあるけれども、それに対して対策を講じていて、御案内のとおり、習熟度別学習だとか、学習形態の工夫をして、その部分について対応をしているということでございますので、その辺の部分もしっかりできているというふうに、これもまた安心をいたしました。

それでは、今まで伺った中で、特に阿見町については、子供たち一生懸命勉強していただいて、学習状況についてもいいという形ですけれども、さらなる学力の向上と定着を図るために取り組んでいらっしゃることはどのようなことなのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

学力の向上と定着には、まず第一に教職員の授業力の向上、分かる授業を行うということが重要であると考えております。また、教職員がそういった授業づくりに力を入れることができる教育環境の整備、これも重要であると考えております。

授業力の向上につきましては、学校訪問指導等で、阿見町の授業スタンダードを基盤とした授業づくりについて指導助言を行っております。阿見町の授業スタンダードは、児童生徒が主体的に見通しを持って学習に取り組むことができる学習課題の設定の工夫、また、授業の最後に、自らの力がどのぐらいついたか振り返る時間をしっかり確保する、この2点を主な授業づくりの柱としております。

また、近年若手の教員がかなり増えておりますので、若手教員を対象とした授業づくりの研修を行ったりしながら授業力の向上を目指しております。

教育環境の整備につきましては、特別支援教育支援員やICT支援員、小学校等では離席を

したり教室を飛び出してしまうような児童もおりますので、教員以外にそういったマンパワーを整備したり、あと、タブレット等のICT環境等の整備を進めております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。一応、阿見町の全体的なことについては伺えました。

2番目、この部分にちょっと入っていきますけれども、2番目では、児童生徒の皆さんの英語学習がどのように変わったのかということでお伺いをいたしました。

その英語教育の状況について調べたものに、文部科学省の英語教育実施状況調査というのがあります。令和4年度の調査報告では、生徒の英語力の向上には、生徒の英語による言語活動を目指すこと。言語活動の取組でICT、ALTを効果的に活用すること。そして、教師が英語力を高め、授業で積極的に英語を使用することが必要であるというふうに報告をされています。

そこで、実際に高い英語力を有する生徒さんがいる学校は、やっぱりICTを活用した言語活動や、ALTによる授業外の活動を行っている割合が高いということでございます。

阿見町もALTの授業外活動を実施し、生徒さんの学力を高めてはどうかというふうに考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

ALTによる授業外の活動ということですが、まず、君原小学校につきましては、小規模特認校ということで、専属のALTを配置しておりますので、英語の学習以外の授業等でも子供たちと関わりを持って支援に当たっております。

また、中学校におきましては、授業以外に課外活動として、例えば英語プレゼンテーションフォーラムに参加する代表生徒への指導を行っております。英語プレゼンテーションフォーラムは、全県の中学校で代表生徒が英語でプレゼンを行い、そこで英語での質問等のやり取りを行う大会となっております。今年度、稲敷郡の中学校5校ありますが、県南大会に進んだ3校は全て阿見町内の中学校となっております。

また、今年度は、町の国際交流協会の方にゲストティーチャーとして町のフォーラムに参加して指導助言をいただきました。朝日中学校のほうが、今年度県大会のほうに進み、上位に入賞を果たしております。

ALTの課外活動につきましては、次年度以降、例えば夏休み中に児童生徒を対象としたイングリッシュキャンプのようなものを企画できないか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 3中学ともすばらしい成績だと思います。

それで、あと、私が以前視察をした熊本県の山江村の万江小学校というところで、英語なんですけども、担任の先生はオールイングリッシュでの授業をしておられました。オールイングリッシュですから、最初から最後まで英語なわけですよね。これを阿見町で実施するために必要なことは何でしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

英語については、やはり専門性の高い教科となっておりますので、今、小学校で進めている教科担任制において、英語専門の教員の配置を進めていくことが必要であると考えております。

現在のところ、町内ではあさひ小学校につきましては英語の専門教員を配置して授業を行っておりますが、今後も拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それで、3番目ですね、3つ目の質問ですけれども、現在阿見町では、ALTは労働者派遣契約による参画となっております。ALT参画の形態をJETプログラムや直接雇用、地域の人材からお願いするなど、見直す必要があるのではないかとこのように考えています。その検討はされていますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

ALTの契約に関しましては、令和2年度より業務委託契約から労働者派遣契約というふうに変更してございます。こちらに変更したことによりまして、ALTに直接指導ができるようになり、円滑な指導ができているというような状況でございます。

契約方法につきましては、これまで一者特命ということでしたが、来年度に向けて、質の高いALTが配置されるようなことを考えまして、仕様書で少し変更をさせていただくように考えてございます。

また、今、栗原議員からございましたJETプログラムの利用がどうかというようなことだと思うんですけれども、いろいろな課題があるようでございます。課題もあり、利点もあるというようなことですので、茨城県内でも、公立で行っているのは3校ぐらいというふうに、すいません、1校行っているという、1市町村というようなことですので、そちらの状況も踏まえた上で、今後の検討課題にしていくというようなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

確かに、JETプログラムの場合は、教える能力も担保されていて、母国語が英語だということもあるので、かなりスキルの高い方なので、それなりに費用もかかる、それから住居のことも全部見なきゃいけないというのはあるんですけども、阿見町が英語教育を進めていく上で、やっぱり高いところを目指していくための一つの参画の見直しというのは必要ではないかと思っています。なるべく母国語が英語になっているというような格好の中で進めていただければというふうに思っております。

それから、授業で購入している英語学習ソフトなんですけども、これは期待した成果が得られているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） 答えいたします。

今年度導入したスピーキングクエストというソフトになります。これは、小学生がタブレット端末を活用して、ヘッドセットをつけて英会話に取り組む、そしてそれをAIが回答を判定してくれるというソフトになります。町内の小学5・6年生が活用のほうをしております。自らの進度に合わせて主体的に課題に取り組むことができます。訪問指導等でも、子供たちが楽しみながら英会話の学習に取り組んでいる姿が見られました。

成果につきましては、今後、現場のヒアリング等を行い、成果の検証のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

英語についても、他の市町村よりもかなり高い状況の中でやられているということで確認をさせていただきました。

続いて、3番目の、「学びを止めない」のところの部分なんですけれども、学びを止めないこと、学習保障は、文部科学省のみならず、経済産業省においても未来の学習プロジェクトの中で、学びを止めない、未来の教育を立ち上げています。

2021年3月から、STEAMライブラリーとか、EdTechライブラリー、学校BPRを、子供たちが伸びやかに未来社会のつくり手に育つきっかけづくりのために提供していますが、この経済産業省のこれらの事業は、利用しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、議員から御指摘いただきました経済産業省の事業につきまして、今、挙げられたような事業のほうの利用は、現在行っておりません。参考になる事業がありましたら、これから連携して進めていきたいと考えておりますが、先ほどお話ししましたスピーキングクエストですとか、保護者との連絡ツールのスクリレ等は、民間企業のほうから御提案をいただいて、試験的に導入をしたりしておりますので、今後も民間企業と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） あと、「学びを止めない」「新しい学びのスタイル」を推進する中で、課題はありますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

「学びを止めない」「新しい学びのスタイル」ということで、阿見町だけではなく、全県・全国的なものだとは思いますが、教職員がICT機器やそういったスキルを上げること、また、ICT機器やシステム等の環境整備、教職員の研修時間の確保等が挙げられるというふう認識しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、4番目の、ICT、DXについて再質問をいたします。

政府は、GIGAスクール構想を中心に、関係省庁を挙げて学校現場のデジタル環境の整備をしていますけれども、この取組について、情報を共有していらっしゃるのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

GIGAスクール構想、また、教職員の働き方改革のガイドライン等、関係省庁挙げてということで、町のほうでも、町長部局のほうに情報を提供し、予算要望等を行いながら進めているところであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 直近の費用の部分で申し上げますと、11月10日の閣議決定がありまして、今年度補正予算の中で、経済産業省については、教職員の業務の省力化につながる民間サービスの利活用促進で新規に16億円を盛り込んでいるわけですね。文部科学省については、

教員免許を持ちながら教職に就いていられない人材を掘り起こす自治体の取組を支援するために5億円を計上しています。

これらの補正予算を、まだ詳細については下りてきてないと思うんですけども、活用し、新たな対策を実施する用意はできているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、議員から御指摘いただきました事業等につきまして、いわゆるペーパーティーチャーの掘り起こし等の予算、5億円計上されているということで、これにつきましては都道府県が行う事業であるというふうに認識しておりますので、そういった方がいれば、県の事業の周知等を行ってまいりたいと考えております。また、市町村単位で活用できるものがあれば、積極的な活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） あと、学校DX化の目的の1つが、教育ビッグデータを収集蓄積し分析することで、児童一人ひとりに合わせた個別最適な学びを実現するということが学校DX化の目的の1つになっていますよね。

そういう意味ではDXは急務なんですけれども、このDX化の見通しについては、どのようになっていますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

DX化の見通しということですが、現在も個別に学習できるeライブラリーというAIドリルを導入し、日々の授業の学習活動支援にはSKYMENUというソフトを活用しております。

これも、現場のヒアリング等を行いながら見直しを図り、子供たちの情報を効果的に集めたり、また、それを子供たちにフィードバックできるようなものに変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、オンライン授業、オンライン学習について、コロナの部分でかなり進んだと思うんですけども、感染症対応のみならず、台風とか線状降水帯などの風水害の災害時も休校にならざるを得ない場合があるわけですよね。子供たちの安全確保のためには、当然オンライン事業をふだん使いをしていなければならないというふうに考えています

けれども、ふだん使いできるような準備はできているのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

コロナ禍での休校等のオンライン授業のほうを行いましたので、その経験を基に、現在はふだん使いできるような準備のほうを行っております。

例えば、夏休み中に生徒にタブレットを持ち帰らせて、そこで学級活動等をやってつなぐ練習をしたりとか、あとは、以前、御指摘があったWi-Fi環境がない家庭への貸出し等も準備できるようになっておりますので、ふだん使いの活用も今、進めているところであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、学校教育のことについて分かってまいりましたけれども、生涯学習、社会教育におけるデジタル化については、どのように進んでいるのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） 生涯学習それから社会教育におけるデジタル化の推進ということですが、現在、講演等のイベント事業の申込みをインターネットで受けているというようなことです。それと、運動公園それから町民体育館等の予約もシステムで予約できるという状況にとどまっています。

今後の考え方ということだと思っておりますけれども、推進方法ということですが、御承知のとおり、生涯学習、社会教育といいますのは幅広い年代の方が対象になるというようなこととございます。

ですので、デジタル化の推進につきましては、既に基本的なスキルを持っていらっしゃる方いらっしゃると思っておりますけれども、そういった方々にはそれにふさわしい発信をしなければならないというふうに考えております。

また一方で、高齢化社会の中で、なかなかデジタル化に取り残されるというような方もいらっしゃると思いますので、まずは、そういった方のためにパソコン教室やスマートフォン教室など、そういったことに力を入れて知識の底上げということを図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、生成AIについて伺います。

生成AIパイロット校の指定ということで、文科省が全国の中で指定をしているわけですね。

れども、茨城県においては、県立竜ヶ崎第一高等学校、そしてつくば市立みどりの学園義務教育学校が指定されているわけです。そして、その生成A Iの教育活動における活用や校務における活用についての研究を行っているわけですね。つくば市さんについては近いわけですが、つくば市さんとの連携をする考えはございますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

つくば市で行っている事業につきましては、文部科学省の指定事業ですので、検証結果や課題を共有して進めてまいりたいと考えております。

生成A Iにつきましては、誤った活用によるデメリット、情報漏えい、また、最近では政治家のフェイク動画のようなものも報道がなされており、中学生等では、恐らく詳しい子はそういったものも簡単に作れてしまうのではないかというふうに考えております。

ただ、A Iについては大きな可能性を持つものであると考えておりますので、将来活用できるようにするために必要なスキル、情報モラル等をしっかりこれから身につけさせていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 学校のDX化はかなりボリュームもありますし、今の人員で足りるのかなという感じがしているわけですが、DX化の推進、利用を担う新たな部署を設置するようなお考えはありますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

新たな部署の、教育委員会の中というようなことだと思うんですけど、そういった部署については、まだ設置には至っていないというようなところでございます。その中でも、今年度につきましては、担当する職員、ICTの専門的知識を持った職員を配置してございます。

今後は、指導室と連携を取りながら、DX化に対応できるような体制を取っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、7番目のところに行きます。教育機会確保法への取組の件です。

不登校の児童生徒数が令和2年度から令和4年度までに2倍になっているということで、意見書も出しましたけれども、この原因の把握はできているのでしょうか。また、未然の防止、

早期発見・早期対応はどのように行っていますか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

不登校の児童生徒数の増加の原因については、様々ではありますが、コロナ禍による臨時休校や、様々な制約によって生活のリズムが乱れやすくなり、交友関係を築くことが困難になったことや、登校への意欲が湧きにくくなったこと、また、無理して登校しなくてもよいという考えも広まってきていることがあるというふうに認識しております。

未然防止や早期発見・対応につきましては、日々の授業の中で対話的な学習を多く取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ったり、学校生活アンケートや面談等で悩みを相談しやすい体制づくりに努めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 誰も取り残すことのないよう、学校で学びたくても学べない児童生徒、病気療養とか不登校などに対する遠隔オンライン教育の活用はできているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

いわゆる、オンライン授業につきましては、現在、様々な理由で教室に入ることができない児童生徒には、保護者の要望等を聞きながら、可能な限り授業のオンライン配信を行っております。中学校の別室の校内フリースクールのほうで教室の授業をタブレットで受けたり、また、病気で長期入院するような児童生徒に授業の様子をタブレットで届けたりすることができるようになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうした子供たちが、出席扱いについてのことで伺いたいんですけども、その子供たちが自宅においてICTを活用して学習活動を行ったという形の場合、この場合は出席扱いになるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

出席の扱いにつきましては、文部科学省の通知を基に、当町でも、双方向での確認ができれば、原則として出席扱いというふうにしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、フリースクールに通わせている保護者からの部分なんですけれども、議会報告会でも、度々、フリースクールに通わせているお子さんの部分、利用料の補助について要望が何度か上がっています。この利用料の補助についての検討はお願いできないでしょうか。

○議長（平岡博君） 岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

民間のフリースクールの利用料の補助につきましては、県で支援の事業がありますので、そこを進めているところなんですけれども、これから利用者のほうが増えてくれば、町での補助についても検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、8番目の、入学祝い品についてお伺いいたします。

中学校の入学祝い品で、希望する品物がない場合は、どのような対応を取っているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現在、中学校の祝い品で希望するものがなかったときの対応ということですが、基本的に、希望する商品がなかったときの対応は取っておりません。

ただ、中学校の祝い品として、補助券という形で支給してございますので、制服等々以外にも、補助券取扱店で販売している体操服や登下校のときのレインコート、ジャージ等々、それから通学用のバック等にも利用できるというようなことになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） じゃあ、小学校入学祝い品のランドセルを希望しない場合は、どのような対応を取っているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

ランドセルを希望しない場合の対応ですが、基本的には、対応はしていないというようなことです。

ただ、教育長の答弁にもありましたとおり、ランドセルを使用することができない、困難な児童に関しては、個別にランドセルと同等のものを支給させていただいているというような状況です。値段的に合った体操服を支給したこともございます。

そのほかに、特別支援学校等々に入学される、進学される子供たちには、背負える形状のものを支給するというようなことなどで対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 小学校の祝い品、ランドセル以外にも選べるようにしてほしいという要望をされる保護者の方がいらっしゃって、何とかならないのという形でおられますけれども、今の部分、部長のお話ですと、なかなか難しいということですが、今後、見直し、見直しとか、対策について、全然駄目なのか、それとも見直しは検討する用意があるとか、その辺の部分のお考えはいかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

小学校の祝い品のランドセルを支給している理由といたしましては、ランドセルって最近大分高価になってきましたけれども、町で一括購入することで、品質の高いものを、よいものを安価で購入して、この事業の目的であります保護者の経済負担の軽減につながっているというふうなことになっていると思っております。アンケート結果においても、町で配布していただけるのは大変ありがたいというような声を大多数、大体9割ぐらいの方からいただいております。今後も、ランドセルをお祝い品として支給していきたいというふうな考えに変わりはありません。

ただ、その一方で、辞退する理由ですね。ランドセルを必要ないというふうに言っている方、祖父母に買っていただくので、買ってもらいたいというような方や、自分で気に入ったランドセルを購入したいということで辞退をされるという例が多いようです。

現時点でランドセルが不要な方への対応は考えてはございませんが、ただ、アンケートの結果からも、自身が気に入ったランドセル以外は使いたくないというような方もいるかと思えます。アンケートの結果、ここ数年取った結果でございますので、少数的な意見をもう少し詳しく分析して、この事業の目的から外れることのないような範囲で考えるというようなことの余地はあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。前向きな御答弁ありがとうございます。

中学校の部分では、希望する場合は、ない場合は、ほかのものでも何とか、例えば、御答弁にはなかったですけども、ほかの中学校に行った場合、町外のほかの中学に行った場合は、それと同等なものを振り込んでいただけるというきめ細かな対応をしていただいているわけですよ

ね。小学校の入学のときにも、ランドセルを背負えない場合は体操着とかという形で、違うものも購入できるようにしていただいているわけですね。

ですので、そういったきめ細かな対応を部長も御答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

最後、放課後児童クラブ、9番目なんですけども、議会から放課後児童クラブ、また、子ども教室の事業について提言書を提出しています。前任部署との共有はできていますか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

議会からの提言書に関しまして、教育委員会に移管されてからも、その引継ぎはされてございます。担当が福祉部署から1人教育委員会のほうに担当として異動してまいりましたので、その中できちんと引継ぎがされているというような状況になっていると思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、あと、最後の質問になりますけれども、今年度、増大する放課後児童クラブの事業費の縮減に成功したという自治体が複数出てきています。当該自治体へのヒアリング等を行うなどして、阿見町の事業費の縮減に向けた準備はできているのか。これについて伺います。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

事業の経費の大部分は人件費ということでございます。ですので、その部分についての大規模な縮減というのは少し難しいかなというふうに考えるところでございます。しかし、契約の方法ですとか、やり方を変えることによって縮減は可能ではないかというふうに考えているところでございます。

新たな契約が令和6年度からということになると思います。今、3か年の継続契約ということで答弁書であったと思うんですけども、令和6年度から新たな契約に移るということですので、この時期に、先ほど栗原議員のほうからありました先進地の自治体のヒアリング等々、調査等も含めまして、今年度の契約の見直しを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今回、私は、阿見町のコロナ後の教育は万全か、教育環境は整っているかという形で9つの

項目について質問させていただきました。

コロナ後の教育については学力の向上と定着ができているということが御答弁で分かりました。教育環境が整っているかについては、まだこれから始まる部分もありますけれども、十分認識をされているということも分かりました。

子供たち、今日、生徒が来ていただきましたけども、やっぱり阿見町で住んで教育を受けてよかったという形が、今日の御答弁でより実感されたと思います。

今後も、児童、子供たちのために御尽力を賜ることをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで7番栗原宜行君の質問を終わります。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） それでは、通告に従い質問をいたします。今回の質問は、令和6年度の3か年実施計画について伺います。

前回の定例会で、第3回の決算議会、ここで監査報告書、これをちょっと振り返ってみたいと思います。

初めに、財政力指数、この変化が載せてありました。0.908から0.888に変化をしております。経常収支比率は83.8%から91.7%、約8%増。その次に、公債費比率に関しましては前年度と比べて0.3%上昇、将来負担比率に関しては、財政調整基金等の充当可能財源、これが公債残高また退職手当負担見込額、将来にわたるこの負担額を超えているので、これは出ておりません。今後も、ここで出ているのは、現在の負担と将来の負担のバランスの取れた運営に努める必要があると、このように述べられております。

また、次に、資金不足比率、これは水道事業、下水道事業会計、これに関しては資金不足が生じていないので、今後も効率的な運営に努めるよう。非常に他の自治体と比べましても、財政状況というのは阿見町は、職員の皆さんもよく頑張ってください、安定している財政運営を行っているとも私も認識をしております。

さて、この中、最後のところでこのように出ております。

次に、財政力指数は前年度の0.908から0.888に低下している。新型コロナウイルス感染拡大により基準財政需要額が増加していることが低下の原因となった。税収は増えたんですけども、それよりもかかるお金が大きく大幅に増えた、これが原因でございます。

経常収支比率は、臨時財政対策債で大きく減少したけども、経常経費に充当した一般財源が物価高騰による物件費の増や、障害者福祉費・児童福祉費の扶助費の増により、前年度より

7.9%上昇している、約8%の上昇。そして、以上、実質公債費比率は、今後は公債費の増から上昇に転じる見込みであり、また、経常収支比率は大きく上昇したが、物価高騰や扶助費、公債費の増によりさらに上昇するおそれがあり、財政の硬直化が懸念されると、このような報告書でありました。

非常に対外的にも厳しい財政運営が今後も強いられていくということが、ここで言われております。

それを踏まえまして、この4年間、感染症からスタートしまして、2つの紛争、これが始まり、私ども日本に住み、また阿見町に住む我々の、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしております。

阿見町においては、この間、第7次総合計画基本構想並びに前期基本計画が策定されていく中、先月11月7日の全員協議会で令和6年度の3か年実施計画の発表がありました。

そこで、質問をいたします。

3か年実施計画の要旨となる「3か年実施計画策定にあたり」の第2の策定方針に「3. 公共施設等の計画的・効率的な修繕や更新等の実施」とあるが、公共施設等総合管理計画との整合性はどのようになっているのか。

2点目、策定方針に「4. 既存事業の見直しにより財源を確保した事業を優先する」とあり、事業費に対する財源の見込みでは、財源不足の旨が記されている。経常経費が税収を大きく超えていく中、今後最優先で進めなければいけない事業は何か。

3点目、「3か年実施計画策定にあたり」の第4の今後の見通しについて、財源不足の要因が記されている。政策経費に充当可能な一般財源が減少している中、具体的にどのような対応をしていくのか。

以上3点について質問をいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、令和6年度の3か年実施計画についての質問にお答えいたします。

1点目の、公共施設等総合管理計画との整合性はどうなっているのかについてであります。

町では、公共施設等総合管理計画に位置づけている個別施設計画で示された基本的な方針を踏まえ、公共施設の更新等を計画的に実施しているところであります。

3か年実施計画の策定に当たっては、公共建築物中長期保全計画を策定し、年度ごとに必要となる保全費用を平準化した上で計上しており、整合を図っております。

2点目の、経常経費が税収を大きく超えていく中、今後最優先で進めなければいけない事業

は何かについてであります。

人口が増加している本町は、市制施行を見据え、5万人都市にふさわしいまちづくりを実現するため、都市としての持続的な発展に欠かせない子育て、暮らし、誇り・愛着の3つを第7次総合計画前期基本計画におけるリーディングプロジェクトの柱とし、波及効果の高い関連施策を位置づけ、今後5年間で重点的に推進することとしております。

3点目の、政策経費に充当可能な一般財源が減少している中、具体的にどのような対応をしていくのかについてであります。

3か年実施計画の策定過程では、国庫補助や地方債の活用、事業の実施時期や規模の見直しなどにより、政策経費として見込める財源に見合った事業費となるよう調整を行いましたが、必要な事業を実施するために不足する財源については、令和5年度繰越金と財政調整基金を充当することといたしました。

今後、3か年実施計画に基づく選択と集中を進めながら、DXによる業務効率化や民間活力の導入を含めた行政経営の強化を図るとともに、子育て支援をはじめとした定住促進施策の充実による人口増の流れを町内経済活性化の好循環につなげ、町税収入の増加等による財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどとします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

保全費用の平準化とありますけれども、保全費用の過去3年間の平均の金額は幾らぐらいになっているのか、お願いします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

3か年実施計画上での保全費用の平均金額でございますけれども、令和3年度から令和5年度の平均で年額約3億8,000万円となっております。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、令和6年度からの3年間の計画では、保全費用の平

均金額をどのぐらいに見積もっているか、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

令和4年の3月に策定をしました中長期保全計画におきまして、以降40年間の修繕費用は年間約7億円と推計してございます。

しかしながら、令和6年度から令和8年度の3か年におきましては、有利な起債が活用できる期間であるということもございまして、教育施設それから保育施設の改修計画を前倒ししておりまして、平均の見積額は約12億5,000万円となっております。

町の一般財源としましては、補助金や起債を活用することによりまして、平均で年間2億7,000万円の支出を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） その金額の変化は分かりました。

次に、公共施設の面積の推移、これに関してお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

公共施設等総合管理計画におきまして、町の管理する公共施設全体の面積を30年間をかけて平成26年度末の面積13万1,023平方メートルから20%削減するという目標を掲げてございます。

既存施設の面積につきましては、これまで町営住宅の解体等を中心に、令和4年度末で約5,300平方メートルを削減したところでございます。

しかしながら、一方で、平成27年から平成30年にかけて、教育施設、あさひ小学校の校舎建設、それから朝日中学校の校舎増築などの要因によりまして、令和4年度末時点で13万9,627平方メートルとなりまして、基準となる平成26年度末の面積から申し上げますと6%増えているというような状況になってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 当初つくりました公共施設等総合管理計画、人口減少の中で面積を減らしていくというような、そういう計画でありましたけども、町においては、他の市町村と比べて人口が増えてくると。そういう中で公共施設の在り方というものも見直しをかけながら、これは管理計画を進めていかなきゃいけないと思うんですが、この管理計画の目指すべき、施設の面積に対する将来の見通しはどのように見ているんでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、公共施設等総合管理計画において公共施設全体の面積を20%削減するという目標を立ててございます。

令和4年3月に策定しました中長期保全計画においては、施設の状況確認を行いまして、改めて40年間の更新修繕費用を試算したところでございます。その試算した結果が355億円となりましたけれども、面積削減と修繕計画の調整、平準化を行い、約281億円ということで圧縮した試算としてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ちょっと今の点について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず1つ、令和4年度に計画の見直しを行った根拠となったその理由は何でしょうか。

○議長（平岡博君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

こちらにつきましては、個別施設計画の策定が完了したことを受けまして、その方針を基に試算を行ったものでございまして、当初の335億円から、資材高騰等もございまして、この中長期保全計画で出た数字が若干増になりまして、若干といいますか、増になりまして355億円に見直したものでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） その中で、40年間の、先ほどありました、更新、修繕費を試算したところ、355億円から約281億円に変わったと、要するに74億円の削減ができたとありますが、その削減の理由は何でしょうか。

○議長（平岡博君） 荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

こちらの中長期保全計画では、建物に関する将来の修繕、更新費用の推計を示してございます。まず、施設の基本的条件、建て替え計画、それから修繕についての状況、こちらを把握した上で試算した金額が、先ほど申し上げました355億円でございます。

これに対しまして、面積削減と併せ、修繕計画の調整、平準化としまして、個別施設計画で示している各施設の使用目標年の直前5年間は大規模な修繕は行わないこと、これがまず1点です。それから、建物設備等の更新期間が超過したもの、こちらに関しましては、優先度の高い設備から修繕を行っていくこと。それから、同一施設で更新時期の異なる設備等、そういったものを同時期に修繕することによりまして必要経費が削減されるなどを考慮をした結果、試

算額としまして281億円ということになったものでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。当初の管理計画の中では、かなり、金額のこのグラフを見たときに、上下かなり乱高下があった記憶がありますが、それをいろいろと工夫しながら平準化したということで、納得をいたしました。

次に、第7次総合計画の前期基本計画、これを進めていく中で、市制施行が行われていくと思われま。特にこの3か年で重点的に推進する事業は、具体的にどのような事業か、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

令和6年度からの3か年実施計画の中で重点的に推進する事業といたしましては、町長答弁にもございましたとおり、第7次総合計画におけますリーディングプロジェクトに位置づけられた事業ということでございます。

若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクトでは、市制施行推進事業、それから、牛久阿見IC周辺開発事業、子育て支援総合センター整備事業、学校施設整備事業でございます。

また、暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクトでございますけれども、中には地域予算制度、それから、ごみ減量化対策事業、ごみ出し支援事業、健康づくり事業などでございます。

人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクトにおきましては、SDGs推進事業、プロモーション戦略事業、観光振興事業などとなります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 第7次総合計画の中で、まず初めに重点的に執り行われるそういう事業、今、説明をいただきました。

総合計画の推進委員で入っている人たちは、ある程度話を聞いて理解されていると思うんですが、そこに参加されていない方や、また町民の皆様、なかなか町がこれからどのようなことをやっていくかといったところを知らない方が多いんじゃないかと思って、今、説明をしていただきました。

次に、経常経費の3か年の見通し、これはどのように見ておられますか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えをいたします。

経常経費でございますけれども、議員先ほどおっしゃられたように、保育所の新設や障害福祉費の急増などによる扶助費の増、それから職員の増員等による人件費の増などによりまして、増加傾向でございます。

令和8年度におきましては、令和5年度と比較して約5億5,000万円ほどの増を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。

そのうち3か年実施計画の中でも様々な新規事業等もあるかと思うんですが、それに伴う経常経費の見積りというのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

3か年実施計画の新規事業のうち、令和6年度から開始する事業で令和7年度以降も継続する事業についてお答えをさせていただきます。

見積りとしましては、令和7年度単年度で約2億8,000万円、一般財源のベースで申し上げますと約1億2,000万円となります。

このうち2億1,000万円が民間保育所整備等補助事業となりますので、民間保育所の誘致の状況によりましては変わってまいります。それから、実施計画上では一旦単年度事業として整理をし、その実績や効果を見まして翌年度以降も継続する事業などは、この集計には含まれてないということでございます。

こうした点も含めまして、新規事業のボリュームは、ローリングによって毎年度見直しの中で調整していくということになります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 様々な新しい事業も進めていかなければいけない中で、それをやることによって、やっぱり経常経費はかかっていくといったところが今、分かりました。

その中で、今年9月の決算におきまして、経常収支比率が約8%増加して92%に近い数値を占めています。令和4年度に対して令和5年度、そして令和8年度、この辺の経常収支比率の見通しは、どのように見通しをつけておられますでしょうか。

○議長（平岡博君） 青山広美君。

○総務部長（青山広美君） お答えいたします。

なかなか決算確定前に経常収支比率を算出するという事は非常に難しいため、具体的な比率、数値をお示しすることはできませんけれども、令和5年度の比率は令和4年度に対して上昇、また令和8年度はさらに上昇するものとして推測をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 経常的に財源確保、一つは国の政策で地方にきちんと交付金を増額して落としてもらえれば、そんなに大きな心配はないと思うんですが、今の財務省の状況を聞いていますと、なかなかそれも見通しは明るくないのかなといった懸念があります。

それも踏まえまして、財政基盤の強化、このようにありますけれども、具体的なプロジェクトは考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

財政基盤の強化としましては、第7次総合計画におきまして、健全な財政運営の施策の中で、計画的・効率的な財政運営、公有財産の有効活用と管理、それから税収の確保、自主財源の確保を個別施策として掲げてございます。

公有財産の有効活用と管理という視点で申し上げますと、PFI、指定管理者制度等の民間活力の導入、それから自主財源の確保という視点では、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の拡充などが挙げられます。

さらには、牛久阿見IC周辺開発事業、それから、荒川本郷まちづくり事業など、都市基盤整備を計画的に推進するという事で、新たな企業立地や定住を促進しまして、町税収入の増加につなげてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 自主財源の確保、ふるさと納税も今、一生懸命取り組んでやっております。これもどんどん増えて、税収が、自主財源が増えていけばいいなど、このように思っております。

そしてまた、牛久阿見インター周辺の開発事業、これも非常に大事な事業になってくるかと思っております。やはりこの事業を通して、しっかりとまちづくりがつくっていければ、また今後10年、20年、30年と、阿見町の将来的な発展というのは、そういうところで見込まれるんじゃないかと思っております。

その中で、初めにありました、公有財産の有効活用と管理、これで、PFIと指定管理者制度の民間活力の導入と、このようにありました。このシステムを、手法を活用するとき、財源

の有効活用、こういう点から考えていきますと、業務が行える地域内の事業者の育成もこれも考慮しながら、地域内の雇用の確保、そしてまた域内の経済の循環、これを推進していく、このようなことがこれから重要になってくるかと思われまます。町としては、この辺はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君） お答えします。

現在、阿見町ではP F I、指定管理者制度ともに導入している施設がございませんので、想定での話となってまいりますが、まずP F Iにつきましては、主に新たな施設を整備する際に民間の資金を活用して整備を進めるスキームとなります。事業の工程としまして、計画、設計、工事というふうに分けて考えた場合、特に工事の段階で地元の業者を入れていただくような体制を整えていくということが考えられます。こういったことを事業者を公募する際の条件に入れるということが方法として考えられます。

また、指定管理者制度につきましても、管理や運営を委託する際に地元雇用を考慮してもらうなど、町内への経済的な波及効果、そういったものを出していくということが重要だと考えられます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、地元の事業者、また人の雇用、そしてその運営のノウハウ、これも踏まえて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、この3年間、阿見町にとって大変重要な時期になってまいります。財政運営に関しては、財政担当含めまして非常に毎年毎年厳しい中で運営をしておられると思いますが、より価値的に、また創造的に事業を進めるためには何が最も大切であると考えておられるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

これからの3年間は市制施行とも重なる可能性が高い大変重要な時期でございます。阿見町が将来にわたって、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりであるためには、それを支えていく人づくりが大切でございます。

川畑議員にも審議会の委員として御参画いただいております第7次総合計画におけます将来像の前文でございますけれども、行政経営の視点に立った行政運営の確立と様々な行政課題に対応できる人材の育成が図られることで、市制にふさわしいまちが実現しているというような姿を描いております。

このように、人材育成でございますけれども、これから創造的な事業を継続的に推進していく上で欠かせない視点であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今の答弁の中で、人づくり、そしてまた人材育成が非常に大事だという話がありました。

聞いた人がいるかいないかはあれなんですけど、幸福計画という、慶応大学の前野隆司さんという研究者が、従業員のウェルビーイングとは何かといったところを進めて話をされています。非常に内容的に面白いので、その結果としても興味深い内容だったので、最後にこれを紹介したいと思います。

働き方改革に取り組む企業は多いが、実はそれが働かせ改革になっていないだろうか。大事なことは、従業員がやりがいを持って働き、その力をフルに発揮できることである。そうした中、新たな経営ワードとして、従業員ウェルビーイングに注目が集まっている。

これは一般企業向けの話なので従業員という形になっていますが、町の職員においても私は同じであると、このように考えられます。また、教育現場の学校の先生たちも同じだと思うんですけども。

で、このウェルビーイングとは何かというと、社会と健全なつながりを持っていき、そして、心身ともに良好なこと、つまり職場や仕事に対する満足度、幸福度、モチベーションも高い状態。ハッピーとか幸福とかというのは瞬間的なものなんですけど、ウェルビーイングというのは、これが持続的にもっともっと長く続いていく、そういう状態を指している。これが非常に仕事にもいい影響をもたらすことが分かってきているようです。

どのような好影響が期待できるのかといったところで、ハーバードのビジネスレビューに発表された研究成果、これは、幸福感の高い社員は、そうでない社員と比べて、創造性は3倍、3倍だそうです。そして、生産性は31%増、売上げは37%アップ。幸福度の高い社員は欠勤率が41%少ない、離職率も約60%低い、業務上の事故も70%少ない。先進国に住む多くの人で比較したところ、幸せを感じている人は、そうでない人に比べ、およそ10年も寿命が長い。

ですから、職員の皆さんも、これからの仕事というのは、多分、他の自治体の先進事例を見ればいいというよりも、町独自の政策をつくり、町独自で、やはり地域の発展、そしてまた住民の満足度を上げていかなきゃいけない中で、非常に創造的な仕事もやっていかなきゃいけない。そういうときに、やはり職員の皆さんの幸福度、ウェルビーイングという、仕事をしていく中での幸福感、喜び、それが非常に重要になってくるというようなことが、ここで研究結果の上、出ております。

ユーチューブでも、幸福計画、前野隆司で検索してもらおうと、30分ぐらいで出ております。下手に私がここで長々とこれ以上説明するより、百聞は一見にしかずなんで、見ていただくと、その概要というのは理解されると思います。

そういうことも踏まえまして、今後3年間、非常に大事な阿見町の3か年実施計画の事業、ぜひ、創造的に発展的に、そして大きな結果が出るような、そういう事業にしていきたい、こういうことを希望しまして、私の1点目の質問を終わります。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。2点目は、水道普及率の向上について伺いたいと思います。

本年の9月の定例会で、また令和4年度阿見町水道事業報告書に、前年度末から給水件数が669件増で1万9,434件、給水人口は4万3,258人から892人増の4万4,150人となりました。普及率は0.7ポイント増の88.6%と報告がありました。

しかし、本管が布設されても、本管から自宅までの距離があり、費用がかかり過ぎるために水道の使用を諦めてしまう人がおります。

平成24年6月に阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例が制定されました。同年10月から施行され、第1条に目的、第2条に基金の額、そして第5条に資金の貸付金額と償還期間が記載してあります。

そこで、質問をいたします。

1つ目、基金条例が制定されてから何人の人が利用したのか。また、現在の利用状況はどのようなになっているのか。

2つ目、利用した人は、どのような利用の仕方をしたのか。

3点目、水道の本管から自宅までの距離が長いため、水道を引きたくても、経済的負担が大きく引けない人に対して、第5条の貸付金額の上限と償還期間を変更して、より多くの人が利用できるようにすべきだと考えるが、町としての対応を伺いたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 水道普及率の向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、基金条例が制定されてから何人の人が利用したのか。また現在の利用状況はどうなっているのかについてであります。

水道給水装置工事資金貸付基金は、当町の給水区域において、給水装置を新設する一般家庭に対して、その工事に必要な資金の貸付けを行い、金銭的な負担を軽減することによって、上水道の普及促進を図る制度であり、24万円を上限に無利子での貸付けを行っております。

当該基金条例の制定後の利用実績としましては、6件の方に合計102万円の貸付けを行って

おります。また、現在利用されている方はおりません。

2点目の、利用した人は、どのような利用の仕方をしたのかについてであります。

当該基金条例で貸付対象工事を規定しておりますが、一般家庭で新規に給水管を引き込む際の工事費用の一部として御利用いただいております。

3点目の、水道本管から自宅までの距離が長く、経済的負担が大きい方への対応についてであります。

当町では、水道本管を整備した際の個別訪問やダイレクトメール等により水道利用の促進を図っておりますが、水道未利用者の方からは、議員御指摘のとおり、多額となる給水管工事費用が負担となり水道を引き込むことが困難であるとの御意見を数多くいただいております。

当町といたしましても、水道普及率の向上を図る上で、これらの状況は大きな課題と考えております。

今後は、他市町村の取組等を研究し、貸付金制度の拡充を含む対策を検討しながら、安全で安心な水道水を多くの御家庭に供給できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

改めてお伺いしたいと思います。水道の普及率の目標は何%を目指しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

阿見町につきましては、給水区域が町内全域となっておりますので、段階的にはなりますが、最終目標は100%となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 6件の方の利用があったということなんですが、年度ごとに何件ずつあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

基金条例が制定しました翌年度、平成25年度に3件、平成27年度に2件、平成28年度に1件となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、この七、八年も、平成28年度以降、1件あった以降、

平成29年度からは利用者がいないというようなことが今、分かりましたが、担当課、担当部署として、この制度に対してどのような評価をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

こちらの制度につきましては、水道の普及率の向上、あと生活環境の改善を目的に、引込み工事費の初期段階投資にかかります金銭的な負担軽減対策として制度を創設しております。

これまで水道未加入者に対しましてダイレクトメールなどを送りまして、周知を行ってきております。また、途中、貸付金の増額なども行いまして促進を図って来たんですが、なかなか貸付けということで、返済が伴うということで、制度の利用が増加していないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、利用されてないということが全て物語っているのかなと、その制度で借りる人は、もう全て終わってしまったような、私は気がいたしました。

さて、現在、水道を引きたくても引けない人、引けない町民はどのくらいいると推測されるか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

水道本管の拡張整備を今現在進めているところでございますので、明確な数字というのはちょっと把握しておりません。

ですが、現在、未整備区域を含んで約3,000世帯が未加入と推測されます。そのうちの一部が工事費用の面で引込みができない、引込みをしていないというものではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今回この質問をさせていただいたその背景というのは、やはり新しい水道管が引かれた、本管が引かれた。引かれた周辺の人たちは、非常に経済的負担も少なくすぐ引くことができる。ところが、もう先祖代々ずっと住んでいらっしゃる人たちは、かなりその道路から奥に入ったところに住んでいて、町のいろんな事業、そしてまた道路を造るときは無償で土地を提供したり、いろんなことを町に協力をしてきたんだ。でも、水道を引くときは、遠くて経済的に負担が多くて引けない。何とかならないかというようなところから、ちょっと質問させていただきました。

実は、これを聞いて、どっか他の市町村でやってないか、全国で探したところ、なかなか見つかりませんでした。確かに、そういう補助金を設けてやっている自治体というのは少ない。で、その少ない中でやっているところがあったんです。情報提供しましたけども、稲敷市がやっておりました。合併前、平成17年に合併しましたが、その前から、江戸崎町の時期から、この制度をスタートして、いまだにその制度が運用されて、利用者があります。それを踏まえまして、他市町村の取組で、稲敷市が高額工事費支援制度、これをつくって運営をしております。

この制度について、担当課また担当の部においてお調べになったと思うんですが、その評価、また、制度の内容、調べた内容をここでお話をいただければと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

稲敷市のほうで行っている事業ですね、水道普及率が低迷していることに対して、その対策としまして、高額工事費支援制度というものを創設したと伺っております。この制度につきましては、水道本管から宅地までの距離が長く、引込み工事費が高額となる世帯に対しまして支援が受けられる制度というふうになっておりました。

阿見町におきましても、今、川畑議員のほうから言われたとおり、水道本管から距離が短い宅地と距離が長くなっている宅地との間で工事費に大きな差が出ているケースというのがございます。

この制度、稲敷市のこの制度につきましては、そのような状況を改善できる対策として有効であるというふうに思われます。答弁でもありましたとおり、今後、財源の確保を含めて、調査研究、先進地を調査しながら進めていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） また、事業の直近の概要等も調査されたと思うんですが、その点、もし調べていけば、説明をお願いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 上下水道課長堀越多美男君。

○上下水道課長（堀越多美男君） お答えいたします。

こちらも稲敷市に聞き取りをした調査結果になりますが、令和3年度で6件、208万円、令和4年度で3件、86万円、令和5年度現在の時点までで4件、171万円の交付のほうをしているということにお聞きしています。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

自分も行って、いろいろ事業内容を聞いてまいりました。やはり継続的にずっと利用されている方がいる。やはり阿見町においても、制度の見直しも、もうこの時点で必要になってきているのではないかと、こう思われます。

ぜひ、調査研究をしっかりしていただいて、やはり町民の福祉の向上も含めた安心安全な水道水の提供、100%を目指していることをうたっているのであれば、この辺のところもしっかりと検討して、制度設計をつくって、なるべく早く町民の皆さんに、またそういう制度を活用していただけるように努力していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで13番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆様、こんにちは。公明党の難波千香子でございます。本日の一般質問の最後となりますが、よろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、がん患者へのウィッグや乳房補正具などの福祉用具購入費用補助制度の導入につきまして御質問させていただきます。

初めに、誰もががん検診を受診しやすい体制整備についての御見解をお伺いいたします。

国立がんセンターの調査によりますと、国民の2人に1人ががんに罹患するとされております。国では令和5年3月には第4期がん対策推進基本計画が作成されております。

失礼します。ちょっとマスクを取らせていただいて。

胃、肺、大腸、乳房、子宮頸部の5つのがん検診受診率の目標について、前回より10%引上げ60%を目指し、受診者の立場に立った利便性向上に努めるとしております。

当町におきましては、阿見健康づくりプラン21第4次を作成中でございますけれども、死因別死亡者数は、がんが約3割近くで最も多くなっているところでございます。

そこで、全ての人のがん検診しやすい環境整備が必要であると考えているところでありますが、まず、1点目は、この御見解をお伺いいたします。

2点目、がんになって自分らしく生きられる環境の整備が必要であります。

治療の影響により、脱毛や患者の外見の変化に対するアピアランスケアの相談支援体制を充実させることや、地域で生活するための支援策についてお伺いいたします。

3点目に、令和3年3月議会に質問させていただいておりますが、茨城県看護協会で行っている補助でございますが、これはがん患者への社会参加へのためのウィッグ、乳房補正具等の購入への支援補助でございますけれども、これは1回限りであります。ウィッグが合わなくな

ってきたり、また、毎日の使用で劣化が進み、長時間の使用は難しいと伺っておりますが、県とは別に、阿見町独自で新たに補助の導入のお考えはどうか。帽子の着用も多いと伺っておりますけれども、医療用帽子も補助対象に加えたウィッグ、乳房補正具等の購入による補助制度の導入についてのお考えをお伺いたします。

4点目に、小中学校のがん教育について、普及啓発や進め方について、進捗状況はどうか。また、外部講師を活用した取組についてのお考えについてお伺いたします。

5点目に、保護者等のがんで亡くされた子供たちへのメンタルケアについて、どのようにされておられるのか、お伺いたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波議員の、がん患者へのウィッグや乳房補正具などの福祉用具購入費用補助制度の導入についての質問にお答えいたします。

1点目の、誰もががん検診を受診しやすい体制整備についてであります。

町のがん検診につきましては、総合保健福祉会館、公民館等を会場とする集団健診と、個別での医療機関健診があります。今年度の集団健診につきましては、既に終了した日程も含め、総合健診20日間、腹部超音波検診7日間、乳がん・子宮がん及び骨粗鬆症検診9日間を実施予定で、平日に仕事のある人でも受診しやすいよう、土曜日と日曜日にも受診日を設けております。

医療機関健診の場合には、受診者が都合に合わせて委託医療機関を予約することができます。申込み方法につきましても、窓口だけでなく、郵送や電子申請でも対応しており、町民の皆様が受診しやすい健診の体制を整備しております。

2点目の、アピアランスケアの相談窓口支援体制の充実についてであります。

相談窓口については、県が、がん患者及びその家族などからのがんに関する各種相談窓口として、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを設置しております。県内に18か所ありますが、近隣では土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院等にあり、町内では東京医科大学茨城医療センターに設置されております。

今後、町ホームページにおいてアピアランスケア相談窓口に関する情報提供ができるよう速やかに準備を進めてまいります。

3点目の、ウィッグや乳房補正具などの福祉用具購入費用補助制度の導入についてであります。

県では、いばらきがん患者トータルサポート事業の一環として、社会参加サポート事業を行

っており、がん治療を受けている方の就労等の社会参加を応援するため、ウィッグ、乳房補正具の購入やレンタル費用を補助しております。

県での補助以外に、県内で助成を実施している自治体を調査したところ、6市ありました。

がんに罹患する方は増加しており、がんを治療しながら就労を継続する人が増えておりますので、このような補助制度に対する必要性が高まっていると思われませんが、町における補助制度の導入につきましては、今後の県や県内自治体の動向を踏まえ、実施の判断をしてみたいと考えております。

4点目から5点目の質問につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） がん患者へのウィッグや乳房補正具などの福祉用具購入費用補助制度の導入についての質問にお答えいたします。

4点目の、各小中学校のがん教育の現状、外部講師を活用した取組についてであります。

がん教育は、健康教育の一環として、主に保健体育科の授業で学習を行っております。がんについての正しい理解と、がん患者や家族などがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を目指しております。

がん教育は専門的な内容を含んでいるため、医療機関の専門家や医師、がん経験者等の外部講師を活用した取組についても教育効果が高いと認識しており、これまでも外部講師の方をお招きした学校もありますが、今後も活用を進めていきたいと考えております。

5点目の、保護者等がんで亡くした子供たちへのメンタルケアについてどのようにされているのかについてであります。

がんに限らず、保護者や家族を亡くした児童生徒については、教職員が寄り添いながら、発達段階に応じて、スクールカウンセラーと連携を図り、メンタルケアを行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 御答弁大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、最初に、がんの検診の啓発についてでございますけれども、どのような取組を当町では行っておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町では、がん検診推進事業におきまして、がん検診のきっかけづくりとして、無料クーポン券をお送りしております。女性ですけれども、21歳の方には子宮がん検診、それから、41歳の方には乳がん検診、マンモグラフィーということになります。それから、男性、女性問わず40歳と45歳の方には大腸がん検診のクーポン券を発送しております。

乳がん無料クーポン券対象者には、今年度から乳がんの早期発見につながる自己検診用グローブを同封しております。

また、今年度からの試みとして、がん検診強化月間において、各公民館、町内郵便局、ドラッグストア、コンビニ、放課後児童クラブ、それから町保育所に協力をいただきまして、がん検診受診勧奨ポスターとチラシを配布させていただきました。医療機関検診の申込QRコードをここに掲載しまして、思い立ったときに申請ができるよう作成しております。

また、さわやかフェアにおきましては、大腸がんクイズラリーを行い、お子様から大人までたくさんの方に御参加をいただき、大腸がん検診の重要性について普及啓発することができました。

また、阿見健康づくりプラン21、現在第3次ということで取り組んでおりますけれども、こちらの1つとして小学5・6年生を対象に、家庭でつくる健康標語を募集いたしました。今年度のテーマはがん予防についてでしたので、標語を作るに当たりまして、御家庭でがん予防についてみんなで考えていただく機会になったのではないかと思います。

入賞した15作品につきましては、広報あみに掲載し、各公民館、町内医療機関、スーパー等にはポスターを掲示していただき、町民の皆様のがん検診啓発のツールとして役立てております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変に詳しく、ありがとうございました。

ただいまありましたけれども、無料クーポン券や自己検診用グローブ、また、勧奨ポスター・チラシ、QRコードの申請、また、大腸がんのクイズラリー、また、私も見させていただきましたけど、大変ほほ笑ましい健康標語等の啓発もしていただいておりますけれども、さらに受診率向上を期待するところでもありますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、町民向けのがん教育については、どのようなことを行っておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、乳がんは自分で発見できる唯一のがんと言われているため、集団健診会場でセルフチェックのリーフレットを配布しまして、自己検診の実施方法について説明を行い、月1回のセルフチェックの実施を推奨しております。

また、令和4年度から、中学校に出向きまして、新1年生の保護者を対象とした入学説明会において、子宮頸がん、HPVワクチン、それから子宮頸がん検診についてのミニ講話を実施しております。

今後の取組といたしましては、年度末までに、中学生の保護者を対象に、学校からのお知らせアプリを通じて、HPVワクチンについてのお知らせを通知するほか、成人式におきましても、その際にHPVワクチンと子宮頸がん検診についての啓発資料を配布する予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

今後ということで、お知らせアプリと、また、成人式を通じてのHPVワクチンと子宮頸がんの啓発、初めてしていただけるということで、大変にありがとうございました。

次に、茨城県が行っているアピアランスケアの補助内容について教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

県では、茨城県看護協会に委託しまして、いばらきみんなのがん相談室を開設しております。そこで、がん患者やその家族の治療、療養生活についての悩みや不安などの相談や、患者会の情報提供や、治療に関わる助成事業を行っております。

がん治療を受けている方の補助制度の1つに、ウィッグそれから乳房補正具の購入、レンタル費用の補助制度がありまして、補助率は2分の1で2万円が上限となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、阿見町で、今、その対象で補助を頂いている方は何人いらっしゃいますでしょうか。お教え願えますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

令和4年度の実績になりますけれども、ウィッグの購入補助は11件、それから乳房補正具補助は1件ということになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 思ったより多いのかなとは思いますが、それでは、制度を、私の友人もですけれども、制度も知らない方がまだまだ多くいらっしゃるかと思いますので、働きながら治療を受ける方が非常に多いので、ぜひぜひ周知もお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、県内で補助を実施している6市はどこになりますか。お教え願ひします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

日立市、笠間市、つくばみらい市、守谷市、稲敷市、常総市の6市でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

さらに、また来年度から数か所増えるとは伺っておりますけれども、この県の補助は1回限りでございます。他の自治体の補助はもちろん1回限りではございますけれども、自治体により金額が1万円、また上限は3万円等々、県の補助と併用しながら受けることができるわけがございます。

ウィッグは合わなくなってきたり、毎日使えば劣化も激しくて長時間の使用は難しいと、私の友人も今、がんで、しっかり使っているところではあるんですけれども、この県の補助制度がない医療用帽子をかぶっていることも多いと、御本人からお話を聞いて伺っております。

これはデリケートな切実な悩みでもありますので、今後、補助制度導入について、ぜひぜひ願ひするものでありますけれども、このことについて再度御答弁を願ひいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

がん治療しながら就労を継続する人が増えておりますので、このような補助制度に対する必要性が高まっているというようなことと思われまます。

先ほど答弁ありましたとおり、今後の県内自治体の動向等を踏まえつつ、それから予算措置等の検討も含めて判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。前向きな御答弁をいただいたふうに受け取りましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、最後になりますけれども、教育長のほうから、外部指導の活用をやっていらっしゃるということですが、それは何校なのかということをお聞きし、また、各教職員の皆様から、メンタルヘルスケアを、ぜひ児童にお声がけを切にお願いいたしまして、私の質問はこれで終了させていただきます。

御答弁最後をお願いして、私はこれで失礼します。

○議長（平岡博君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

外部講師を招いてのがん教育の講演会ですけれども、町内、これまで竹来中学校のほうで行っております。東京医大の専門家と、実際にがんを経験された方をお招きしまして、全生徒を対象に行いました。

がん予防等の基礎知識ですとか、あとは、がん患者へどうやって声をかけたらいいのかというようなお話を伺いました。また、子供たちのほうから、両親や祖父母に検診を受けてくださいと、そういう声かけをぜひしてくださいというようなお話がありました。

ただ、実際、今、がんで闘病されている方が御家族にもいるような生徒もおりますので、そういった場合は思い出してしまつてつらい気持ちになった場合は退出していいですよというような配慮をしながら行いました。

これからも、町内のほうで活用のほうを進めてまいりたいと考えております。

また、保護者等ががんで亡くした児童生徒へのメンタルケア、もちろん議員御指摘のとおり、教職員のほうが寄り添いながら対応してまいります。

また、そういった緊急な案件の場合には、県のほうの緊急スクールカウンセラーの派遣を要請できますので、そういったものも活用してメンタルケアのほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変ありがとうございました。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。大丈夫ですか。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時10分いたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時10分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、引き続きまして質問させていただきます。

災害に負けないまちづくりについてお伺いいたします。

近年の気候変動等に伴い、自然災害は激甚化、緊迫化しております。国民、町民ですね、阿見町の町民の皆様の命や財産を守ることが第一でありますことから、危機感を持ち、あらゆる状況に備え、ハード・ソフト両面による防災・減災対策の強化を優先的かつ集中的に、実行力のある推進の取組が必須であります。

そこで、1点目、地域防災力向上についてのお考えをお伺いいたします。

2点目、自主防災組織補助金交付要綱を改正して、補助を受けた後の経過要件を10年から5年等に縮めてはどうか。御要望を多くいただいておりますことから、以前にも御質問させていただいておりますが、御所見をお伺いいたします。

3点目、携帯トイレは防災倉庫に備蓄されておりますが、このような、これは港区ですけれども、港区の携帯トイレではありますけれども、災害弱者に対してあらかじめ配付してはどうかと思います。凝固剤も入っております。

4点目、個人のマイ・タイムライン作成の支援の取組、今後について。

5点目、障害者の特性に応じた、水害ハザードマップ作成の推進について。

6点目、在宅酸素療養者などの電源を必要とする方の災害時の避難についてのお考えについてもお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 災害に負けないまちづくりについての質問にお答えいたします。

1点目の、地域防災力向上についてのお考えはについてであります。

まず、災害への備えとして自助、共助、公助の3つの要素があります。自助は自分の身は自分で守ること。共助は地域住民が互いに助け合うこと。公助は行政が適切な防災対策を講じること。これら3つの要素がバランスよく組み合わせることで、地域防災力は大きく向上します。

現在、自助、共助の支援として、町内の防災士で構成された阿見町防災アドバイザー連絡会と協力して活動を行っており、地域防災の主体となる自主防災組織の育成支援として地区防災計画作成の支援及び防災訓練の支援を行っております。

この地区防災計画作成の支援につきましては、地区内の災害リスクや避難場所等を把握し、避難時の安否確認など、地区の防災計画を策定するための支援になります。

また、防災訓練の支援につきましては、地区防災計画に基づいて実施される避難訓練や消火訓練などの際に直接指導する等の支援を行っております。

さらに、自主防災組織の活動活性化に寄与するため、自主防災組織補助金制度を設けており、地区で防災訓練を実施する際にかかった費用や、防災資機材を購入する費用の一部を補助しております。

地域防災力の向上は、地域と町が協力して取り組むべきものと捉えており、当町としまして、町ホームページやあみメールにおいて防災情報や訓練等の周知を行いながら、継続して支援を強化してまいります。

2点目の、自主防災組織補助金交付要綱を改正して、補助を受けた後の経過要件を10年から5年等に縮めてはどうかについてであります。

防災資機材の購入に対する補助金につきましては、この補助制度を再度利用するためには、最後に交付を受けた日の属する年度の翌年度以後10年を経過する必要があります。補助制度を利用した自主防災組織から改善の要望をいただいております。再度補助金を受けるための期間の短縮などの検討を現在進めているところです。

3点目の、携帯トイレは防災倉庫に備蓄されているが、災害弱者に対してはあらかじめ配付をしてはどうかについてであります。

災害発生時における対策として、町の避難所となる小中学校、公民館等の防災倉庫に、簡易トイレ等を合計143基、トイレを使用するための便袋を2万6,200回分備蓄しております。

高齢者や障害者をはじめとする災害弱者に対して、地区や行政からの支援は必須であり、議員御指摘の携帯トイレをあらかじめ配付しておくことは有効であると考えられます。今後につきましては、他市町村の先進事例を参考に調査研究をしてまいります。

4点目の、個人のマイ・タイムライン作成の支援についてのお考えはについてであります。

マイ・タイムラインとは、台風が近づく前に取るべき防災行動を整理した、個人個人が作成する防災行動計画のことであり、過去の大雨災害時に多くの人が逃げ遅れて被害に遭ってしまった教訓から、作成の取組が全国的に進められております。

茨城県においても、インターネット上で簡単にマイ・タイムラインを作成できるツールや、マイ・タイムラインの要点を絞って、御家庭で作成できる我が家のタイムラインを通じて、普及、啓発を図っております。

当町では、我が家のタイムラインを用いて、令和4年度から、町内の洪水浸水想定区域の地区住民を対象にマイ・タイムライン作成講座を実施し、作成支援を進めております。今年度は洪水浸水想定区域の区長を対象にマイ・タイムライン作成講座を実施し、7月1日には、マイ・タイムラインの有効性の確認、また職員の災害対応力向上を目的として、住民、職員共同

で住民避難訓練を実施いたしました。

今後は、全区長を対象とした講習や地区での防災訓練実施時にマイ・タイムライン作成講座を実施して、個人に対する作成支援を強化してまいります。

5点目の、障害者の特性に応じた水害ハザードマップ作成についてのお考えはについてであります。

当町では、国からの水害ハザードマップの作成手引きを踏まえ、町のホームページ等でハザードマップや防災に関する情報を発信しております。

しかしながら、障害の特性に応じた音声や点字といったマップ形態になっていないことから、障害のある方に対する情報の伝え方については、さらなる工夫や改善が必要であると認識しております。

今後は、国の防災情報に関する整備の動向を注視するとともに、他市町村の先進事例を参考に、当町全体での取組として調査研究してまいります。

6点目の、在宅酸素療養者など電源を必要とする方の災害時の避難についてのお考えはについてであります。

災害の規模によっては、停電や断水といったライフラインの寸断や、交通機関への影響などが考えられます。また、医療機関が被災することも考えられ、災害で長期間医療を受けられないと生死に関わる場合もあると認識しております。

在宅酸素療養などで電源を必要とする要配慮者について、災害時には自宅からの避難も想定されることから、避難先についても非常用自家発電設備を備えた場所であることが望まれます。

当町では、総合保健福祉会館が指定福祉避難所となっており、非常用自家発電設備を備えています。また、総合保健福祉会館では、停電時に備えて72時間分の発電燃料を備蓄しており、県石油業協同組合と災害時における燃料の供給に関する協定も結んでおります。

そのため、電源が必要な場合は総合保健福祉会館に受入れをすることを前提にしておりますが、専門的な医療ケアが伴う場合は、専門的人材の確保や機材の調達、緊急入院・入所等に関して、受入医療機関や社会福祉施設等の協力が必要となることから、災害時には医療機関、福祉施設等関係機関と情報の共有を図り、様々な機会を通じて、平時からこれらの機関と連携を密に図り、誰一人取り残さない防災対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変に詳しく御答弁ありがとうございました。

まず、1点目ですけれども、防災アドバイザー連絡会について詳しくお教えてください。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

阿見町防災アドバイザー連絡会は、自主防災組織の育成を強化して、地域コミュニティの防災体制の充実を図る目的で結成をされた団体でございます。

町では、平成28年度より、町内の防災士の方に呼びかけをして、地区防災計画の作成支援を始めたことがきっかけとなりまして、令和2年度に正式に阿見町防災アドバイザー連絡会として結成がされました。

現在、町には108名の防災士の方がおりまして、そのうち17名が、こちらのアドバイザーとして活躍をしております。

この会の会員として防災士の資格を持っておられます難波議員にも、御自身も加入をされており、これらの活動に御協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。樋口議員も加入していただいておりますので、御報告させていただきます。

そこで、防災士について、今後増やしていくための施策をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

今後は、県のほうで実施をしております、自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材を育成するためのいばらき防災大学という研修講座を、町内にて開催できるように県に働きかけていくことや、将来的には、町独自で、この防災士養成講座の実践に向けて検討をしております。

あわせて、防災士の資格取得に係る補助金の制度創出につきましても検討を進めておりまして、防災士の資格を取得しやすい環境づくりを目指しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

時期は、補助金の制度創設の時期をお教えてください。

○議長（平岡博君） 防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

防災士の資格取得に係る補助金の創設時期についてでございますが、現在、創設に向けた準備を進めているところでございます。今後、町の補助金等検討委員会に諮りまして、そちらのほうで承認をされれば、その後、要綱のほうを作成いたしまして、制度を創設するという流れ

になっております。できるだけ早期に制度を創設したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。こちらこそよろしくお願いいたします。

次の質問ですけれども、答弁の中に、資機材の購入及び防災訓練の経費補助について補助金を出しているということでありますけれども、その補助内容と、過去数年の実績をここで伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

過去3年の実績で申し上げます。令和2年度では、資機材購入が3件で30万5,245円、訓練補助が3件で5万6,305円。令和3年度では、訓練補助のみとなっております、3件で8万5,025円。令和4年度も訓練補助のみとなっております、4件で13万6,823円となっております。

今後、地区防災計画の策定を推進していく中で、地元で訓練を行う地区が増えるように、引き続き地区の防災訓練を積極的に支援してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。支援をよろしくお願いいたしますと思います。

補助の期間に検討しているということでございますけれども、補助金額につきまして、今現在15万円ですけれども、15万円の増額については、どのようにお考えですか。伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

他市町村の事例を見ますと、補助額が7万5,000円までの市町村もあれば、最大で25万円というところもございます。補助率も市町村によってこのように様々でございます。また、自主防災組織結成時に限って補助金を出すのみで、その後の資機材の購入に補助金を支出する制度がない市町村もございます。

現在は、再度補助を受けるための期間の短縮を目的とした改正を進めているところですが、今後は、他市町村の動向を注視しながら、補助金額の増額についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 区長のほうから相当要望が入っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、携帯トイレは防災倉庫に備蓄されているわけでございますけれども、災害弱者に対してあらかじめ配布してはどうかということで御質問をしているわけでございますけれども、有事の際、避難所のトイレについて、町では、現状ではどのような体制、計画を持って、今、備蓄をしておられますか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

町の地域防災計画の中では、避難所のトイレが災害により使用不可となった場合、町が防災倉庫に備蓄をしております仮設トイレやマンホールトイレを設置をして、し尿処理を行うことになっております。

また、災害が長期化するおそれのある場合には、災害協定を締結している業者から仮設トイレの借上げを行いまして、避難生活における衛生環境を整えるような計画になってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

ハザードマップにつきましては、答弁のほうでしっかりと御説明していただいて、非常に分かりやすくなって、また、マイ・タイムラインにつきましても、非常に御説明答弁のほうでしていただいておりますので、私のほうは、最後に、障害の特性においてハザードマップはどのようなものなのか、その辺のところをまず最後にお聞きして、この質問は終わりにさせていただきます。

最後ですけれども、その答弁をいただきまして、私の訴えたいことは、東日本大震災の実体験に基づきまして、やはり備えていたことしか実は役に立たなかったということを、この間、防災の全国のZoomで、実穀ふれあいセンターで勉強させていただいたわけですけれども、平時からのぜひ取組を、さらにお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に、このハザードマップをどのようなものかをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

障害者に対応したハザードマップの伝達手法としましては、音声や、スマホをかざして印刷物の内容を読み上げてくれるアプリがあります。ユニボイスというアプリがあります。それから、点字、手話、それから易しい日本語等によりますハザードマップなどがございます。

現在、国土交通省では、目の不自由な方にも災害リスク情報が伝わるように、国土地理院のウェブ地図でございます重ねるハザードマップというものに、音声での読み上げ機能を追加しまして、今後、自治体に活用を促していくとのごことでございますので、当町におきましても、これを利用していきたいというふうに思っております。

また、他市町村等の先進事例も参考に調査研究を行いまして、関係部署とも調整した上で、障害者の方が災害情報等を入手しやすい体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、次の質問に移させていただきます。

3点目で、最後ですけれども、認知症の方との共生社会の推進について御質問させていただきます。

まず、認知症につきまして、2025年には65歳以上の高齢者のうち5人に1人、約700万人が認知症になると予測されておりますけれども、本年成立しました共生社会の実現を推進するための認知症基本法についての、当町の取組を、まず、お伺いいたします。

2点目に、ごめんなさい、このような、町で置いてあったり、認知症の疑われるサイン、このようなものがあるんですけれども、このような認知症の気づきといたしまして、認知症チェックリストがございますけれども、早期発見・早期治療に大切でありますことから、この配布についてのお考えをお伺いいたします。

また、3点目に、認知症検査費用の助成についてでありますけれども、八潮市や草加市におきましては、脳健康度チェック表を基に診察を受ける認知症検査を、60歳の方と65歳以上の方を対象に無料で実施しているということでもあります。さいたま市におきましても、物忘れ相談員が、65歳以上の方には年1度無料で診察し、重症化を防ぐ取組を行っているということでもありますけれども、そういった当町の取組やお考えについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 認知症の方との共生社会の推進についての質問にお答えいたします。

1点目の、共生社会の実現を推進するための認知症基本法についての当町の取組についてであります。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認

知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、本年6月16日に公布されました。

町では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で手助けを行う応援者である認知症サポーターの養成や、町民向け認知症講演会の実施、認知症の進行状況に合わせた対応や相談先を記載した認知症ケアパス「認知症あんしんガイド」の配布、9月の茨城県認知症を知る月間に合わせて広報あみへの情報の掲載、図書館に認知症コーナーの設置を行い認知症に関する知識の普及を進めているところであります。

また、認知症の人とその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェを町内3か所で実施しております。

引き続き、町民が認知症について正しい知識を持ち、認知症の人が尊厳を持って暮らしている地域づくりを推進してまいります。

2点目の認知症チェックリスト配布についてであります。

認知症のチェックリストにつきましては、町が作成した「認知症あんしんガイド」に認知症が疑われるサインである12項目を記載し、活用を促しております。チェックが入った項目が多いほど認知症の可能性が高いとされ、今までと違うことに気づくことがあれば、かかりつけ医や町地域包括支援センターへの相談を勧めております。

「認知症あんしんガイド」は、高齢福祉課や地域包括支援センターの窓口を設置しているほか、認知症サポーター養成講座や認知症講演会の参加者に配布しております。

今後は、広報あみなどを活用して普及に努めてまいります。

3点目の、認知症検査費用の助成をしようかについてであります。

町では、県立医療大学と連携して実施している転倒・認知症予防教室において、軽度認知障害のスクリーニングや認知症予防プログラムの効果評価としての機能を果たすファイブ・コグ検査を実施しております。教室参加者へ結果をお返しして、御自身の状態を知り、介護予防活動の継続に役立てていただいております。

また、認知症が疑われる高齢者等を早期診断、治療につなげるためには、今までと違うことに気づいたり、不安を抱えたりすることがあったときに、かかりつけ医に相談することが大切です。適切な医療機関を受診するために、かかりつけ医を持つことについて啓発を行ってまいりたいと考えております。

認知症検査費用の助成につきましては、対象や検査方法等、国及び県内市町村の動向を注視し、調査研究してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、質問はあるんですけど、その中から幾つかということで、まず、先ほども、この「認知症あんしんガイド」の一番最後にありますけれども、物忘れなのか、認知症なのか、自分でもよく分からないという、そういったお話が結構飛び交っておりますけれども、これをぜひ全戸配布してはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

この「認知症あんしんガイド」ということで、認知症ケアパスというような名称になっておりますけれども、今現在は、高齢福祉課窓口であったり、地域包括支援センター窓口であったり、あと、いろんな箇所には設置はしております。図書館であったり、東京医大のメンタルヘルス科、県立医療大、各行政区の公会堂などということで配布はしておるんですけれども、今時点で全世帯ということでは、やっておりません。

共生社会の実現を推進していくためにも、全ての年代の方が認知症に関する正しい知識と理解を深めていくことが望ましいというふうに捉えておりますが、全戸世帯配布となりますと、事業経費の調整も必要となりますので、そちらにつきましては、今後、予算等の関係もありますので、検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） よろしくお伺いいたします。

結構、県でも、相当積み重なっていたとか、持っている方が、そういう窓口にありましたので、ぜひ阿見だけでやるんじゃなくて、県ともぜひ相談していただいて、そういうものを活用されたらいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。認知症と本人の家族の会というところでも相当持っていますので、よろしくお伺い申し上げます。

また、あと、普通に今、会話なんですけれども、その相談窓口はどこですかとお聞きされることがあるんですけれども、ぜひ詳しくお伺いします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

認知症に関する相談につきましては、地域包括支援センターが相談窓口となっております。センターでは、認知症を含む高齢者の全般的な相談に対応するほか、認知症の専門知識を持つ保健師などで構成する認知症初期集中支援チームを設置しております。そして、認知症またはその疑いがある人、その家族を訪問して、早期診断、早期対応に向けた支援を行っております。

また、オレンジカフェという認知症カフェが実施しておりますけれども、そのオレンジカフェと同時開催で、地域包括支援センターの職員が相談員となって認知症相談会を実施しております。認知症相談会の開催日につきましては、広報あみや町のホームページで周知しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら、今、お話ありました地域包括支援センターの認知症に関する相談件数、また、認知症カフェ等々の、その相談件数の推移と、また、相談内容について、どのようなものが多いのか、ぜひ伺います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

地域包括支援センターでの相談ということでございます。まず、高齢者の全般的な相談に対応しておりますので、全体でいきますと、令和4年度の実績で、全体の相談件数は、実件数として1,710件、延べ件数にしますと3,048件で、このうち認知症に関する相談の件数は、実件数が94件、延べ件数は120件でございます。なお、相談は複合的な内容であることが多いため、あくまでも主たる相談内容で集計した参考値となります。

それから、相談件数の推移ということですが、認知症に関する相談件数の実件数の推移ですが、令和元年度が89件、令和2年度が101件、令和3年度が93件、令和4年度が94件と、横ばいの状況でございます。

それから、認知症カフェのほうですかね。こちらは、令和5年の、今年の5月から開始しております、認知症カフェの中での認知症の相談会ということでございます。これまでに、本郷ふれあいセンターで2回、福祉センターまほろばと中央公民館で各1回の合計4回開催して、相談実件数は全体で15件ということでございました。

相談内容でございますけれども、認知症と思われる症状、例えば、物取られ妄想等、これが見られるが医療機関を受診していない、どのように対応したらよいか困っているといったような相談や、それから、診察ができる医療機関についての相談等、そういったことの相談が寄せられております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます、大変詳しく。

最後の質問になりますけれども、認知症の人が他の人と支え合いながら、今回の条例でも共

生していくことができる、そういった環境を整えていくためには、認知症の人、本人が参加しやすい場の提供をさらに行うことが大事だと思います。この辺について、どのようにされるのか、まず、お伺いしたいことと、特に認知症の理解を進める、本人、また家族ですね、その施策が充実するように、ぜひお願いしたいと思います。

実は私のおばも認知症になってもう5年もたつんですけれども、本当に楽しいところが好き。やっぱり認知症でも人格がありますので、うれしいところが好き。やはりそういった環境もつくっていくことが大切かなと思います。

それで、知人も施設を経営しておりますけれども、認知症の方は何もできないんじゃないくて、できるんだということで、決して認知症であることを隠すことではなくて、ほがらかに日常生活を、やはり過ごせるように、それを確保していくことがとても大事ではないかなという、その友人も話しておりました。

それで、9月には世界アルツハイマーデーということでなっておりますけれども、それに合わせて、認知症の方、人によりますけれども、アルツハイマーデーということで、そこにティッシュの中に啓発を入れて、一緒にそこで街頭で配ったりもしているという話を聞いたりもしておりますけれども、そのようないろんな工夫をして、認知症の人にも外に出して共生していく、そういったことをぜひ、お伺いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町では、これまでいろんなチラシの配布であったり、カフェであったりということでやっておりますけれども、そういった認知症施策を推進していくために、認知症地域支援推進員として、地域包括支援センターと、あと、町内の認知症対応型共同生活介護、グループホームですね、こちらの方に活動をしていただいております。現在、認知症の人、御本人に話を聞くための交流の場の開催について検討しているところでございます。

また、既存の認知症カフェ、オレンジカフェですね、こちらにつきましても、認知症の人が参加しやすくなるように工夫をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、認知症について正しく理解して、認知症の人の意向を尊重していくためには、御本人の声を聞くことが必要であると考えております。こういったことで、御本人や御家族に配慮をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） これで14番難波千香子君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月8日から12月18日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時45分散会

第 4 号

[12 月 19 日]

令和5年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月19日（第4日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
人事課長	黒岩	孝	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
子ども家庭課長	遠藤	朋子	君
国保年金課長	戸井	厚	君
上下水道課長	堀越	多美男	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和5年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和5年12月19日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第76号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第77号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第78号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第79号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第80号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第81号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第85号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第86号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第87号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第88号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第89号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第90号 阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第91号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第92号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第93号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第94号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第95号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第96号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

- 議案第97号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 日程第8 意見書案第3号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書（案）
- 日程第9 請願第3号 家族農業を守り，食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第10 意見書案第4号 家族農業を守り，食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書（案）
- 日程第11 阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告について
- 日程第12 議員提出議案第5号 阿見町政治倫理条例の一部改正について
- 日程第13 議員提出議案第6号 阿見町議会基本条例の一部改正について
- 日程第14 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会開会后に、町長提出議案第87号から議案第97号まで、議員提出議案第5号及び第6号並びに意見書案第3号及び第4号の提出がありました。よって、今定例会に提出された案件は、町長提出議案第76号から議案第97号のほか、議員提出議案第5号及び第6号、請願第2号及び第3号、意見書案第3号及び第4号、以上28件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第76号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第77号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第78号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第79号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2，議案76号から議案79号までの4件を一括議題とします。

本案については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年12月8日午後2時に開会し、午後3時48分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ20名、議会事務局から3名の出席をいただきました。傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第76号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、阿見町の自殺対策計画策定が令和4年になった経緯と平成31年以降の推移について質疑があり、令和4年になった経緯は、いろいろな自殺要因に対してどこの課が適応して計画を立てるのか保健福祉部の中で話し合った結果、社会福祉課でつくることとなりました。平成31年以降の推移については、令和2年8名、令和3年12名、令和4年4名、令和5年は10月現在で7名の自殺者が発生していますとの答弁がありました。

次に、阿見町自殺防止対策連携会議の具体的な人数と役割について質疑があり、連携会議委員は、医療機関から2名、教育機関から5名、産業機関から1名、地域関係者7名、行政機関から5名の計20名を予定しています。連携会議の役割と内容は、阿見町の自殺対策計画に定める事項、その他自殺対策に関わる諮問機関のような形で設置します。内容は、自殺対策の総合的な計画の策定、自殺について実態の把握、自殺対策における関係機関、関係団体等との連携強化、その他自殺対策計画に必要な事項に関し、役場から取組内容を報告し御意見をいただき、新たな計画、修正等作成の役割を考えていますとの答弁がありました。

次に、令和8年度に30%の削減目標について質疑があり、目標値30%に向かって事業の推進として、これを達成するために計画の中には8つの施策を掲げています。施策内容について各部署で取り組み、目標達成を進めますとの答弁がありました。

次に、自死家族の支援についての質疑があり、御家族への相談に関し、保健福祉部では茨城県で行っている家族への支援相談の御案内や町の相談窓口「こころの健康相談」で内情を確認し、その方にどのような支援が必要か、その内容に応じて役所の関係部署とできるだけ支援に入っていく形で進めますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第77号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたし

ました。

続きまして、議案第78号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第78号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第79号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第76号から議案第79号までの4件についての委員長報告は原案可決であります。

本案4件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第79号までの4件は原案どおり可決することに決しました。

議案第80号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第81号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第85号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第80号から議案第85号までの6件を一括議題とします。

本案については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年12月8日午前10時に開会し、午前10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ19名、議会事務局より3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち総務常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、委員から、企画事務費（政策企画課）の移住支援金460万円の増額について、現状と今後の見込みについて説明を願いたいという質疑があり、執行部からは、東京23区等に在住または通勤されている方が、一定の要件を満たし、阿見町に移住をした場合に支給する支援金で、6月の第2回定例会でも増額補正をしました。8月23日に県補助金を増額するという内示があり、町負担金分215万円を加えて総額860万円となるよう補正をするものです。現状は既に現予算で2件の申請があり、支給を決定しています。今回の補正で新たに4件分の支援枠を確保することになりますという答弁がありました。

また、委員から、昨年の実績から、これで間に合うという感じでよいかという質疑があり、執行部からは、転入してから3か月経過してから申請する必要があります。年内に相談いただいた方が、基本的には今年度の予算で対応する部分となりますので、対応できると考えていますという答弁がありました。

続いて、委員から、交通安全対策事業の庁用備品購入代116万7,000円は何か。年度当初予算で計上するべきではないのかという質疑があり、執行部からは、交通安全教室の際に使用している信号機が老朽化し、買い換える必要があり、その購入費用です。以前から不具合はあったのですが修理をしながら使用していました。今回、寿命ということで、補正で対応しましたという答弁がありました。

さらに、委員から、戸籍事務費、電算システム委託料683万1,000円の増額の理由は何か。国からの補助は入っているのかという質疑があり、執行部からは、マイナンバーカードの利用促進を図るため、例えば、海外に居住する日本国民がマイナンバーカードで手続きができるようにするという目的があります。そのシステムの改修をするためのものです。総務省の10分の10補

助ですという答弁がありました。

また、委員からは、徴収事務費の過誤納還付金300万円ですが、内訳を伺いますという質疑があり、執行部からは、納め過ぎた町税を返還するためのもので、半分以上は法人町民税が占めています。この法人町民税が確定申告等により高額な還付金が発生したために補正予算を計上したということです。11月末時点で件数を調査した結果112件でしたという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち総務常任委員会所管事項は原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、社会福祉課の職員給与関係経費、時間外勤務手当246万2,000円の内容について質疑があり、社会福祉課は社会福祉係、障害福祉係の2つの係に分かれています。社会福祉係は、生活困窮者相談の増加で、昨年153件が、10月末時点で186件を超え、それに対する職員の対応ということで、時間外の発生が起きました。身元不明の方の死亡は、前年度12件ぐらいだったものが既に10件、給付金関係7万円支給も今後見込まれます。

障害福祉係では、新規事業として基幹相談支援センター設置運営法人公募の選考と計画の策定という年度に該当し、時間外が増加している状況ですとの答弁がありました。

今後、時間外勤務時間をこれからどういうふうに削減していく取組があるのかとの質疑に対し、派遣会社への業務委託、昨年に引き続き今年も行っています。また、各時間外を行う職員に対しては、ある一定の時間外を超えそうな場合、業務を係のほかの職員と連携し時間外削減に努めていこうと内部協議をしておりますとの答弁がありました。

次に、総合保健福祉会館維持管理費で工事請負費437万8,000円について質疑があり、さわやかセンター本館冷暖房の熱源を制御する装置の改修工事を行うための補正です。1号機と2号機が通常自動で交互運転するところが、2号機が故障し、修理部品も製造終了で調達ができないため、操作盤全体の更新を図るということになりましたとの答弁がありました。

次に、子ども家庭課の職員給与関係経費、時間外勤務手当107万9,000円の内容について質疑があり、子ども家庭課は、係が子ども福祉係と保育係で、今年度、子ども福祉係のほうで養育困難家庭や虐待通報件数の増加、一時保護、シェルター、母子寮への移送、入院入所している方の状況把握、本郷小学校の放課後児童クラブの住民説明などの追加業務がありました。

保育係は、潜在的待機児童の増加により、新設保育園の誘致、公募に関する事務が増え、利用申請者の各種事務の処理の増加、今年度、主事が1名休職し、それに係る入退所事務の対応、妊娠出産を控えた職員の療養休暇等による補助金等業務の対応事務の増加もほかの職員が担っており、時間外が増加しましたとの答弁がありました。

次に、働き方について、どのような対策を取るのかとの質疑に対し、10月に職員採用で新採職員を配置しましたとの答弁がありました。

次に、学校施設整備事業、備品購入費で172万1,000円の内容についての質疑があり、本郷小学校が来年度2クラス増える見込みの机等の備品と、あさひ小学校の冷蔵庫が壊れ、その買換えです。この時期でないと最終的に確定できなかったため補正しましたとの答弁がありました。

次に、生涯学習課の職員給与関係経費、時間外勤務手当385万5,000円の内容について質疑があり、生涯学習課の管理職を除いた職員11人分の時間外勤務手当で、9月から始まったあみ未来塾設立総会セレモニーを行いました高校生会、今年度から町史の編さん、戦跡の保全という新しい事業、放課後子どもプランが子ども家庭課から生涯学習課に移管など、職員の見込み時間数を積算し、今回の補正となりましたとの答弁がありました。

次に、中央公民館維持管理費の中の委託料マイナス261万8,000円の内容について質疑があり、当初予定が土地評価業務ということでしたが、不動産鑑定士の方にお伺いしたところ、土地評価業務ではなくて不動産鑑定委託料だということ提言をいただいたもの見直しですとの答弁がありました。

次に、中央公民館維持管理費の土地購入費636万9,000円の購入費、購入単価とその決め方について質疑があり、1,061.45平米で、単価が6,000円、合計636万8,700円です。坪単価にしますと1万9,800円で、不動産鑑定士の鑑定に基づく単価で、取引事例法というのを使っています。今回購入する土地は市街化調整区域で、5か所の取引事例を基に算出をし、今回の購入する土地を一つ一つ、例えば、街路の条件、道路の幅員、交通条件、宅地の条件等を考慮し、点数化し、比較しましたとの答弁がありました。

次に、町民体育館の隣の土地636万9,000円について、その使用目的と台数について質疑があり、昨年までの臨時駐車場という位置づけを、今年度からは職員駐車場、公民館、図書館、町民体育館を利用する方にも利用していただき、現在全部で220台ほど停まります。この土地は30年以上前から借地している土地で、土地所有者から申出があったため、このタイミングで購

入をいたしましたとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第81号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第82号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第83号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第83号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年12月11日午前10時に開会し、午前10時45分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ9名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず初めに、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、公園維持管理費の内容についての質疑がございました。執行部からは、人件費、労務単価の上昇に伴い委託契約の額が増額となるので、その不足を補うものです。また、各公園植栽管理において、樹木の枝の除去や、強風による倒木の緊急対応など、今後必要となる見込みのものから不足が生じるため、459万1,000円を増額補正計上いたしましたとの答弁がありました。

次に、都市排水路管理費の内容についての質疑がございました。執行部からは、草刈りの委

託料と工事請負費です。工事請負費のほうは、町が管理する水路及び調整池を適正に維持管理していくための修繕の工事費で、今年度、補修が必要な箇所に対する不足額を計上するものです。特に、上本郷地内、乙戸川付近の水路の布設替えの現場で土留め工事が必要となったことが大きな要因ですとの答弁がありました。

続いて、乙戸川は今年の台風でも氾濫している非常に危ないところだと感じており、すぐにも対応してもらいたいが、土留め工事はどの程度のものかという質疑がございました。執行部からは、H鋼を使用した棚板の土留め、今回の現場では最大90センチほどの高さを想定しており、土留めの必要となる部分は延長で約35メートルを想定しております。乙戸川近くで水が集まってくるところなので、しっかりと対応していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、農地集積総合支援事業の地域集積協力金について、対象地区、協力金の額、面積の実績についての質疑があり、執行部からは、今年度は、石川地区で農地中間管理機構を活用した農地集積の話し合いが進められており、約17ヘクタールが貸し付けられることになったため、総額705万4,000円の増額補正を行うものですとの答弁がありました。

次に、観光振興事業の物品等作成委託料の内容についての質疑がございました。執行部からは、町内3地点に設置しているサイクリングマップ、及び町内8地点に設置している観光案内板について、情報を更新するための修繕経費ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第80号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第84号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第84号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第85号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第85号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第80号から議案第85号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第85号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第86号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第86号を議題とします。

本案については、去る12月5日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第86号、損害賠償の額を定めることについて報告をいたします。

議案第86号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許しましたけれども、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第86号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第86号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

-
- | | |
|--------|--|
| 議案第87号 | 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第88号 | 阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 議案第89号 | 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 議案第90号 | 阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第91号 | 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第87号から議案第91号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

議案第87号から第91号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第87号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが、第212回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても国に準じ、給与条例の改正について提案するものがあります。

この条例改正の主な内容は、給料月額及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定であります。

まず、一般職の職員の給料月額の改定であります。初任給をはじめ若年層を重点に、平均1.1%引き上げるものであります。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は、12月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、令和6年度以降は、期末手当及び勤勉手当を6月期と12月期で均等となるように配分するものです。

続いて、議案第88号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第89号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての2件は、人事院勧告に基づき、特別職の期末手当、任期付職員の給料月

額及び期末手当の改正を行うものであります。

議案第90号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、一般職の職員の改定に準じ、期末手当の改定を行うものです。また、令和6年度から勤勉手当の支給を行うものであります。

議案第91号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴い、育児休業している職員の勤勉手当支給の除外規定を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回、議案第87号について質疑をいたしますけれども、人事院勧告があつて、それでそれに準じて上げるということなんですけれども、阿見町は非常に問題を抱えているわけですね。それは、近隣、特につくば市とか、いわゆる国の地域手当が出ているところと比較すると、阿見町の給与は低いということで、せっかく阿見町で育てた職員が町外というか、他の自治体に流出するという事態があるわけなんですけれども、例えば、神奈川県大磯町では、職員の給与を独自に上乘せをして支給すると、こういうことをやっているようなんですね。同じような状況が神奈川県大磯町にもあつて、近隣の小田原市とかそういうところに流出すると、こういう事態の中で、阿見町としては、独自に上乘せをして、それで職員の給与をほかに流出しないように維持すると、そういうことは考えなかったかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 町長公室長佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

海野議員おっしゃるとおり、阿見町は地域手当が支給ができてないというようなことでございます。これは国の支給地域によりまして、議員御指摘のとおりですね。したがって支給ができてないということでございます。

仮に地域手当を支給するというようなことになると、交付税のほうの影響がございます。特別交付税等で減額されるというようなこともございますので、こういったことは慎重に取り組まなければならないというふうを考えてございます。

国のほうでも人事院で地域手当の区域等の見直しがあるということで、現在人事院のほうで

検討に入っているということでございますので、そういった推移を見守りながら、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。現在のところ支給するというような考えはございません。

以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 質問が悪かったのか、食い違っているんだけど。つまり地域手当を支給するというんじゃなくて独自に、今回の改正する給与に関する条例を、独自に上乗せをするということは考えなかったのかということをお聞きしているんです。これですと、特に国の交付税を減額されるとか、そういうことにはならないと思うんですね。地域手当を支給しろというんじゃなくて、独自に上乗せをするということは考えなかったのかということをお聞きしたんです。

○議長（平岡博君） 佐藤哲朗君。

○町長公室長（佐藤哲朗君） お答えいたします。

町の給与制度でございますけれども、全て国に準じて行っているというようなことでございますので、独自に給与を上乗せすると、手当等を上乗せするというような考えは現在のところございません。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号までの5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、議案第87号、阿見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本案は人事院の勧告を受けて民間給与との較差を是正し、職員の給与改定等を行うための改正です。厚生労働省が12月の8日に発表した10月の毎月勤労統計調査によると、全国的に名目

賃金は上昇しているものの、物価高騰に値上げが追いついておらず、実質賃金は19か月連続で減少しております。多くの町民が物価高騰と実質賃金減少の影響を受けており、生活が改善されないという状況にあります。

職員給与を引き上げていくことが地域経済の循環という観点から大変重要であると思いますので、私はこの条例に賛成をいたしますが、職員の重責を鑑みれば、本来は、より大幅な引上げが必要であったと考えます。

阿見町の職員の実態は、定員に満たず、複雑化する業務を会計年度任用職員により支えられていると言っても過言ではありません。また、地域手当等の要因で、採用試験に合格しても辞退されてしまう、あるいは中途から他の自治体に流出するなど、課題が多い阿見町の状況を鑑みれば、本改正は妥当ではあるものの引上げ幅については物足りなさを感じます。

職員給与が増額されることは望ましいと考え、本議案に対しては賛成の意を表明し、討論といたしたいと思います。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第87号から議案第91号までの5件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第91号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第92号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第93号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第94号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第95号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第96号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第97号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第92号から議案第97号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第92号から議案第97号までの令和5年度一般会計ほか5件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第92号、一般会計補正予算は、既定の予算額に4億3,351万5,000円を追加し、202億3,330万7,000円とするものであります。

歳入から申し上げます。

第12款地方交付税で、再算定に伴う追加交付により普通交付税を増額。

第16款国庫支出金で、物価高騰重点支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第21款繰越金で、財源調整のため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第3款民生費の社会福祉総務費で、低所得世帯1世帯当たり7万円を給付する電力等高騰重点支援給付金（低所得者分）を新規計上。

第12款諸支出金の基金費で、追加交付される普通交付税のうち、翌年度以降の臨時財政対策債の償還の財源とするものについて、減債基金積立金を新規計上。

そのほか、第1款議会費から第9款教育費まで、人事院勧告に伴う人件費を補正するものであります。

議案第93号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に151万5,000円を追加し、49億3,369万2,000円とするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に伴う人件費を補正するものであります。

議案第94号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に128万7,000円を追加し、38億768万円とするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に伴う人件費を補正するものであります。

議案第95号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に45万2,000円を追加し、11億3,646万9,000円とするものであります。

その主な内容は、人事院勧告に伴う人件費を補正するものであります。

議案第96号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、41万7,000円を増額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を増額するものであります。

議案第97号、阿見町下水道事業会計補正予算については、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ116万8,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について、それぞれ7万8,000円を増額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を増額し、それに伴い他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 議案第92号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。ページ数は17ページですね。物価高騰重点支援事業・低所得世帯追加分について質問をいたします。

これは国の補正予算が11月の29日に成立をして、岸田総理大臣が年内に支給すると、こういうことで度々明言をしてきたわけですね。当然、国民、町民も、該当する町民も、これは年内に支給されるということで大きな期待を持っていたのではないかと思うんですけども、これは年内に支給されますか。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

こちらのほうを、阿見町のほうでは年内の支給ということはちょっと無理な状況でございます。来年の2月上旬に支給という形で今、進めております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これは6月にも一度補正して3万円支給をしているわけですね。これ、もともと国が支給するというのは、国の経済政策、これによって、庶民というかな、相当家計が苦しいと、これを救済するというので、国がこれは国の予算で全額やっているわけですね。

それで、先ほども言いましたけども、総理大臣としては年内に支給するということを度々申し上げて、私も、何度か町の担当者に、これ年内支給ですよねと、こういうふうに来てきたはずなんです。私もこの間、非常に生活が苦しいという方々の相談に乗ってきましたけれども、この7万円に対する期待感というのは非常にありました。私も、総理大臣が年内に支給と言っているわけですから、当然これ年内に支給されると思いますよと、こういうふうに来てきたんですけども、残念な答弁だったんですけども。

それで、全国各地を見ると、大体40%ぐらいは年内に支給できるかもしれないというふうなアンケートがあるようです。それで例えば、宮崎県延岡市、ここなんかは、もう補正予算の成

立を待たないで、つまり国の補正予算が下りてくる前に、これ専決処分で行ったらしいですけども、予算を確保して、それで準備を着々やって、年内に支給できるようにしたと、こういうことが報道にされています。愛知県大府市、それから宇都宮市でも年内支給すると。宇都宮なんて50万都市ですよ。ですから、人口の多寡じゃないんですよ、やっぱりね。行政職員が、町民というか住民の実情をおもんばかれば、こういう方法もあったんじゃないかと思いますが、こういう方法を取らないで、2月支給というふうにしたのはなぜですか。

○議長（平岡博君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。社会福祉課長湯原将克君。

○社会福祉課長（湯原将克君） お答えさせていただきます。

阿見町におきまして12月の支給に至らなかった現状なんですけれども、今現在、前回の3万円支給のデータ、これを基に7万円の支給のデータを抽出するといった場合に、こちらのデータの作成期間、茨城計算センター、そういった業者様のほうの策定機関、それと実際にそういったデータを使わずに職員による抽出、これの支給を行うといった場合に、大変誤りとかリスクが考えられると思われま。

そのため、今、使っているシステムの改修をさせていただいて、そこで抽出をして給付をするというような流れでいった場合に、どうしても12月中の給付というのが間に合わないというような状況が現状となってしまったというような状況です。

以上となります。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これ今から年内支給に切り替えろと言っても、なかなかそれは難しいので、一言だけ言っておくと、やっぱり生活が苦しい人は、年末年始をどう過ごすかと、どういうふうに乗り切るかと、これがやっぱり大事なんです。だから行政の職員の人、住民の5分の1ですよ、全世帯の、低所得者と言われている人たち、4,500世帯、全体2万2,000世帯しかないんです。5分の1の人たちの思いをしっかりと受け止めてやってほしかったなということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第97号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第92号から議案第97号までの6件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第97号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、請願第2号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を議題とします。

この請願については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第2号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願について、初めに紹介議員より説明があり、次に参考人として請願者より説明がありました。

質疑を許しましたところ、交通手段を含め治療費に関してはどのくらいかかっているのかとの質疑があり、参考人からは、新幹線の往復の交通費、宿泊費、治療費で、保険適用外の時は

3泊4日で40万円近くかかっていました。今は保険適用で6万円から10万円の間です。自分の子供についての18年間の概算で1,800万円ですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。

この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第3号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書（案）

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、意見書案第3号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

紙井和美君、登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第3号、脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日、提出者 阿見町議会議員紙井和美。

賛成者、同久保谷実、同柴原成一、同川畑秀慈、同栗原宜行。

提案理由、別紙意見書案のとおり。

意見書の提出先、茨城県知事、茨城県保健医療部長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科

学大臣，衆議院議長，参議院議長。

脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書（案）。

脳脊髄液減少（漏出）症は，脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す，または脱水などで髄液が減少してしまい，起立性頭痛，頸部痛，悪心，めまい，耳鳴り，聴覚過敏，光過敏，視機能障害，うつ，全身の倦怠感，ふらつき，高次脳機能障害などの症状が現れる病気です。交通事故，転倒（しりもち），整体腰椎穿刺，スポーツ，遺伝疾患脱水などで発症すると言われていています。

原因不明の頭痛やめまい，倦怠感を訴えている不登校の児童生徒の中には，脳脊髄液減少（漏出）症が原因の場合がありますが，この病気は通常の検査では診断ができず，専門医が髄液漏れの診断が可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため，発見が非常に難しいのが現状です。

茨城県内の病院には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医は現在までいたことがありません。そのため，県内の患者は，寝たきりや長時間の座位が難しい状態の中，県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。その上，この病気の大変なところは，長期間において症状が続き，唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず，複数回行うことが一般的です。しかし，県内では，保険適用で長期間にわたり経過などをきちんと観察できる拠点医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いるといわれ，多くが難治性の患者です。しかし，難治性の患者の確立した治療法もなければ，難病指定もされていません。24時間365日続く頭痛に効果のある薬が無い患者も半数以上です。早急に難治性患者を救済するために，新しい治療の研究，そして，難治性患者の難病指定となるようすべきだと考えます。

以上の趣旨から，下記事項について茨城県並びに政府関係機関に意見書を提出します。

記

- 1，茨城県は，県内に脳脊髄液減少（漏出）症専門医のいる拠点となる病院を少なくとも一か所確保すること。
- 2，国は，早急に脳脊髄液減少（漏出）症難治性患者の診断基準・治療体制を確立するために治療方法の研究をすること。
- 3，国は，脳脊髄液減少（漏出）症難治性患者を指定難病へ追加すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月19日，茨城県阿見町議会。

提出先，茨城県知事，茨城県保健医療部長，内閣総理大臣，厚生労働大臣，文部科学大臣，衆議院議長，参議院議長。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の（案）の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。（案）の文字の削除を願います。

請願第3号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を
求める意見書を国に提出することを求める請願

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、請願第3号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願を議題とします。

この請願については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第3号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願について、初めに紹介議員より説明があり、次に参考人として請願者より説明がございました。

質疑を許しましたところ、家族農業を支える政策ということだが、少子高齢化の中で農業に携わっている人が高齢化していった場合にどのようにしていくのかという質疑がございました。参考人からは、大規模化した農家は条件の悪い農地を敬遠するため、地域の農地は守られません。小さい農家でも、家族農業がいることで地域の農地も守られていくことから、家族農業をこれ以上減らさない政策が必要だと考えていますとの答弁がございました。紹介議員からは、一時期、日本も農家の所得補償という方向に行ったが、政権が変わってそういう方向に行かなくなりました。所得を補償し国家で支えることが日本の食料安全保障につながります。改めて原点に戻ってやっていく政策が必要だと思いますとの答弁がございました。

次に、石川では国の補助金で17ヘクタールの農地集積ができたが、そのようなことをやっているというのはどのように思いますかとの質疑がございました。参考人からは、今後の農業を考えた場合には必要なことだと思います。ただ、それが大規模農家に農地を全部委譲するための手段になっていないか、小規模農家を排除するようなことにつながりかねないのではないかとすることは危惧していますとの答弁がございました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、反対討論としては、自民党の今の政策を聞いたところ、必ずしも食料自給率だけでは生産消費の状況を直接に補えていないこと、また食料自給率1つを取っても、カロリーベース、生産額ベースの双方があることを踏まえ、食料自給率を目標の1つとしつつも、食料安全保障上の様々な課題に応じ、各種指標を用いて総合的に検証する仕組みを設けることを検討するという回答であったことから、反対しますとの討論がありました。

次に、賛成討論としては、世界的に小麦が高騰したことなどを考えると、日本で自給率を上げることは大事だと思う。学校給食無償化の後押しと支援・拡充、地元産の安全な農畜産物食品の活用施策を図ることも入っているため、賛成しますとの討論がございました。

次に、反対討論といたしまして、参考人の切実な思い、現状は理解できたが、国政に訴える前に、当町での農業政策にもう少し関心を示していただき、御意見等いただきながら、足元から地盤を固めていく必要があると思う。この請願については時期尚早と考え、反対しますとの討論がありました。

次に、賛成討論としては、請願の主旨に書かれているように危機的な状況にあると思う。こ

れは今、歯止めをかけなければならないと考えて請願に来ていると思うが、議員はそうした地域住民の声を届けることが大事だと考え、賛成いたしますとの討論がありました。

その他討論なく、採決に入り、請願第3号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願については、賛成多数で採択となりました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 今回の家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願につきまして、私は反対の立場から討論を行わせていただきます。

農業に関しましては、もちろん基幹産業ということで、そういった農業を守っていくということは私も重々承知の上ではございます。今回、この請願の内容を確認させていただきまして、まず、4点目の学校給食費の無料化についてでございます。

現在、国では本年6月に閣議決定されました、こども未来戦略方針において、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされておりまして、既にこの政策に基づいて実態把握に向けた取組が進められているところでございます。

また、経済状況が苦しい保護者に対しましては、生活保護による教育扶助や就学援助を通じ、支援が実施されております。

学校給食における地場産物の活用についてでございますが、現在文部科学省においては、学校給食で地場産物を使用する取組を支援する事業の実施や、農林水産省と連携し、地場産物を活用した学校給食や食育の事例発信にも取り組んでおります。こうした取組を通じまして、学校給食への地場産物の活用推進を図っている状況であると確認をさせていただきました。

今回、3点目の農業者戸別所得補償制度の復活についてでございますが、こちらは十分なもう国境措置がある米への助成を行うこととなりまして、ほかの農産物の生産者や他産業、納税者の理解を得難いというふうに考えますので、今回の請願に関しましては反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（平岡博君） 次に、8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、今回の請願に賛成する立場で討論をいたします。

今回の請願に関しては、思想、信条、立場を超えて、今の食の現状を見たときに、日本では4割を自給率は切っていますね。この4割という数字が、本当に世界の今の現状の中でどういう状況なのか考えてみたときに、温暖化で異常気象が各地で発生しています。そのほかに、人為的には、いろんなところで紛争が起き、そのことで多くの人々が亡くなっています。そのことが食料の輸出に歯止めがかかっています。

そういう中で、日本の現状を見たときに、どんなに防衛費を増やして安全を守ろうとしても、食料がない中で安全は守れないというふうに私は考えます。本当にこれから日本の地域を自然の豊かな中で、これを守って生産を増やしていくというのは、ここに書かれているように、家族農業を増やしていくということが世界の流れだというのはもう明確になっていますね。

だから、今、農業者は何とかやっつけられるでしょうけども、これから本当に子供たちや農業以外の食料を買っている人たちのことを考えたならば、やはり自給率を上げていく以外にはないというふうに思っています。

しかるべき、今回の請願に関しては、何としても皆さんに御賛同をいただいて、政府のほうに、この思いを阿見の議会から送っていただきたいということを訴えて、私の賛成討論といたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 私は、公明党を代表しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

昨年12月14日、公明党の農林水産業活性化調査会、これは稲津衆議院議員が会長をやっておりますが、そこで、農林水産大臣に対して、食料の安全保障の強化に向けた提言の申入れを行っております。

内容といたしましては、我が国の農林水産業は、少子高齢化と人口減少による国内需要の縮小や気候変動に伴う生産減などの課題に直面している。また、ウクライナ危機は肥料や食材を輸入に依存するリスクを顕在化させた。このため、提言では、将来にわたり食料を安定的に供給できるよう、38%と低水準にある自給率の向上をはじめとする取組の強化を求めている。政府は提言をしっかりと受け止め、実行をしてもらいたい。提言の最大の柱は、食料安全保障強化政策大綱の策定である。様々な施策の基本方針を示すとともに、必要な予算の継続的かつ安定的な確保に万全を期すためだ。

野村農水相は十分な予算を確保したいと応じたようです。

また、提言では、農林水産業の構造転換を主張。輸入依存度が高い麦や大豆のほか、米粉用

米の生産拡大に向けた取組，そしてまた，20年間で農業従事者が半減していく，これらを踏まえて，食料・農業・農村基本法の検証見直し作業を進めている。これについても公明党の提言をしっかりと受け止めて議論を進めてほしいというようなことも既に言っております。

今年の6月に，食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の中間取りまとめを，もう既に持っていき，最終の取りまとめに入っております。これは包括的に非常に多岐にわたり，国のほうでも既に議論を深めていっております。

よりまして，今回のこの家族農業，ここからスタートしてございまして，その趣旨はよく理解できますが，既にもう国のほうとしては，それも踏まえた包括的な議論，政策，計画を進めているところでもありますので，今回のこの請願に関しては，反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は，家族農業を守り，食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願について，賛成の立場から討論をいたします。

ただいま，公明党を代表して川畑さんのほうで公明党の政策について御紹介がありましたけれども，私，ほとんどこの請願と変わらないんじゃないかと思っております。なぜ反対するのか，私は理解に苦しむところですが，私は，日本の農業は非常に危機に瀕しており，これまでの農業政策の継続では，日本の農業の未来はないと考えております。特に，ウクライナ侵略によって，食料を自給せず外国に依存することがいかに危険であるかということがはっきりと分かりました。

元農林水産省の官僚であり，東京大学大学院教授の鈴木宣弘氏は，日本の農業自給率は，種や肥料の自給率の低さを考慮すると，38%どころか10%あるかないかだと。海外からの物流が停止したら，世界で最も餓死者が出るのは日本であると。国内生産を増強しないと行かないが，逆に国内農業は生産コスト倍増でも農産物の価格が上がらず，廃業が激増しかねない。農業が崩壊すれば，関連産業も，農協，生協も，地域の政治，行政も存続はできない。今こそ，協同組合，市民組織など共同体的な力が，自治体の政治行政，心ある企業と連携して，地域で奮起し，地域のうねりを国政が受け止めて国全体のうねりにする必要があると警鐘を鳴らしております。

私も全く同感であります。政府は，来年2024年の通常国会で，食料・農業・農村基本法の改正を目指しております。茨城県議会でも自民党会派が，食料の安定供給や持続可能な農業経営

を促す条例を検討しているというニュースがあります。

提出された請願は、そうした状況の中で、地域の農業の実情を政府に対して訴える内容ですので、賛成をいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第3号についての委員長報告は、採択であります。

この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

この請願を委員長報告どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、請願第3号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第4号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への
転換を求める意見書（案）

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、意見書案第4号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第4号、家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日、提出者 阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者、同栗田敏昌、同久保谷充。

提案理由、別紙意見書案のとおり。

意見書の提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。
家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書（案）。
世界的な食料危機は、食料の6割以上を世界の国々に依存する国民食料の危うさを浮き彫りにする一方、日本の地域農業・食料生産を支える基幹的農業従事者はこの10年で3割も減少し、地域農業は崩壊の危機に瀕しています。

こうした流れに歯止めをかけ、いまこそ国産食料の増産と、実効性のある国内食料自給率の向上に向けた施策、命の源である食料生産を支える大多数の家族農業経営を支援する農政が求められています。

私たちは、政府に対してすべての国民に対して安全な食料を享受する権利を保障するとともに、不安定な原料や輸入農畜産物に依存した政策を改めるべきだと考えます。

以上の趣旨から下記事項について政府関係機関に意見書を提出します。

記

- 1、国内で食料を増産し、日本の食料自給率を向上・改善すること。とくに食料自給率を国内農政の重点政策に据えること。
- 2、国内食料自給率の低下を招く経済連携協定を見直すこと。とりわけ輸入義務ではないミニマムアクセス（MA）米は即刻中止・見直しを図ること。
- 3、「農業者個別所得補償制度」の復活、「水田活用直接支払交付金の見直し」の中止など、家族農業を支える政策を実行すること。
- 4、全国各地の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援・拡充すること。また地元産の安全な農畜産物・食品の活用する施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年12月19日、茨城県阿見町議会。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 今、異議ありって言いました。付託に異議ありですか。委員会への付託することに……。

〔「ちゃんと聞いてないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第4号については。

〔「おかしい、これ」「議長決定したって言ったっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 私、この意見書に関しまして、先ほどの反対理由述べておりますので、同じ理由で反対をさせていただきます。

あと、それとなんです、こちら3番目の「農業者個別所得補償制度」って記載があるんですが、こちらの個人の「個」になっているんですが、これ国の制度って「戸」だと思っただけなんですけれども、そのあたりも含めて内容の確認などきちんとされていないと判断いたしますので、反対をいたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第4号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、意見書案第4号は、原案どおり可決する

ことに決しました。

案文の（案）の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。（案）の文字の削除を願います。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告についてを議題とします。

本案につきましては、阿見町議会改革等調査研究特別委員会に付議されている案件であります。

委員長より委員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔阿見町議会改革等調査研究特別委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○阿見町議会改革等調査研究特別委員会委員長（吉田憲市君） それでは、命によりまして、阿見町議会改革等調査研究特別委員会による調査結果についての御報告を申し上げます。

お手元の阿見町議会改革等調査研究特別委員会報告書を御覧になっていただきたいと思えます。

報告はこちらの報告書に基づいたものになりますが、全文ではなく、要約しながら報告させていただきます。

表紙，目次，1ページを御覧ください。

特別委員会設置にいたる経緯。

当特別委員会は、阿見町議会基本条例の制定当時に比べ、議会を取り巻く状況も議会内部も大きく変化していることから、基本条例の目的の達成状況，その他議会活動及び議員活動について、基本条例に定められている条項の見直しを行うため、令和2年第3回定例会において、特別委員会設置の議員提出議案が提出され、議会の議決により設置されました。

2，特別委員会の名称及び調査事項。

名称，阿見町議会改革等調査研究特別委員会。

調査事項。

- 1，阿見町議会議員報酬及び費用弁償に係る経緯に関する調査研究。
- 2，政務活動費を含む研究研修調査費用等に関する調査研究。
- 3，町村議員選挙における供託金と公営選挙に関する調査研究。

4、会派制導入に関する調査研究。

5、その他基本条例に定められている条項の見直しを行うための調査研究。

委員数。令和4年6月7日までは9人、同日以降は8人。これは永井元議員が亡くなられたことによる欠員について、令和4年第2回定例会において委員の定数の変更を行ったことによるものです。

調査期間。令和2年9月25日から令和5年12月までとなっております。

調査内容及び結果。

当特別委員会の調査日時といたしましては、令和2年10月13日から令和5年12月5日まで全43回の委員会を開催し、調査を行いました。

また、研修会については、令和3年1月13日の議員勉強会のほか、令和3年5月23日から令和4年1月23日まで全8回の研修会を、阿見町議会改革アドバイザーを講師として実施いたしました。

さらに、視察研修といたしまして、令和5年6月27日に宮城県大和町議会、6月28日に宮城県柴田町議会を訪れ、調査を行いました。

続いて、調査内容と調査結果を御報告申し上げます。

阿見町議会議員報酬及び費用弁償に係る経緯に関する調査研究。

議員報酬につきましては、類似団体との比較の結果、住民1人当たり議会費の負担額、議員報酬のいずれも低いものとなっております。また、全国的な議員の成り手不足の問題がある中、阿見町議会には多様な人材の参画が求められており、議員報酬を適正な額とすることで、若年層・壮年層の参画を促すことになると考えられます。

しかし、議員報酬の増については、物価高騰や増税の影響を受け、議会モニター、委員、いずれからも積極的な賛同は得られず、現時点では議員報酬の増額は難しい状況にあるという結論に至りましたが、市制施行が確実となった時点で、再度、議員報酬の増について検討すべきとの意見を付するものであります。

なお、議員の費用弁償につきましては、町の財政が厳しい状況にあったことから、議員自ら支給を停止してきましたが、現在の財政状況は好転し安定しています。費用弁償の支給は地方自治法に基づく公法上の権利であり、条例で停止することはできないという判例もありますので、支給することが妥当なものと思います。

次に、政務活動費を含む研究研修調査費用等に関する調査研究でございます。

政務活動費につきましては、当特別委員会においては、条例をはじめとした一連の素案を作成しました。一方で、具体的な額は、委員間で意見が分かれ、算定には至りませんでした。改選後の議員において改めて協議を行い、これら一連の素案を活用して、政務活動費の交付を実

現することを期待しております。

なお、議会モニターとの意見交換を行ったところ、議員報酬増に比べ、政務活動費の必要性を理解し、その交付を認める意見が多かったことを申し添えます。

次に、町村議員選挙における供託金と公営選挙に関する調査研究。

公職選挙法の改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用の公費負担が条例を制定することで可能になったものですが、こちらにつきましては、執行部において速やかに条例が制定されたことから、調査を取りやめたものです。

次に、会派制導入に関する調査研究。

会派制度の導入につきましては、当特別委員会で協議を行い、議会規程での制定を想定した案文を作成しました。しかし、全員協議会での意見などを受けて、制定は取りやめ、阿見町議会会派要綱（案）は改選後の議員に引き継ぐことになりました。改選後の議員におかれましては、会派制度の導入について協議を重ねて検討していただきたいと思いますところでございます。

次に、その他基本条例に定められている条項の見直しを行うための調査研究。

基本条例については、議会事務局の体制整備の規定を改める旨の改正案を作成いたしました。この報告の後、今定例会に提案いたします。

以降は、調査研究の過程で協議し、決定・実施した事項です。

会議での質疑・資料について。一般質問に当たって、以前の質問や答弁の調査を行うこと、議長の権限を厳格に運用すること、議案審議のために事前に議案書を読み込むことなどを決定し、実施いたしました。

予算特別委員会・決算特別委員会について。令和3年6月に予算決算特別委員会を設置して、当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査し、議会事業評価に関する提言書を町長に提出いたしました。

請願者の意見陳述について。請願の意見陳述申出があれば、原則として説明をしてもらうという運用といたしました。

議会アドバイザーについて。議会改革アドバイザーとして、前取手市議会事務局次長の岩崎弘宜氏を、令和3年度、令和4年度、令和5年度と委嘱をいたしました。

災害時の対応について。4回の訓練を実施し、阿見町議会災害対応規程と阿見町議会災害対応マニュアルを制定いたしました。

オンライン会議について。議会の委員会や全員協議会について、災害の発生や感染症の蔓延等で全体的に出席が困難な場合、オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能といたしました。この取組は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、大いに活用される

ことになりました。なお、現在は個々人の傷病についても、オンライン会議への参加を可能といたしております。

動画編集・動画配信について。研修会を開催するほか、動画配信の対象を予算決算特別委員会に広げるとともに、議会事務局職員が編集することで迅速な動画配信を行えるようになりました。

議会だよりのリニューアルについて。令和3年11月発行号から全面リニューアルし、全ページフルカラーとするとともに、写真の多用、本会議以外の活動の紹介など、紙面構成を刷新しました。リニューアル後も細かな改善を行っております。

模擬議会について。模擬議会の重要性は十分に理解したが、すぐに実施することは難しいと判断をいたしました。

通年議会について。メリット、デメリットについて議員間で討議していきます。

休日・夜間議会。町民へのPRと、議員の成り手不足の解消のためですが、PRの点ではインターネット配信により傍聴可能となっているため、成り手不足の面については継続協議をしていきます。

議会モニターについて。令和4年度は7名、令和5年度は12名の方々を議会モニターとして委嘱し、御意見をいただきました。議会モニターさんからの御意見は、当特別委員会の調査においても大変参考になりました。厚く御礼を申し上げます。

阿見町政治倫理条例について。条項の見直しを行うための調査研究と、条項の改正に係る協議を行い、各条項を改める旨の改正案を作成いたしました。この報告の後、今定例会に提案いたします。

議員定数について。類似団体と比較すると、阿見町議会18人に対して類似団体平均18.8人と、遜色ない人数となっております。当特別委員会での協議においては、定数を削減すべきという意見もありましたが、今後の人口増を考慮して、定数の増を検討すべきだという意見が多く、市制施行が確実となった時点において改めて検討すべきという結論に至りました。

主な成果。

令和3年は、通学路の安全についての研修会を経て、町民と協働での提言書・意見書を作成し、通学路の危険箇所への早急な対応を求める緊急提言書として町長に提出するとともに、通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書として国及び政府に提出いたしました。

令和4年度は、第17回マニフェスト大賞で、議会改革アドバイザー制度の取組が優秀躍進賞を受賞いたしました。

令和5年度は、リニューアル後の議会だよりの第173号が第37回町村議会広報全国コンクール

において奨励賞を受賞いたしました。

総括です。

令和2年9月より阿見町議会改革等調査研究特別委員会を立ち上げ、3年余りの期間にわたって調査研究を行いました。その間、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、ヨーロッパにおける軍事侵攻に端を発したエネルギー価格・諸物価の高騰など、世界情勢は目まぐるしく変化し、議会を取り巻く情勢もまた日々変わっております。

そのような状況下において、当特別委員会で調査研究し、また実施に移してきた事項が議会の活性化や持続的な運営の一助となったことは幸いでした。特にオンライン会議については、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で感染リスクを抑えた議会運営に有用なものでした。

個々の調査事項については、阿見町政治倫理条例の改正案や、阿見町議会基本条例の改正案並びに阿見町議会災害対応規程、阿見町議会災害対応マニュアルをはじめとした諸規程等として結実するとともに、阿見町議会政務活動費の交付に関する条例（素案）をはじめとした一連の素案や、阿見町議会会派要綱（案）を作成するに至りました。また、議会の運営についても大小様々な変化があり、過度に前例にとらわれることなく変化を容認する雰囲気が醸成されたことは、形あるものでなくとも大きな成果となりました。

当特別委員会における調査研究は、議員の任期満了を前に終了しますが、政務活動費の交付や会派制の導入、通年議会や休日・夜間議会など、今後の課題として残された事項も多くあります。また、議会改革は今や全国的な広がりを見せており、情報通信技術の加速度的な発展や人々の価値観の変容による社会変動とも相まって、地方自治体の議会には情勢の変化に応じた不断の改革が求められる時代となっております。

令和6年4月1日以降の任期となる改選後の議員においても、これらのことを踏まえ議会運営に当たられることを願って、特別委員会の総括といたします。

特別委員会調査報告書の提出。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなりましたので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和5年12月19日、議長宛て報告書を提出いたします。

当特別委員会の委員は、報告書にあるとおりでございます。

以上、特別委員会からの報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、阿見町議会改革等調査研究特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに決しました。

議員提出議案第5号 阿見町政治倫理条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第12、議員提出議案第5号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番（吉田憲市君） 提案理由を申し上げます。

議員提出議案第5号、阿見町政治倫理条例の一部改正について、理由を申し上げます。

本案は、議会改革等調査研究特別委員会における調査の結果、政治倫理基準の見直し、関係企業の契約辞退に係る規定の見直し、地方自治法の改正に対する対応、町長又は議長による政治倫理審査会への調査請求時における調査結果判明までの対象者保護などの措置を条例に反映するため、所要の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者、阿見町議会議員紙井和美、同じく柴原成一、同じく久保谷充、同じく川畑秀慈、同じく飯野良治、同じく栗原宜行、同じく高野好央。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

〔「異議がある人はどうすればいいの、これ」と呼ぶ者あり〕

○18番（吉田憲市君） この後、また質疑があるそうです。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 1点質疑をします。この政治倫理条例の一部を改正する条例の中に、旧でいくと第2条第1項第6号、町から補助金等の交付を受ける団体のうち、別に規則で定める団体の長とならないこと。これが削除になっているんですけども、その理由を教えてください。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 立ってします。座ってでいいですか。

○議長（平岡博君） はい。立ってお願いします。

○18番（吉田憲市君） それじゃあ、今の質問に対する説明というか、この特別委員会で行われた議論の一部を説明いたします。

現行の阿見町政治倫理条例第2条第1項第6号、町から補助金等の交付を受ける団体のうち、別に規則で定める団体の長とならないことが削除されているということなんですが、現行の阿見町政治倫理条例第2条第1項第6号の削除について、議会改革等調査研究特別委員会では、この4団体がどういった基準で選ばれたということが明確ではないということ。それと、近隣自治体の条例を確認したところ、このような内容の条項が存在しない。その他に、規則の中で、団体の長となってはいけない団体名を規定するか、団体の長となってもいい、大丈夫な団体名を規定するかなど様々な議論が出ました。

その結果、現行の阿見町政治倫理条例第2条第1項第6号を削除し、団体の長となっても大丈夫といたしました。この条例を制定したときの状況を考え、改正後の阿見町政治倫理条例第2条第1項第5号で、町職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないことと定めることにより、不正な行為を防ぐということは補うことができると判断した理由から、今回の一部改正を提案したものであります。

○議長（平岡博君） 9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） これ、はっきり言って、どれも説明を受けてないんですけど、今、4つの団体って言いましたけど、4つの団体ちょっと教えてもらえますか。

〔「4つの団体言った？ 聞いてないよ」「現行で書いてあったじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） それでは、今の質問にお答えいたします。もう何度か説明しているんですけども、その4つの団体というのは、まず、第2条第1項第6号に規定する団体とは、次に掲げる団体ということでございます。

阿見町商工会（関連団体を含む。）、社会福祉法人あすなる会、阿見町スポーツ少年団、阿見町子ども会育成連合会、この4つでございます。

○議長（平岡博君） その他ございますか。

久保谷実君。

○17番（久保谷実君） この政治倫理条例というのは、議員にとっても、それと町長と教育長か、この中入ってくるのは。特に厳しい、自分たちのことを自分で縛っていくとか、きちんとしていくという、非常に私たちにとってはつらいことを決めるしかないことだと思うんです。そこが、せっかくこの補助金の交付を受ける団体のうち別に規則で定めるって、これをなくすことは全く私は意味がないと思うんですよ。

今、言った、いろいろ出てくるんだったら、別に規則で定める、これを直せばいいわけでしょう。この第2条第1項第6号、町から補助金を受ける団体のうち、別に規則で定める団体の長とならないこと。これはちゃんと残して、別に規則で定めるという、その規則を直せば、今、委員長が言った、いろんな団体のこれはいいだろうとか、何かいろんな理由があるでしょうけども。これを決めるときには、そういう自分たちが自分たちを縛るわけだから。だから非常につらい判断をしたと思うんだよ。

これがなくして何でもいいんだよってなったら、そうすると何でもよくなっちゃうんですよ。だから、私はこれは残しておくべきだと思います。

○議長（平岡博君） 吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） そういう御意見もあろうかと思えます。

〔「討論だよ。これは討論」と呼ぶ者あり〕

○18番（吉田憲市君） じゃあ、討論では、答える必要ないですね。

○議長（平岡博君） 違う、違う。これは討論でなく質疑ですから。

○18番（吉田憲市君） いろいろなお考えの議員さんがいまして、その中で議論をし尽くした中でこういう結果になりました。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） すいません、1点御確認をさせていただきたいんですが、先ほど、久保谷実議員おっしゃったように、政治倫理条例、教育長、町長の意見書などもございます。そうしまして、町長、意見書を提出されている中で、第4条第1項第3号及び第7号の2親等以内の親族を削除し、または1親等以内の親族に改めることについて検討されたいということが記載されているんですが、そちらに対しての調査、そして経緯、これに伴って、その結果に伴って、このようなまた、結局2親等で役員になる企業となっておりますが、この経緯について、改めてお伺いいたします。質疑ですね。

○議長（平岡博君） 討論じゃない、質疑ですから、今。

○3番(栗田敏昌君) 質疑ですよ。この経緯を教えてください。

○議長(平岡博君) 吉田憲市君。

○18番(吉田憲市君) 今の質疑に対する答弁をします。

いろいろ特別委員会の中でも、この政倫審のこれに関してはいろいろけんけんがくがくございました。早い話が、2親等を1親等にするんなら全部取っ払っちゃったほうがいいんじゃないかという極端な意見もありました。しかし、これをつくるに当たっては、2親等にした理由がそこにあったと思うということで、結局じゃあ、このままでしておいたほうがいいんじゃないかという話になって、結論として、このままで2親等でということになりました。

2親等にするか、全部撤廃しちゃうかと、極端な意見2つに1つでした。ですから、1親等とか、そういう細かい改正じゃなくて、要らないんじゃないかという意見もございました。しかし、これをつくるに当たっては、相当な努力をして、つくった議員さんが、調査の結果、2親等がいいだろうということになったので、これはそのまま残したという次第です。

○議長(平岡博君) 栗田敏昌君。

○3番(栗田敏昌君) 今の説明ですと、町長の意見書に対しての回答にはなっていないと思うんです。町長は、2親等以内を1親等以内という検討をしてもらいたいって言うので、それに対しての答えにはなっていないのかなと僕は思うので、もう一度お伺いしてもいいですか。

○議長(平岡博君) 吉田憲市君。

○18番(吉田憲市君) 町長の意見としては、1親等を検討してくださいという、たしかありましたよね。

〔「検討したんだよ」と呼ぶ者あり〕

○18番(吉田憲市君) ちょっと黙っててくれるか。それで、もちろん1親等にしたほうがいいんじゃないかという、その町長の意見もございましたので、それを十二分に加味して、それで一からまたやり直したわけですよ。その結果、こういう結果になったんです。ですから、全然無視したわけではございません。いろいろやはり検討委員会でも、議員の皆さんいろいろお考えあります。私が、もう私の意見をここで言うわけにはいきませんので、その結果、こういうふうになったということでございます。

○議長(平岡博君) 栗田敏昌君。

○3番(栗田敏昌君) すいません。そしたら、その意見書に対しての回答書は提出されたんですか。伺います。回答を求めなくてもいい。ここが答えになる。

○議長(平岡博君) 吉田憲市君。

○18番(吉田憲市君) 町長からの要請は、1親等ということを再度考慮していただきたい

という話だったと思います。ですから、回答は求めていないよね。求めました？ 町長にお伺いします。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 政治倫理条例は、私と教育長も関わることでありますから、本当はこういった議論の中へ私たちも交せていただきたかったという思いがあります。

その中で、今、来年行われる選挙、町議会選挙に出たいというような方々から、この2親等の話もやはり出ています。私は、先ほど言われたように、2親等か撤廃かというようなことで議論されたということなんで、1親等の話はされてなかったのかなという思いがありましたけれども、1親等でいいのかということもあります。ただ、これから議員に出ていきたい人たちの、これが足かせになってはいけないのではないかというふうに思いまして、その話を意見を出させていただきました。

また、もう1つ、せっかくお話をさせていただいたので、先ほどの第2条第1項第6号ですか、各種団体の、補助金の団体の長というようなことがありましたけれども、私、議員になりたての頃に、この政治倫理条例というのができました。そのときにも、本人か1親等か2親等かというようなことで、私の記憶では1親等になったんだというふうに思いました。その後、私は議会から離れましたけれども、その中で第2条第1項第6号というのが出たのではないかなど。そのときに一番最初には団体の長というのは入っていませんでしたので、なぜそこに入ってきたのかなという思いがありまして、まずは何でそこに追加になったのかなということが私は知りたかったなど。

そういうことも含めまして、私にも関わることでありますから、参加させていただく、それと同時に、意見として出したものについては、こういうふうになりましたということだけはお話しただければありがたかったなど。

ただ、今のお話の中で、議論されたということでもありますから、それに従っていきたいなどというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

久保谷実君。

○17番（久保谷実君） まずは、先ほど討論になってない討論だと言われましたけども、私は反対いたします。それは言ったように、第2条第1項第6号をなぜ取ってしまったのかが理解できない。何回も言うようですけども、政治倫理条例は、町長、教育長、議員にとってかなり厳しいものを突きつけられるわけです。そういう中で、町から補助金等の交付を受ける団体のうち、別に規則で定める団体の長とならないこと、先ほど4つの団体出ましたけども、もしもそうだとするならば、この4つを違う団体に組み替えればいいわけですから、これを外すのは私は反対です。削除するのは反対いたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 私も反対で討論します。これ、町からの補助金を受けたところの長というのは、本当に大変な力を持つような形で、補助金を自由に使えるんですから、そういうところを……。4つの団体に規定する必要はないです。それは枠として置いておいて、4つのうち1つを消すとか2つ消すとか、そういうのならいいんですけど、4つ全部、これ自体をなくしちゃうということが規制を緩めるといって、政治倫理の規制を緩めることになると思いますので反対いたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 私も、こちらは反対の立場から討論を行わせていただきます。今回、改正後のほうの第2条第1項第5号ですかね、町職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないことっていう、もっともなことが記載されているんですけども、先ほどから話が上がっているように、その団体の長というのは、やはり町の中でも非常に権力というか力を持つ方が務められると思います。そういった方が、何でしょう、そういった職員の働き方に影響を与えない……。もし、この議会の中とかにいたら、私は影響を与えてしまうのではないかと非常に危惧をいたしますので、こちらの改正案に関しましては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） ほかに討論はございませんか。

3番栗田敏昌君。

○3番(栗田敏昌君) すいません、僕も反対のほうの立場から討論いたします。反対討論いたします。先ほどありましたように、やはり町長の意見書に対して、委員会として、根拠が僕にはちょっと分からないところと、本当にもしあれでしたら、本当に町長を呼んで本当にしっかり調査研究すべきだと思いますし、それで、委員会の中で決まったことを回答として出さないのも、僕個人としては、いかななものかなと思いますし、やはり時間がちょっと足りていないのかなと感じております。よって、反対といたします。

○議長(平岡博君) そのほかにも討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) それでは、討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。

議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 御異議がありますので、起立によって採決します。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(平岡博君) 起立多数であります。よって……。

〔「議長、すいません、賛成の方の討論はないんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) ないです。

〔「ないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) はい。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長(平岡博君) 起立多数であります。よって、議員提出議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第6号 阿見町議会基本条例の一部改正について

○議長(平岡博君) 次に、日程第13、議員提出議案第6号を議題とします。
本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君、登壇願います。

〔18番吉田憲市君登壇〕

○18番(吉田憲市君) それでは、提案理由を説明いたします。

議員提出議案第6号、阿見町議会基本条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、議会改革等調査研究特別委員会における調査の結果、議会改革及び議会機能の充実・強化を図るに当たり、議会事務局の体制整備を明瞭な規定によって議会基本条例に定めるため、所定の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者、阿見町議会議員紙井和美，同じく柴原成一，同じく久保谷充，同じく川畑秀慈，同じく飯野良治，同じく栗原宜行，同じく高野好央。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第14、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉

会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣言

○議長（平岡博君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和5年第4回阿見町議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

午後 0時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 久保谷 充

参 考 资 料

令和5年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第80号 議案第86号</p>	<p>令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項 損害賠償の額を定めることについて</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第81号 議案第82号 議案第83号 請願第2号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第80号 議案第84号 議案第85号 請願第3号</p>	<p>令和5年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号） 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和5年9月～令和5年11月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月1日	第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会について ・ 一般質問通告書の受付期間について ・ その他
	11月12日	301会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会について ・ 議会報告会の講評について ・ その他
	11月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回定例会会期日程等について ・ 請願・陳情等について ・ 議会報告会について ・ その他
産業建設 常任委員会	10月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業建設常任委員会所管事務調査について ・ その他
	10月24日	福島県桑折町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品振興事業について
	10月24日	岩手県一関市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者支援事業について
	10月25日	岩手県盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「MORIO Pay」に関する取り組みについて
議会改革等調査 研究特別委員会	10月14日	301会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニターとの意見交換

広聴広報 特別委員会	10月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第178号の発行について ・議会モニターからのご意見について ・議会モニター会議の進行について ・議会モニター会議リハーサル ・その他
	10月14日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター会議 ・議会モニター会議講評 ・その他
	10月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第178号の発行について ・次回の議会モニター会議について ・その他
	11月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター会議について ・その他
全員協議会	10月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町退職者復職（カムバック）制度創設について ・民間保育所整備・運営法人の公募について ・令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価について ・その他
	11月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度3か年実施計画について ・第7次総合計画パブリックコメントの実施について ・その他
	11月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）子育て支援総合センターの整備について

全 員 協 議 会	11月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none">・牛久阿見 I C 周辺開発事業に係る土地 利用検討状況について・その他
-----------	--------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月18日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年第2回組合議会定例会提出予定案件について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合議会の個人情報保護に関する条例について ・ その他 		<p>吉田憲市 久保谷充</p>
	10月27日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について ・ 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・ 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について ・ 龍ヶ崎地方衛生組合議会の個人情報保護に関する条例について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>吉田憲市 久保谷充</p>
	<p>11月9日 ～ 11月10日</p>	<p>龍ヶ崎地方衛生組合行政視察研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みやま市バイオマスセンター (福岡県みやま市) 		<p>吉田憲市 久保谷充</p>

龍ヶ崎地方衛生組合	11月9日 ～ 11月10日	・ふくおか県央環境広域施設組合「汚泥再生処理センター」(福岡県嘉麻市)		吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町齋場組合	11月17日	全員協議会 ・令和5年第2回組合議会定例会の議案説明について ・齋場利用状況報告について		野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
	11月17日	第2回定例会 ・令和5年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算(第1号) ・令和4年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決 原案認定	野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月1日	全員協議会 ・議員提案による定例会提出議案について ・その他		難波千香子 海野 隆 栗原宜行
	11月10日	第2回定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正	原案可決 原案可決 原案可決	難波千香子 海野 隆 栗原宜行

稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> する条例について ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・ 令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号) ・ 令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会の個人情報保護に関する条例について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会規則の読点の表記を改める規則について ・ 契約報告について <ul style="list-style-type: none"> ア 事務用パソコン購入 イ 利根消防署庁用備品の購入 ・ 自治功労者表彰の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> 原案認定 原案認定 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 	<p>難波千香子 海野 隆 栗原宜行</p>
	11月21日 ～ 11月22日	<p>稲敷地方広域市町村圏事務組合 行政視察研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲府地区広域行政事務組合消防本部(山梨県甲府市) ・ 山梨県立防災安全センター(山梨県中央市) 		<p>海野 隆</p>

請 願 文 書 表

令和5年第4回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名	紹介議員名	議決結果
2	令和5年11月24日	<p>1. 件名 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などがおこります。発症の原因としては交通事故、転倒（しりもち）、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われています。原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の場合がありますが、この病気は通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状です。</p> <p>茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医は現在までいた事はありません。そのため、県内の患者は寝たきりや座位が長時間難しい状態の中、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ません。その上、この病気の大変なところは長期間において症状が続き、唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回する事が一般的です。しかし、県内で、保険適応で長期において経過などをきちんと観察出来る医療施設は無いのが現状です。</p> <p>脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いるといわれ多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。24時間365日続く頭痛に効果のある薬が無い患者も半数以上です。早急に難治性の患者の救済をするために、新しい治療の研究、そして、難治性の長期疾患患者の難病指定を望みます。</p>	茨城県筑西市藤ヶ谷1213-1 脳脊髄液減少（漏出）症 Our Wish 代表 篠原克子	海野 隆	

	<p>(請願事項)</p> <p>1、茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を少なくとも一か所設置すること。</p> <p>2、国の研究機関で難治性の患者の診断基準及び治療体制を確立すること、治療方法を早期に確立できるよう研究する事。更に難治性の長期疾患患者を指定難病へ追加すること。</p>			
--	---	--	--	--

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者	氏名 紹介議員	議決結果
3	令和5年11月24日	<p>1. 件名 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指し食料・農業政策への転換を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨</p> <p>世界的な食料危機は、食料の6割以上を世界の国々に依存する国民食料の危うさを浮き彫りにする一方、日本の地域農業・食料生産を支える基幹的農業従事者はこの10年で3割も減少し、地域農業は崩壊の危機に瀕しています。</p> <p>こうした流れに歯止めをかけ、いまこそ国産食料の増産と、実効性のある国内食料自給率の向上に向けた施策、命の源である食料生産を支える大多数の家族農業経営を支援する農政が求められています。</p> <p>私たちは、政府に対してすべての国民に対して安全な食料を享受する権利を保障するとともに、不安定な原料や輸入農畜産物に依存した政策を改めるべきだと考えます。以上の趣旨から下記の事項を請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1、国内で食料を増産し、日本の食料自給率を向上・改善すること。とくに食料自給率を国内農政の重点政策に据えること。</p> <p>2、国内食料自給率の低下を招く、経済連携協定を見直すこと。とりわけ輸入義務ではないミニマムアクセス(MA)米は即刻中止・見直しを図ること。</p> <p>3、「農業者個別所得補償制度」の復活、「水田活用直接支払交付金の見直し」の中止など、家族農業を支える政策を実行すること。</p> <p>4、全国各地の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援・拡充すること。また地元産の安全な農畜産物・食品の活用する施策を図ること。</p>	茨城県稲敷郡阿見町小池 2157-24 県南農民組合 組合長 渋谷俊昭	海野隆	

令和5年12月19日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年12月8日（金）午前10時00分～午前10時22分
2. 審査委員 海野 隆
難波千香子
飯野 良治
高野 好央
石引 大介
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第80号 内 総務常任委員会所管事項
議案第86号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年12月19日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年12月8日（金）午後2時00分～午後3時48分
2. 審査委員 紙井 和美
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
平岡 博
栗原 宜行
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第76号
議案第77号
議案第78号
議案第79号
議案第80号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第81号
議案第82号
議案第83号
 - ・採択したもの
請願第2号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和5年12月19日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 吉田 憲市

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和5年12月11日（月）午前10時00分～午前10時45分
2. 審査委員 吉田 憲市
栗田 敏昌
久保谷 充
野口 雅弘
樋口 達哉
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第80号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第84号
議案第85号
・採択したもの
請願第3号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

阿見町議会議長 平岡 博 殿

阿見町議会改革等調査研究特別委員会報告書

令和5年12月19日

阿見町議会改革等調査研究特別委員会

委員長	吉田 憲市
副委員長	紙井 和美
委員	柴原 成一
〃	久保谷 充
〃	川畑 秀慈
〃	飯野 良治
〃	栗原 宜行
〃	高野 好央

【目次】

I	特別委員会設置にいたる経緯	1
II	特別委員会の名称及び調査事項	1
III	調査内容及び結果	2
IV	主な成果	11
V	総括	11
VI	特別委員会調査報告書の提出	12
VII	資料	12

I 特別委員会設置にいたる経緯

阿見町議会は、平成27年12月22日、阿見町議会基本条例（以下「基本条例」という。）を制定し、平成28年4月1日から施行している。これまで基本条例に基づいて、本会議のインターネット中継、全員協議会の公開、議会報告会の開催、タブレット端末の導入など多くの改革を行ってきた。基本条例制定から5年経過していること、制定以降2回の選挙を経て新しい議員が誕生したことなど、基本条例制定当時から議会を取り巻く状況も、議会内部も大きく変化している。以上のことから、基本条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、基本条例に定められている条項の見直しを行うため、令和2年第3回阿見町議会定例会において、地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第4条の規定に基づき、「阿見町議会改革等調査研究特別委員会の設置について」の議員提出議案が提出され、議会の議決により特別委員会を設置した。

II 特別委員会の名称及び調査事項

1. 名 称：阿見町議会改革等調査研究特別委員会
2. 設置根拠：地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第4条
3. 目 的：阿見町議会基本条例（以下「基本条例」という。）を制定から5年経過している。制定以降2回の選挙を経て新しい議員が誕生したことなど、基本条例制定当時から議会を取り巻く状況及び議会内部も大きく変化していることから、この基本条例の目的の達成状況その他議会活動及び議員活動について、基本条例に定められている条項の見直しを行うため、地方自治法第109条第4項の規定により、阿見町議会改革等調査研究特別委員会を設置するものとする。
4. 調査事項：
 - I 阿見町議会議員報酬及び費用弁償に係る経緯に関する調査研究
 - II 政務活動費を含む研究研修調査費用等に関する調査研究
 - III 町村議員選挙における供託金と公営選挙に関する調査研究
 - IV 党派制導入に関する調査研究
 - V その他基本条例に定められている条項の見直しを行うための調査研究
5. 委員数：9人（令和4年6月7日まで）
8人（令和4年6月7日から）
6. 調査期間：令和2年9月25日から当該調査終了まで。閉会中も調査研究を行うことができる。
なお、特別委員会設置後に決定した「議会改革等調査研究についての検討要綱」において、調査期間を令和5年12月までとした。

Ⅲ 調査内容及び結果

1. 調査日時（委員会）

回数	調査日	調査内容
第1回	令和2年10月13日(火)	・議会改革等調査研究についての検討要綱（案）について
第2回	令和2年11月10日(火)	・今後の進め方について
第3回	令和2年12月4日(金)	・会議での質疑について ・会議での資料について ・予算特別委員会について ・決算特別委員会について ・請願者の意見陳述について ・議会日程の現状と課題について
第4回	令和2年12月15日(火)	・全国町村議会議長会議長・副議長研修会講演視聴 ・会議での質疑について ・会議での資料について ・予算特別委員会について ・決算特別委員会について ・請願者の意見陳述について ・議会日程の現状と課題について
第5回	令和3年1月27日(水)	・前回までの協議結果について ・執行部との意見交換会について ・請願者の意見陳述について
第6回	令和3年2月19日(金)	・議会改革アドバイザーの委嘱について ・執行部への要望書について ・予算審議に必要な情報の聴取について
第7回	令和3年2月25日(木)	・執行部への要望書の提出について ・予算審議に必要な情報の聴取について ・タブレット端末の運用について
第8回	令和3年4月1日(木)	・議会改革アドバイザー委嘱状交付式について
第9回	令和3年4月10日(土)	・災害時の対応について ・分科会の設置について
第10回	令和3年5月9日(日)	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について
第11回	令和3年5月23日(日)	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・議会だよりのリニューアルについて ・会派制について
第12回	令和3年6月3日(木)	・決算審査の進め方について

回数	調査日	調査内容
第13回	令和3年6月20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・会派制について
第14回	令和3年7月18日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・予算決算特別委員会の配信について ・会派制について
第15回	令和3年8月29日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・模擬議会について ・議会モニターについて ・通年議会、休日・夜間議会について ・全員協議会、議会だより編集委員会、議会報告運営委員会について
第16回	令和3年10月17日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画配信について
第17回	令和3年11月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・オンライン会議について
第18回	令和3年11月21日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画配信について
第19回	令和3年12月18日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・動画配信について ・阿見町政治倫理条例の一部改正について ・令和4年度以降の議会組織体制について
第20回	令和4年1月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・動画配信について ・令和4年度以降の議会組織体制について
第21回	令和4年1月23日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・動画配信について ・阿見町政治倫理条例の一部改正について ・令和4年度以降の議会組織体制について
第22回	令和4年3月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・中間報告書について
第23回	令和4年5月15日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等について
第24回	令和4年5月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の進捗について

回数	調査日	調査内容
第25回	令和4年6月4日(土)	・類似団体の議員報酬・定数等について ・阿見町の人口推計・財政の見通しについて
第26回	令和4年6月26日(日)	・議員報酬等について
第27回	令和4年7月18日(月)	・政務活動費について
第28回	令和4年9月11日(日)	・政務活動費について ・政治倫理条例について
第29回	令和4年10月8日(土)	・政務活動費について ・政治倫理条例について
第30回	令和4年11月18日(金)	・政治倫理条例について
第31回	令和4年12月12日(月)	・政治倫理条例について
第32回	令和5年1月30日(月)	・政治倫理条例について
第33回	令和5年2月12日(日)	・政治倫理条例について ・議会基本条例について
第34回	令和5年3月20日(月)	・政治倫理条例について ・議会基本条例について
第35回	令和5年4月17日(月)	・令和5年度スケジュール(案)について ・議会基本条例について
第36回	令和5年5月14日(日)	・所管事務調査について ・議会基本条例について
第37回	令和5年6月25日(日)	・議会基本条例について
第38回	令和5年7月8日(土)	・議会基本条例について
第39回	令和5年8月26日(土)	・政治倫理条例について ・議会基本条例について ・今後の特別委員会の進め方について
第40回	令和5年9月8日(金)	・政治倫理条例について ・議会基本条例について ・議会モニターとの意見交換について
第41回	令和5年9月26日(火)	・議会モニターとの意見交換について
第42回	令和5年10月14日(土)	・議会モニターとの意見交換
第43回	令和5年12月5日(火)	・阿見町政治倫理条例について ・阿見町議会基本条例について ・会派について ・阿見町議会改革等調査研究特別委員会報告書について

2. 調査日時（研修会）

回数	調査日	調査内容
	令和3年1月13日(水)	・議会改革に向けての議員勉強会
第1回	令和3年5月23日(日)	・地方議会議員の役割について ・質疑質問のあり方と質問力の向上について
第2回	令和3年6月20日(日)	・予算・決算審査について
第3回	令和3年7月18日(日)	・通学路の安全について
第4回	令和3年8月29日(日)	・一般質問クリニック
第5回	令和3年10月17日(日)	・決算審査を振り返って
第6回	令和3年11月21日(日)	・決算審査を振り返り、予算審査に向けて
第7回	令和3年12月18日(土)	・議論を尽くす議会に「討議」
第8回	令和4年1月23日(日)	・予算審議に向けて

3. 調査日時（視察研修）

行先	調査日	調査内容
宮城県大和町議会	令和5年6月27日(火)	・議会改革の取組について ・質疑応答・意見交換
宮城県柴田町議会	令和5年6月28日(水)	・議会改革の取組について ・質疑応答・意見交換

4. 調査内容

調査事項Ⅰ 阿見町議会議員報酬及び費用弁償に係る経緯に関する調査研究

議員報酬については、議会改革アドバイザーの意見も参考にしながら委員会における調査研究を行った。調査に当たっては、阿見町の人口推計、阿見町の財政の見通し、類似団体との比較といった観点から行った。人口推計については、増加することが見込まれるとの結論に至り、これは町の人口が5万人を超えたことで裏付けられたものと考えられる。財政の見通しについては、人口増の影響や、近隣自治体と比較して安定した財政状況等に鑑みると、決して楽観視はできないものの、事業の選択と集中により安定した持続可能な財政運営を行うことができるものと見込まれる。

その反面、住民一人当たり議会費の負担額は、全国平均3,700円程度に対して3,100円程度と平均を少なからず下回っている状況にある。また議員報酬に着目しても、人口規模を中心項目とした類似団体51議会と比較すると、議員報酬額で月額4万円程度、議長報酬額で月額6万円程度下回っている。

地方議会は、全国的に成り手不足が問題となっており、国も地方自治法の改正をするなどして対応を図っているところである。町民ニーズの多様化・複雑化・高度化が進む昨今の状況を考えると、議会にも若年層・壮年層・老年層の各世代から、その性別を問わず多様な人材が参画することが求められるが、現状で少なくなっている若年層・壮年層の参画をうながすには、適正な額の議員報酬が支給され、経済的な安定のもと、議員活動に専念することができる環境づくりが有効であると考えられる。

これらのことを踏まえて、議会モニターとの意見交換を行ったところ、議員報酬の増を認める意見が少なからずあったものの、全体での積極的な賛同を得るまでには至らず、物価高騰や増税の影響がある中での議員報酬の増に対して疑問を呈する意見もあった。同様の意見は委員会内における協議においても委員から出ており、現時点では議員報酬の増は難しい状況にあるという結論に至った。

一方で、多様な人材の参画をうながすという観点はなお有効なものであり、また物価高騰の影響は議員活動にも当然に及ぶものであることなどに鑑みると、市制施行が確実となった時点において、あらためて議員報酬の増について検討すべきであることを意見として付するものである。

なお、費用弁償については、議員の費用弁償を支給しないものとする条例の制定改廃が平成17年7月から断続的に行われてきたが、その発端は、当時、税収の伸び悩みに加え、地方交付税の不交付団体となるなど町の財政が厳しい状況にあったことから、議員自らが財政健全化に寄与するために行ったものであった。現在の町の財政状況については、当時に比べて好転しており、前述のとおり近隣自治体と比較しても安定傾向にある。また、費用弁償は、地方自治法第203条の規定に基づき支給されるものであるが、これを受ける権利は公法上の権利であり、条例でこれを支給しないことと定めることはできないとする大審院判決が出ている。以上のことから、議員の費用弁償は支給することが妥当であるとするものである。

調査事項Ⅱ 政務活動費を含む研究研修調査費用等に関する調査研究

政務活動費については、議員報酬と併せて調査研究を行った。調査の結果、茨城県内44市町村のうち29市町村で交付がされており、阿見町議会においても議員活動の向上につながることから、実際の交付を前提とした素案の作成を行い、「阿見町議会政務活動費の交付に関する条例（素案）」、「阿見町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（素案）」、「阿見町議会政務活動費に関する規程（素案）」並びに「逐条解説（素案）」、「阿見町議会政務活動費取扱要領（素案）」として取りまとめたものである。

一方で、政務活動費の具体的な額については、委員会内でも意見が分かれ、シミュレーションによる額の算定を試みたものの、議員間で額が大きく異なることから、算定には至らなかった。また、政務活動費の予算化に当たっては、その根拠とともに具体的な額を示すことが執行部からも求められている。

令和6年4月1日以降の任期となる改選後の議員においては、政務活動費の額の算定に係る協議、討議及び調査研究をあらためて行い、当特別委員会で作成した一連の素案を活用して、政務活動費の交付を実現することに期待するものである。

なお、議員報酬と併せて政務活動費についても議会モニターとの意見交換を行ったところ、議員報酬の増に比べ、政務活動費の必要性については理解を示し、交付することを認める意見が多かったことを申し添えるものである。

調査事項Ⅲ 町村議員選挙における供託金と公営選挙に関する調査研究

令和2年6月12日改正の公職選挙法に基づき、町村議員選挙においては15万円の供託金が義務付けられるとともに、条例を定めることで、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用を公費により負担することが可能となった。

当特別委員会の調査開始時点においては改正法が未施行の状態であったが、令和2年12月12日に改正法が施行され、令和3年第1回定例会において、執行部から「阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の制定が提案され、同年3月19日に可決された。以上のように、改正法の施行後、速やかな条例制定に至ったことから、調査事項Ⅲについては調査を取りやめた。

調査事項Ⅳ 会派制導入に関する調査研究

令和4年3月定例会における中間報告では、「制度導入によるメリット、デメリットを対話によって整理した結果、継続協議となった」旨の報告が行われた。その後も、宮城県大和町議会の視察研修時に質問があるなど折に触れて協議を行い、令和5年12月5日開催の委員会において、会派内での議員間の討議に資することを主たる目的として、議会規程での制定を想定した阿見町議会会派要綱の案文をとりまとめ、同月6日の全員協議会で報告した。

全員協議会においては、議員間の討議は実質的に行われているとの意見や、会派制を導入するならば、政務活動費の交付や会派代表者会議など議会運営の制度に直接的に関わることをあらかじめ想定したものとすべきとの意見などが出されたことから、議会規程での制定は取りやめ、阿見町議会会派要綱（案）として令和6年4月1日以降の任期となる改選後の議員に引き継ぐこととなった。

改選後の議員においては、会派性の導入について、さらなる協議を重ねて検討されたい。

調査事項Ⅴ その他基本条例に定められている条項の見直しを行うための調査研究

基本条例については、条項の見直しを行うための調査研究と、条項の改正に係る協議を行い、第14条(議会事務局の体制整備)の規定を改める旨の改正案を作成した。令和5年第4回定例会に議員提出議案として提出するものである。

また、調査研究の過程で協議し、決定・実施した事項は、次のとおり；

①会議での質疑・資料について

- ・一般質問を行う際は、以前の質問や答弁の調査を行う。
- ・一般質問通告書は、事前に十分調査した上で提出する。
- ・議長の権限(会議の主宰権と議会の代表権)を厳格に運用する。
- ・議案審議のために事前に議案書を読み込み、必要に応じて所管常任委員会あるいは議員個人で現地調査を行う。
- ・質疑は説明に対するものとして関連質問は認めない。
- ・質疑は簡潔明瞭にして、持論を述べることは避ける。

②予算特別委員会・決算特別委員会について

- ・従来通り全議員で構成する。
- ・議員が予算・決算の意義と考え方を理解し、十分な準備をしたうえで委員会に臨む。
- ・当初予算、決算及び事務事業を一体的に審査・調査するため、令和3年6月に予算決算特別委員会を設置した。
- ・政策形成サイクルに基づく議会事務事業調査・評価を行い、令和4年第3回定例会及び令和5年第3回定例会において、議会事業評価に関する提言書を町長に提出した。

③請願者の意見陳述について

- ・阿見町議会委員会における請願者の意見陳述に関する規程にあるとおり、請願者の意見陳述申し出があれば、原則として説明してもらうという運用とする。
- ・運用する中で課題が出てきたときに再協議していく。

④議会改革アドバイザーについて

- ・令和3年1月に開催した(現取手市総務部情報管理課長)岩崎弘宜氏による議員勉強会が好評であったことから、令和3年4月に議会改革アドバイザーを設置し、岩崎氏を委嘱した。
- ・令和4年度及び令和5年度についても、引き続き岩崎氏を議会改革アドバイザーとして委嘱した。

⑤災害時の対応について

- ・議会において以下の訓練を実施した。
 - 令和3年5月27日：訓練等の事前説明(オンライン会議)
 - 令和3年6月10日：緊急連絡訓練
 - 令和3年7月13日：マイタイムライン作成(オンライン研修)
 - 令和3年7月18日：図上訓練
- ・これらの訓練で検証を重ね、令和3年12月に以下の規程・マニュアルを制定した。

●阿見町議会災害対応規程

地震等の災害が発生したときには、町議会災害対策会議を設置し、町災害対策本部

の災害対策活動を支援し、町民生活の早期安定及び復旧を目指すもの。

●阿見町議会災害対応マニュアル

災害対策会議が設置されたとき、時間の経過とともにどのように行動すべきかを具体的に示したもの。

⑥オンライン会議について

- ・令和3年9月に「阿見町議会委員会条例」及び「阿見町議会会議規則」を改正し、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開催する場所への出席が困難な場合、オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能とした。
- ・令和5年3月に「阿見町議会委員会条例」を改正し、傷病等のやむを得ない理由により参集が困難な場合にもオンライン会議システムを活用した会議に参加することを可能とした。
- ・「阿見町議会オンラインによる委員会開催要綱」を制定し、オンラインによる委員会の開催方法、表決の方法その他必要な事項を定めた。
- ・オンラインによる委員会の開催実績として、新型コロナウイルス感染拡大を受け、以下の会議でオンライン出席を認めた。

令和4年1月23日：第21回議会改革等調査研究特別委員会

令和4年2月9日：予算決算特別委員会

令和4年2月25日：第3回議会運営委員会

令和4年3月3日：第22回議会改革等調査研究特別委員会

令和4年4月19日：第8回全員協議会

令和4年4月19日：予算決算特別委員会

令和4年4月19日：総務常任委員会

令和4年8月30日：第16回全員協議会

令和4年12月20日：第24回全員協議会

令和4年12月20日：第25回全員協議会

令和4年12月20日：予算決算特別委員会

令和5年1月19日：第8回広聴広報特別委員会

令和5年1月19日：第1回全員協議会

令和5年1月18日：予算決算特別委員会

令和5年2月7日：第2回全員協議会

令和5年2月7日：予算決算特別委員会

令和5年2月13日：民生教育常任委員会

⑦動画編集・動画配信について

- ・研修会の開催など、以下のとおり実施した。

令和3年6月9日：議会改革等調査研究特別委員会委員対象動画編集研修会を実施

令和3年7月13日：全議員対象動画編集研修会を実施

令和3年9月：予算決算特別委員会のライブ配信・録画配信を開始

令和4年1月1日：阿見町議会新年挨拶の動画を配信

令和5年1月1日：阿見町議会新年挨拶の動画を配信

- ・本会議、予算決算特別委員会の録画配信動画の編集については、議会事務局職員が行うよう態勢を整備し、迅速な動画配信を行えるようになった。

⑧議会だよりのリニューアルについて

- ・令和3年11月発行号から全面リニューアルし、「写真を多用」「全ページフルカラー」「本会議以外の委員会活動や議会活動を紹介」「ページ数を減らしコスト削減」などを行った。
- ・議会モニターを始めとした町民の意見に基づき、リニューアル後も細かな改善を行っている。

⑨模擬議会について

- ・模擬議会の重要性は十分に理解したが、すぐに実施することは難しいと判断。当面はインターネット配信も含めた傍聴を促す。

⑩通年議会について

- ・メリット、デメリットについて議員間で討議していく。

⑪休日・夜間議会

- ・町民へのPRと、議員の成り手不足の解消のためであるが、PRという点ではインターネット配信により傍聴可能となっているため、成り手不足の面については継続協議する。

⑫議会モニターについて

- ・令和4年2月に「議会モニター設置要綱」を制定し、令和4年度から運用を開始した。
- ・令和4年度は7名の方々を議会モニターとして委嘱し、議会モニター会議を2回開催した。
- ・令和5年度は12名の方々を議会モニターとして委嘱し、議会モニター会議を3回開催予定。また議員との意見交換を前年度の倍となる全4回開催するとともに、いただいた意見に基づき、令和6年第1回定例会において広聴広報特別委員会から報告を行う予定。

⑬阿見町政治倫理条例について

- ・阿見町政治倫理条例については、条項の見直しを行うための調査研究と、条項の改正に係る協議を行い、各条項を改める旨の改正案を作成した。
- ・委員会で協議した改正案について、議会モニターに意見を求め、その結果、さらなる改正を行う形で修正した。修正後の改正案については、町長・教育長に意見を求め、またパブリックコメントを実施し、町民からの意見も広く求めた。
- ・最終的な改正案については、令和5年第4回定例会に議員提出議案として提出するものである。

⑭議員定数について

- ・議員定数については、人口規模を中心項目とした類似団体51議会と比較すると、阿見町議会18人に対して類似団体平均18.8人と、遜色ない人数となっている。
- ・当特別委員会での協議においては、議員の成り手不足解消に資する議員報酬増の原資とするため、議員定数を削減するという意見もあったが、今後の人口増加に鑑みると、議員定数の増を検討すべきという意見が多かった。なお、議会モニターとの意見交換においては、議員定数を20人とする意見が最も多かった。
- ・議員定数については、財政的な面からは議員報酬の額と一体不可分な関係にあることから、市制施行が確実となった時点においてあらためて検討すべきという結論に至った。

IV 主な成果

令和3年8月1日	7月18日に開催した「通学路の安全」についての研修会から、町民と協働での提言書・意見書を作成した。
令和3年8月17日	令和3年第4回臨時会で「通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書」を可決し、国及び政府に提出した。
令和3年9月	第16回マニフェスト大賞（主催：マニフェスト大賞実行委員会）で「議会改革アドバイザー制度」の取り組みがエリア選抜に選ばれた。
令和4年2月	全国町村議会議長会「令和3年度町村議会表彰」を受賞した。
令和4年11月	第17回マニフェスト大賞（主催：マニフェスト大賞実行委員会）で「議会改革アドバイザー制度」の取り組みが優秀躍進賞を受賞した。
令和5年2月	リニューアル後の議会だより「あみ〜る」第173号が第37回町村議会広報全国コンクールにおいて奨励賞（企画・構成部門）を受賞した。
令和5年11月	第18回マニフェスト大賞（主催：マニフェスト大賞実行委員会）で「議会改革アドバイザー制度」の取り組みがエリア選抜に選ばれた。

V 総括

令和2年9月より阿見町議会改革等調査研究特別委員会を立ち上げ、3年余りの期間にわたって調査研究を行ってきた。その間、新型コロナウイルス感染症のまん延や、ヨーロッパにおける軍事侵攻に端を発したエネルギー価格・諸物価の高騰など、世界情勢はめまぐるしく変化し、議会を取り巻く情勢もまた日々変わっている。

そのような状況下において、特別委員会で調査研究し、また実施に移してきた事項が、議会の活性化や持続的な運営の一助となったことは幸いであった。特にオンライン会議については、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で感染リスクを抑えた議会運営に有用なものであった。

個々の調査事項については、阿見町政治倫理条例の改正案、阿見町議会基本条例の改正案並びに阿見町議会災害対応規程、阿見町議会災害対応マニュアルを始めとした諸規程等として結実するとともに、阿見町議会政務活動費の交付に関する条例（素案）を始めとした一連の素案や阿見町議会会派要綱（案）を作成するに至った。また、議会の運営についても大小さまざまな変化があり、過度に前例にとらわれることなく変化を容認する雰囲気醸成されたことは、形あるものでなくとも大きな成果となった。

当特別委員会による調査研究は、議員の任期満了を前に終了するが、政務活動費の交付や会派制の導入、通年議会や休日・夜間議会など、今後の課題として残された事項も多い。また、議会改革は今や全国的な広がりを見せており、情報通信技術の加速度的な発展や人々の価値観の変容による社会変動とも相まって、地方自治体の議会には情勢の変化に応じた不断の改革が求められる時代となっている。

令和6年4月1日以降の任期となる改選後の議員においても、これらのことを踏まえた議会運営に当たられることを願って、当特別委員会の総括とする。

VI 特別委員会調査報告書の提出

阿見町議会改革等調査研究特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなったので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和5年12月19日、議長あて報告書を提出する。

VII 資料

阿見町議会改革等調査研究特別委員会委員

職名	氏名	備考
委員長	吉田 憲市	
副委員長	紙井 和美	
委員	川畑 秀慈	
委員	高野 好央	
委員	海野 隆	令和4年4月6日まで
委員	樋口 達哉	令和4年4月6日まで
委員	石引 大介	令和4年4月6日まで
委員	栗田 敏昌	令和4年4月6日まで
委員	落合 剛	令和4年12月2日まで
委員	久保谷 充	令和4年4月6日から
委員	飯野 良治	令和4年4月6日から
委員	栗原 宜行	令和4年4月6日から
委員	永井 義一	令和4年4月6日から同年5月2日まで
委員	柴原 成一	令和4年12月7日から